

第 7 回

川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査

報 告 書

令和 3（2021）年 8 月

川 崎 市

目 次

I	調査概要	1
II	アンケート調査の結果	
1	子どもの権利条例について	6
2	あなたの生活について	3 1
3	相談するところについて	4 3
4	学校・地域のことについて	4 8
5	あなたの思いについて	6 1
III	川崎市子どもの権利委員会からの意見	
1	諮問事項に基づく分析の視点と枠組み	7 6
2	条例の内容と条例に基づく仕組みは、どのくらい認知されているのか	7 8
3	条例の考え方は、実生活においてどのくらい生かされているのか	8 0
4	自己肯定感・生活の満足度・多様性の尊重と、 自己肯定感に影響する環境要件	8 6
5	子どもの権利条例を生かしていくための提案（自由記述の分析）	8 7
6	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う 休校期間中の過ごし方から見出される課題	8 8
	参考	9 1
	参考資料	9 5
1	単純集計表（子ども）	9 6
	単純集計表（おとな）	1 1 2
	単純集計表（職員）	1 2 3
2	調査票（子ども）	1 3 2
	調査票（おとな）	1 4 0
	調査票（職員）	1 4 8
3	川崎市子どもの権利に関する条例	1 5 6

本報告書中の「条例」または「子どもの権利条例」という記述は、特に断りがなければ、「川崎市子どもの権利に関する条例」をいう。

I 調査概要

1 調査の目的

本調査は、子どもの権利の視点から本市の施策を総合的に展開していくため、川崎市が、子どもを含む川崎市民及び子どもに関わる職員の子どもの権利保障に関する実態や意識を経年的に把握すること、また、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づいて設置された「川崎市子どもの権利委員会」が、令和元年12月26日に市長から諮問された「子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方」に関する調査・審議の基礎となる資料を得ることを目的としています。

2 調査の設計

本調査の設計は以下のとおりです。

(1) 調査地域 川崎市内

(2) 調査対象

子ども調査……………市内に居住する満11歳から満17歳までの個人

おとな調査……………市内に居住する満18歳以上の個人

市立施設等の職員調査……市立施設等の職員

(3) 標本数 3,500人

子ども調査……………2,100人

(11・12歳、13～15歳、16・17歳それぞれ700人ずつ)

おとな調査……………900人

市立施設等の職員調査……………500人

(4) 抽出方法

子ども調査……………住民基本台帳から2,100人(人口比2.9%にあたる外国人住民分60人含む)を無作為抽出

おとな調査……………住民基本台帳から900人(人口比2.9%にあたる外国人住民分26人含む)を無作為抽出

市立施設等の職員調査……抽出した施設(学校など)の職員

(5) 調査方法 郵送調査(インターネット回答併用)

(6) 調査期間 令和2(2020)年9月

3 回収結果

本調査の回収結果は、次のとおりです。

(1) 有効回答数（数字は左が回収数、カッコ内が送付数です。）

子ども調査…………… 604件（2,100件）
 11・12歳 280件（700件）
 13～15歳 228件（700件）
 16・17歳 90件（700件）
 年齢不明 6件

おとな調査…………… 322件（900件）

市立施設等の職員調査…… 344件（500件）

総 計…………… 1,270件（3,500件）

(2) 有効回収率（数字は左が今回（令和2（2020）年調査）回収率、
 カッコ内が前回（平成29（2017）年調査）回収率です。）

子ども調査…………… 28.8%（32.9%）
 11・12歳 40.0%（41.4%）
 13～15歳 32.6%（31.4%）
 16・17歳 12.9%（24.1%）

おとな調査…………… 35.8%（31.3%）

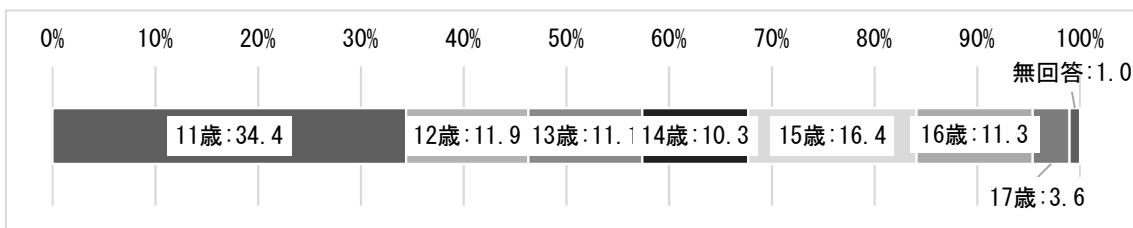
市立施設等の職員調査…… 68.8%（76.8%）

総 計…………… 36.3%（38.8%）

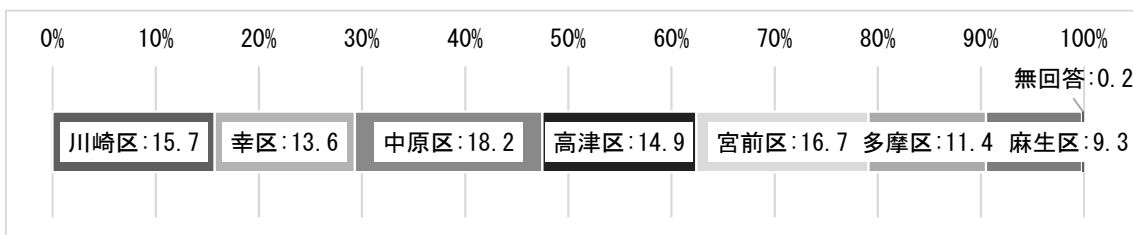
4 回答者（サンプル）の属性

(1) 子ども 回答数 604件（発送数2,100件、回収率28.8%）

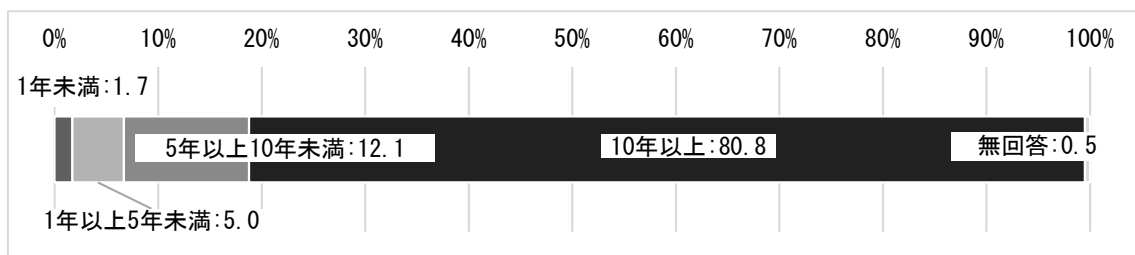
【年 齢】



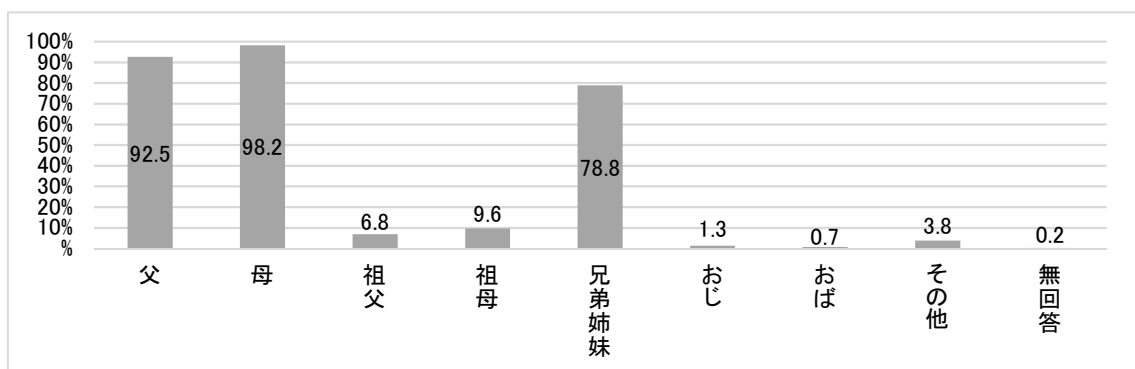
【住んでいる区】



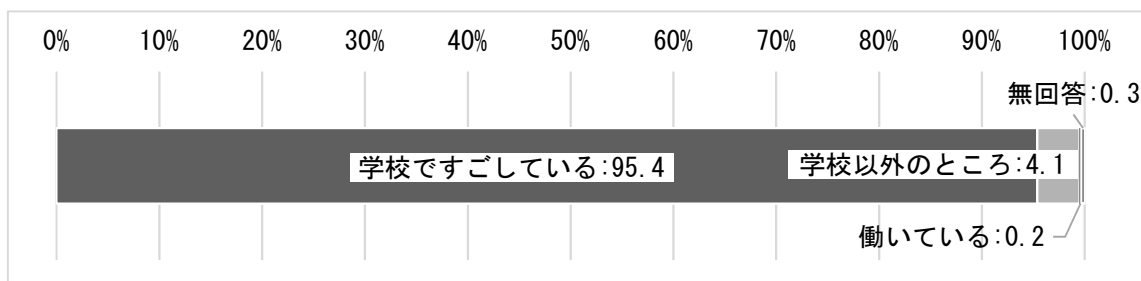
【住んでいる期間】



【同居者】

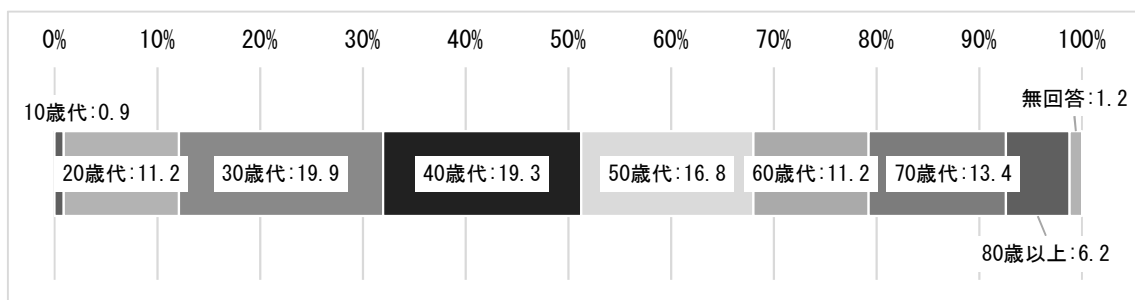


【平日の行動】

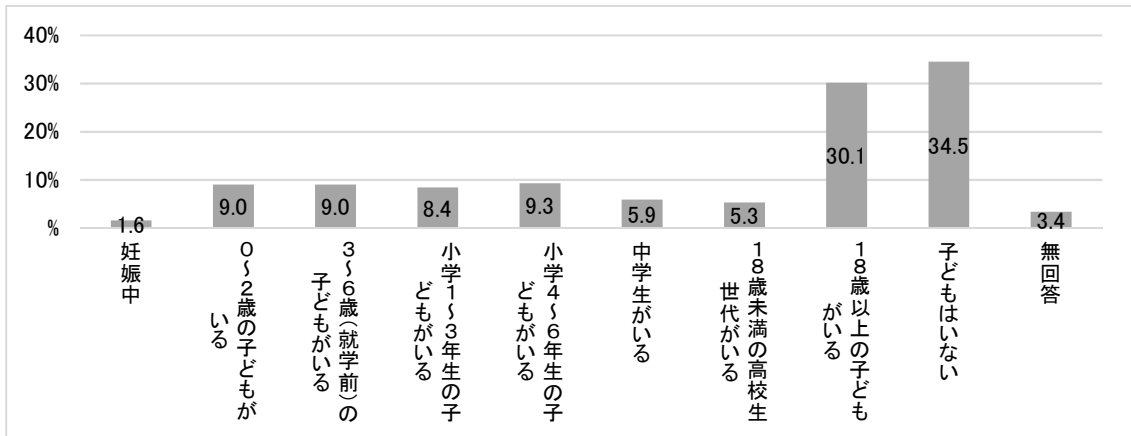


(2) おとな 回答数 322件 (発送数900件、回収率35.8%)

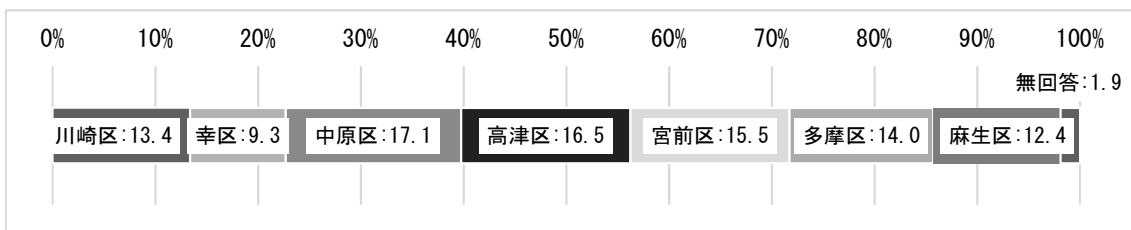
【年代】



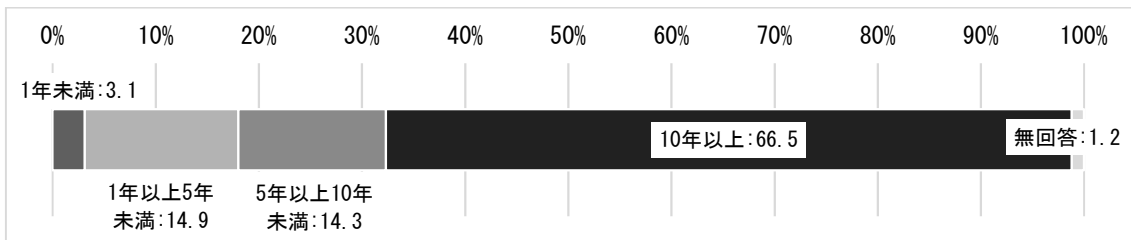
【子どもの有無】（複数選択可）



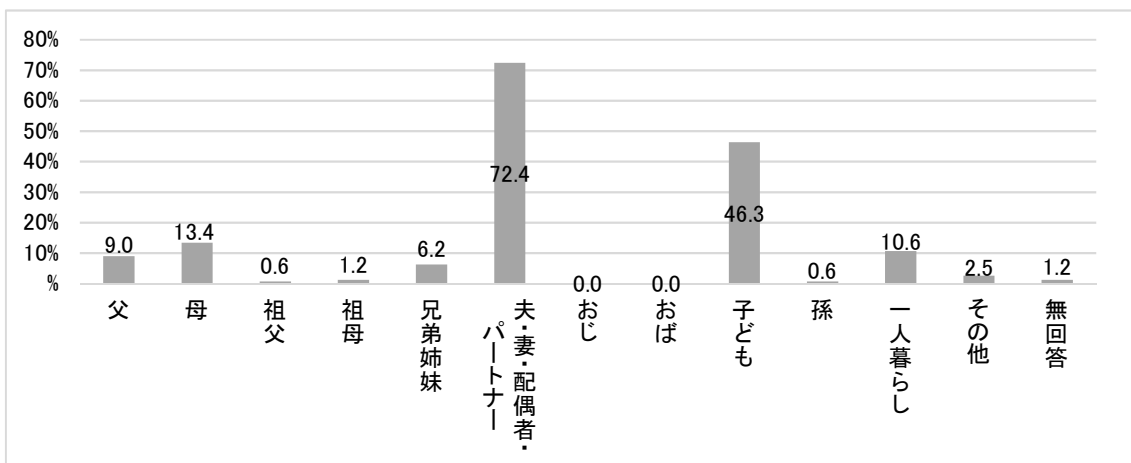
【住んでいる区】



【住んでいる期間】

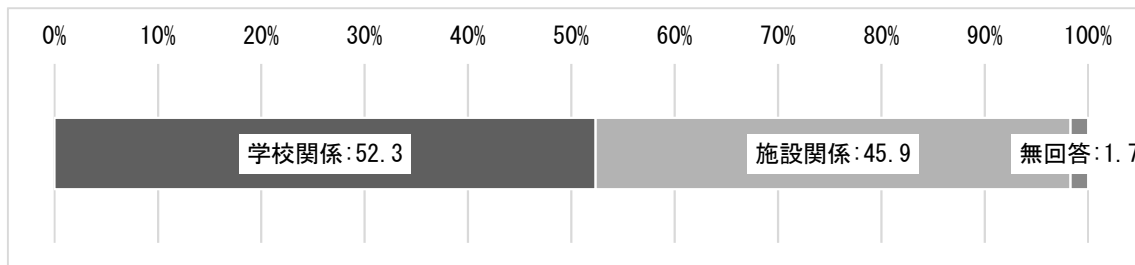


【同居者】（複数選択可）

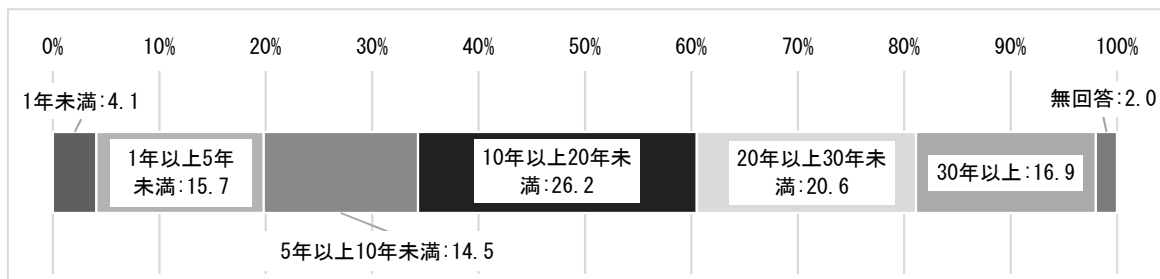


(3) 職 員 回答数 344件 (発送数500件、回収率68.8%)

【所 属】



【勤続年数】



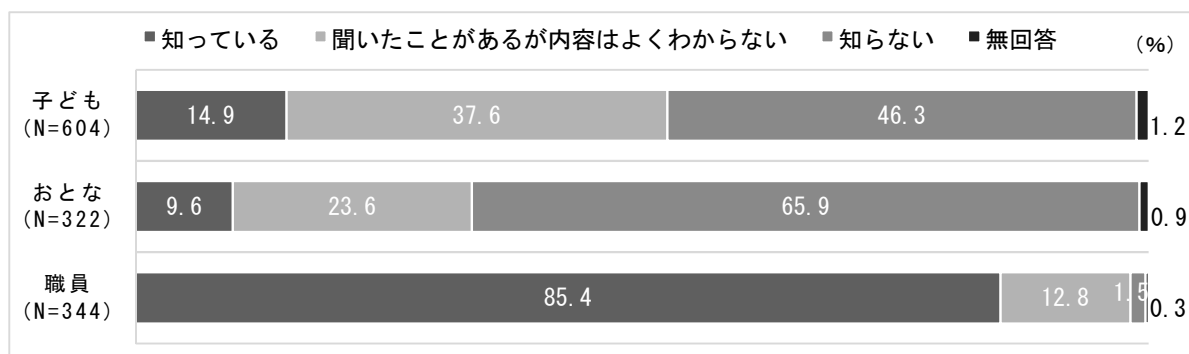
Ⅱ アンケート調査の結果

1 子どもの権利条例について

(1) 条例の認知度

子どもの権利条例を「知っている」と回答する割合は、子どもが14.9%、おとなが9.6%、職員が85.4%、「聞いたことがあるが内容はよくわからない」と回答する割合は、子どもが37.6%、おとなが23.6%、職員が12.8%でした。子どもは46.3%、おとなは65.9%、職員は1.5%が「知らない」と回答しています。

図1 Q1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。【全体】

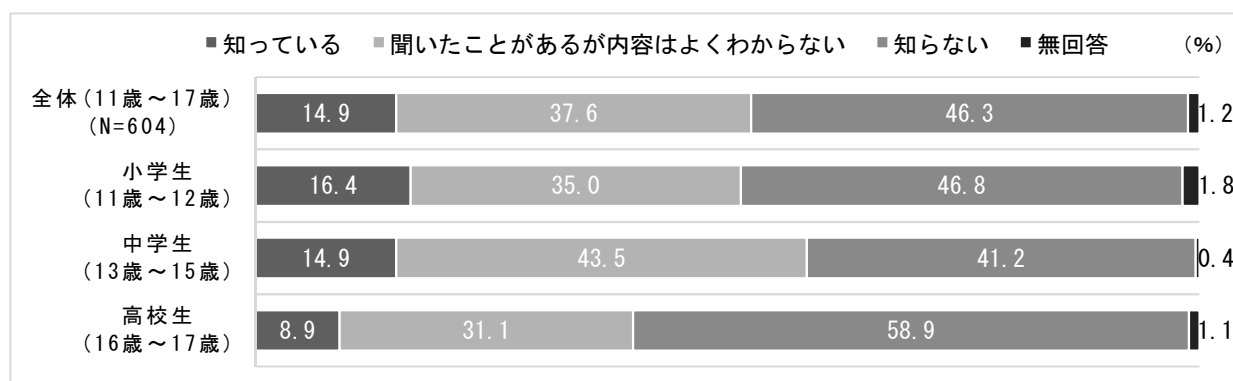


ア 子どもの認知度

【子ども：年齢別】

子どもを年齢別に見ると、「知っている」と回答する割合は小学生世代で16.4%、中学生世代で14.9%、高校生世代で8.9%と、年齢が上がるほど減少しています。「聞いたことがあるが内容はよくわからない」では、小学生世代が35.0%、中学生世代が43.5%、高校生世代が31.1%で、「知っている」、「聞いたことがあるが内容はよくわからない」を合わせると、中学生世代が最も高くなっています。

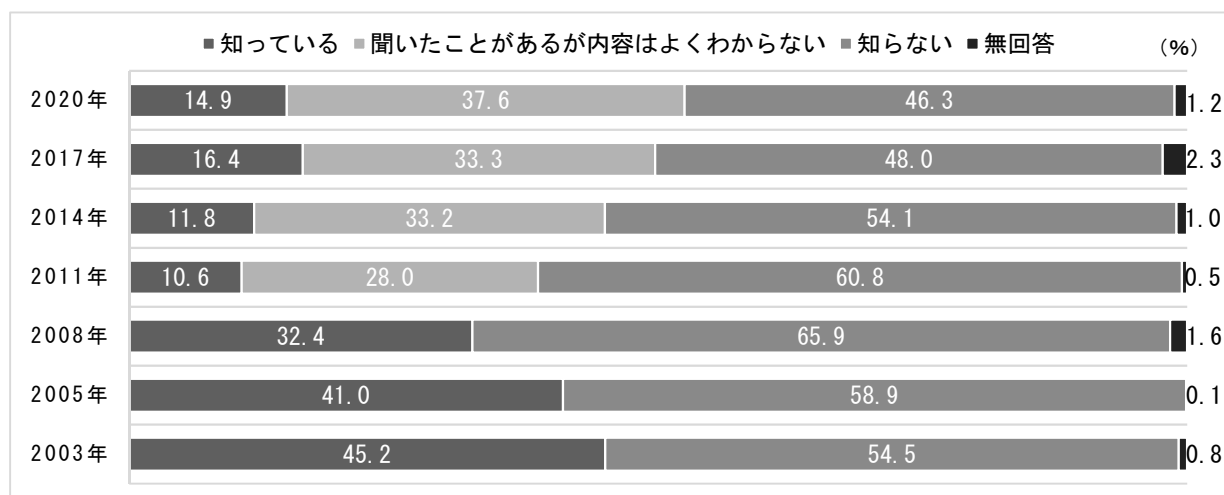
図2 Q1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。【子ども：年齢別】



【子ども：経年比較】

前回の調査と比較すると、条例を「知っている」人が16.4%から14.9%と減少しましたが、「聞いたことがあるが内容はよくわからない」人が33.3%から37.6%と増加しました。「知らない」という回答の割合は過去最低でした。

図3 Q1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。【子ども：経年比較】



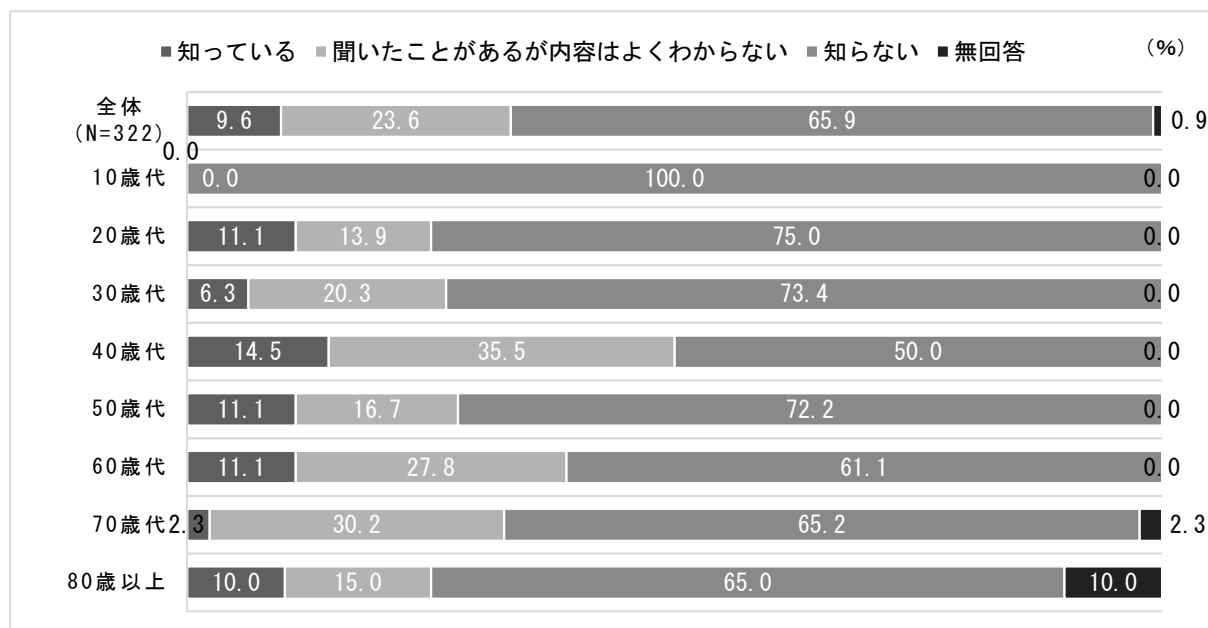
(注) 2003～2008年の調査では「知っている」「知らない」の2択

イ おとなの認知度

【おとな：年代別】

「知っている」、「聞いたことがあるが内容はわからない」とする回答が最も多い年代は、40歳代の50.0%で、次いで60歳代の38.9%、70歳代の32.5%でした。

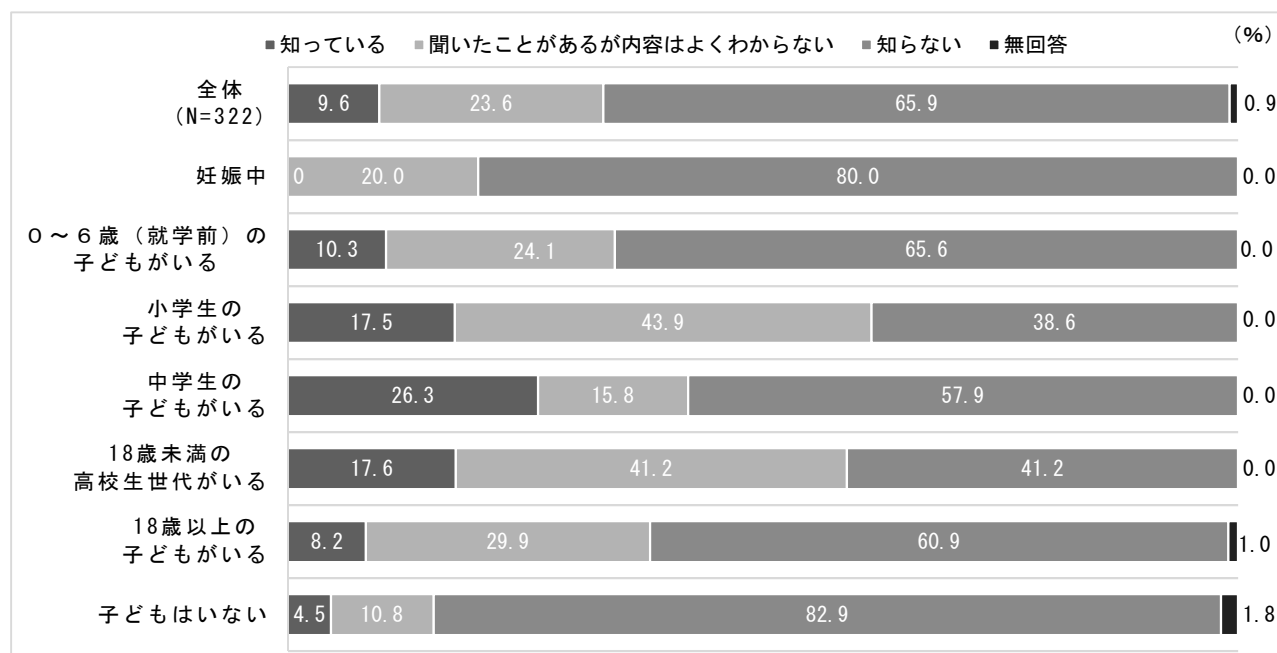
図4 Q1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。【おとな：年代別】



【おとな：子どもの有無別】

子どもの有無別で見ると、条例を「知っている」、「聞いたことがあるが内容はわからない」と回答する割合が最も高かったのは「小学生の子どもがいる」おとなで61.4%、次いで「18歳未満の高校生世代がいる」おとなが58.8%でした。少し差が開いて「中学生の子どもがいる」おとなが42.1%でした。これに対し、「子どもはいない」おとなは15.3%と最も低くなっています。

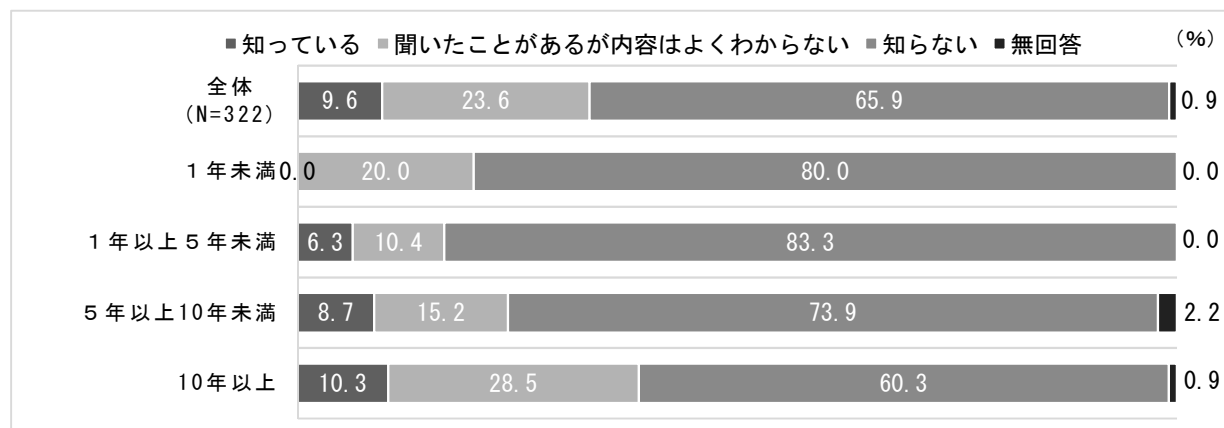
図5 Q1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。【おとな：子どもの有無別】



【おとな：居住期間別】

居住期間別で見ると、条例を「知っている」、「聞いたことがあるが内容はわからない」と回答する割合が最も高かったのは「10年以上住んでいる」おとなで38.8%、次いで「5年以上10年未満」おとなの23.9%でした。

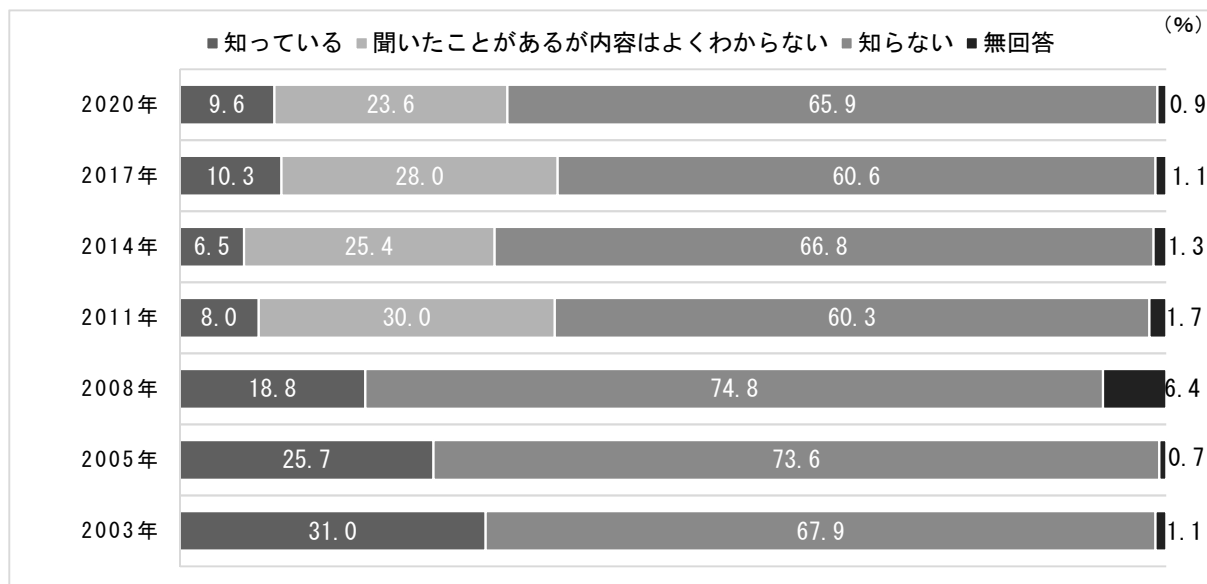
図6 Q1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。【おとな：居住期間別】



【おとな：経年比較】

前回の調査と比較すると、条例を「知っている人」が10.3%から9.6%、「聞いたことがあるが内容はよくわからない」人が28.0%から23.6%と、いずれも減少しました。

図7 Q1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。【おとな：経年比較】



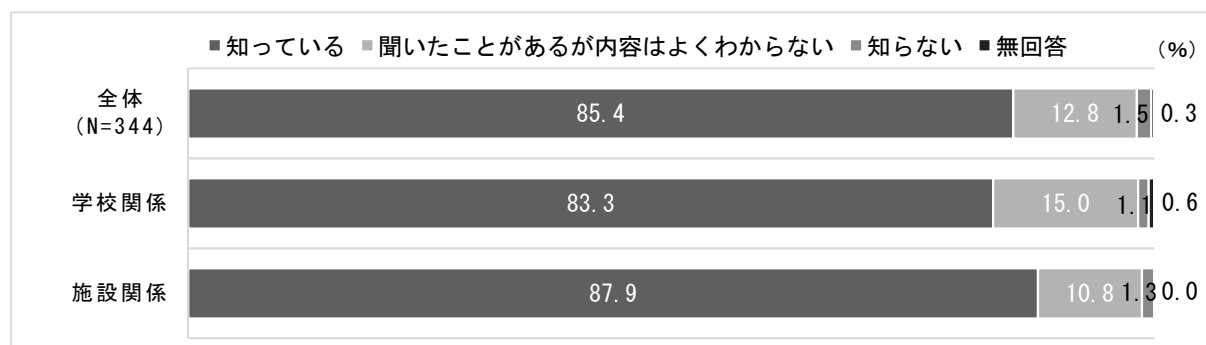
(注) 2003～2008年の調査では「知っている」「知らない」の2択

ウ 職員の認知度

【職員：学校・施設別】

学校関係職員の83.3%、施設関係職員の87.9%が条例を「知っている」と回答しました。

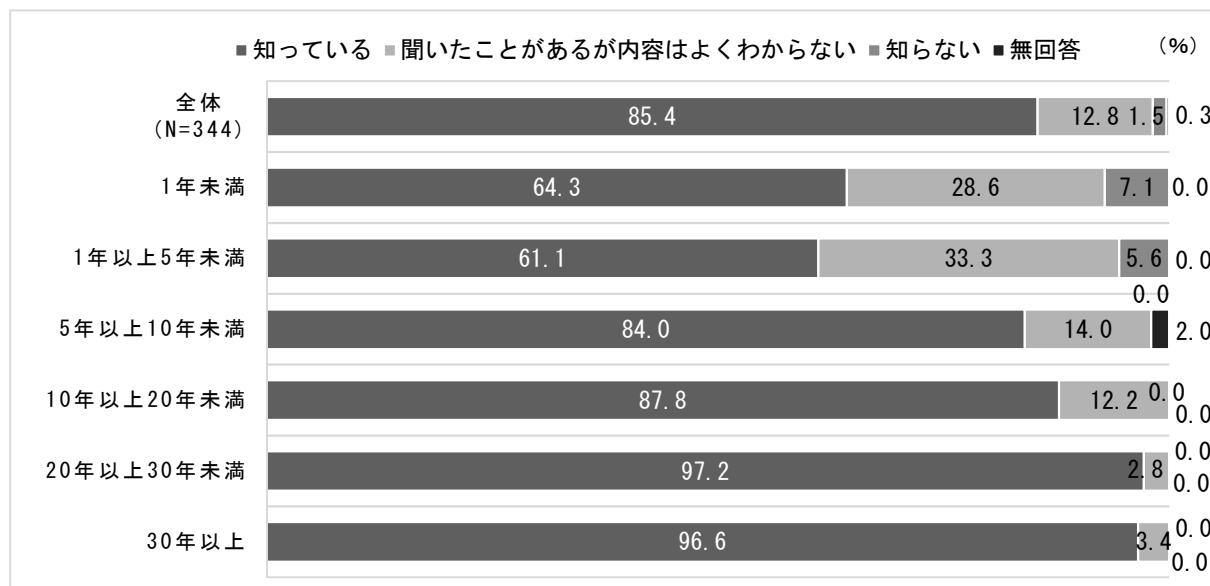
図8 Q1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。【職員：学校・施設別】



【職員：勤続年数別】

おおよそ勤続年数が長い職員ほど「知っている」と回答する割合が増加する傾向があり、20年以上の勤続年数の職員の9割以上が「知っている」と回答しました。

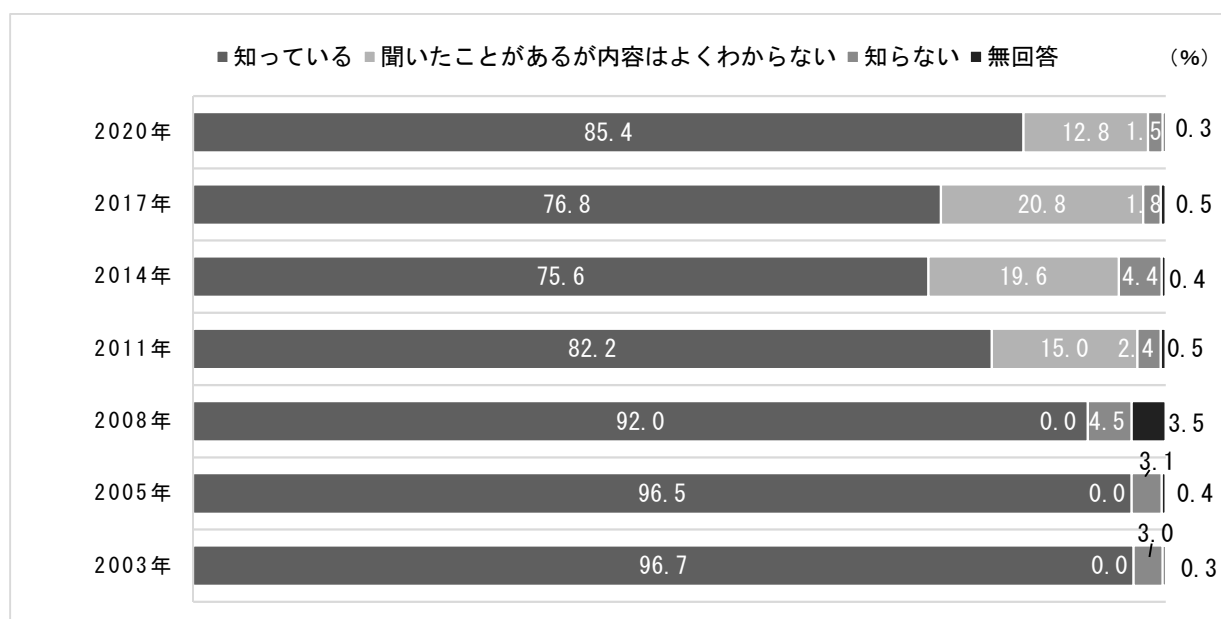
図9 Q1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。【職員：勤続年数別】



【職員：経年比較】

条例を「知っている」職員が前回調査の76.8%から85.4%へと増加しています。「知らない」と回答する職員の割合は過去最低でした。

図10 Q1 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。【職員：経年比較】



(注) 2003～2008年の調査では「知っている」「知らない」の2択

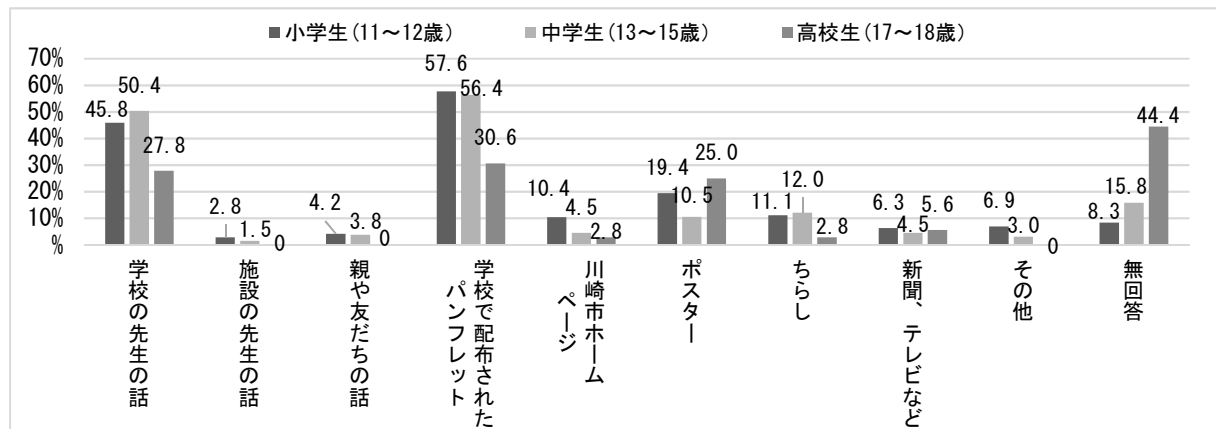
(2) 条例の認知方法(条例を「知っている」「聞いたことがあるが内容はよくわからない」と回答した人)

ア 子ども

【子ども：年齢別】

年代別に見ると、小学生・中学生・高校生世代ともに、「学校で配布されたパンフレット」「学校の先生の話」と回答する割合が高くなっています。

図 11 Q2 川崎市子どもの権利条例をふだんどのような方法で見たり聞いたりしますか。(複数回答可)【子ども：年齢別】

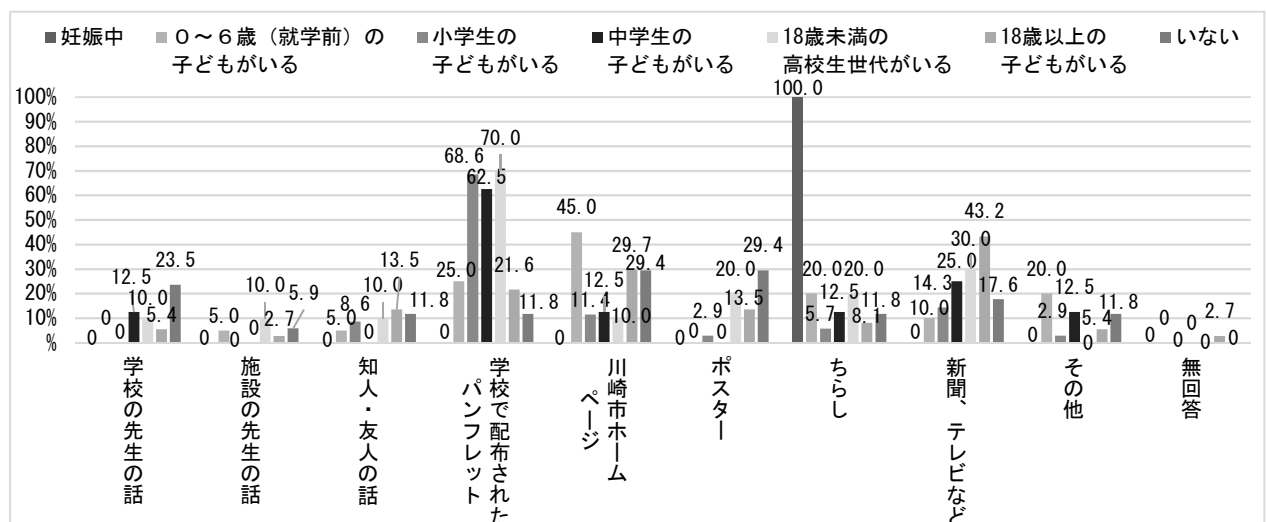


イ おとな

【おとな：子どもの有無別】

子どもの有無別でみると、小・中・高校生のおとなは、「学校で配布されたパンフレット」の回答の割合が最も高くなりました。18歳以上の子どもがいるおとなや子どもはいないおとなは、「川崎市ホームページ」や「新聞、テレビなど」の回答の割合が高くなりました。

図 12 Q2 川崎市子どもの権利条例をふだんどのような方法で見たり聞いたりしますか。(複数回答可)【おとな：子どもの有無別】

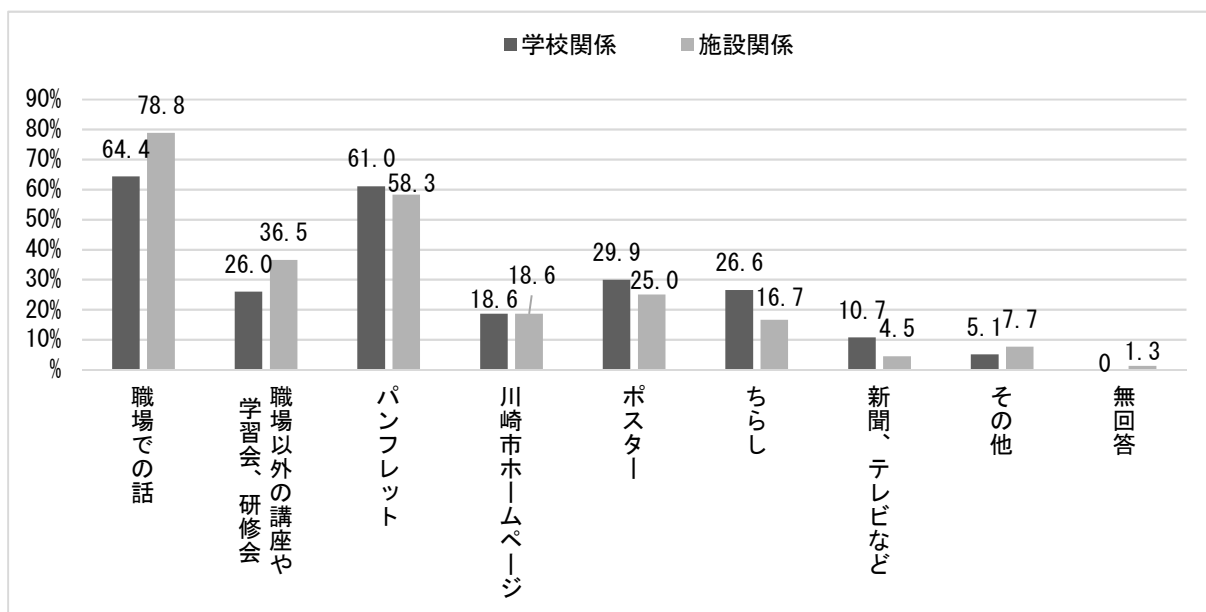


ウ 職員

【職員：学校・施設別】

学校関係の職員・施設関係の職員ともに、「職場での話」、「パンフレット」という回答の割合が高くなりました。施設関係の職員は、「職場以外の講座や学習会、研修会」も 36.5%と比較的高い回答割合でした。

図 13 Q2 川崎市子どもの権利条例をふだんどのような方法で見たり聞いたりしますか。(複数回答可)【職員：学校・施設別】



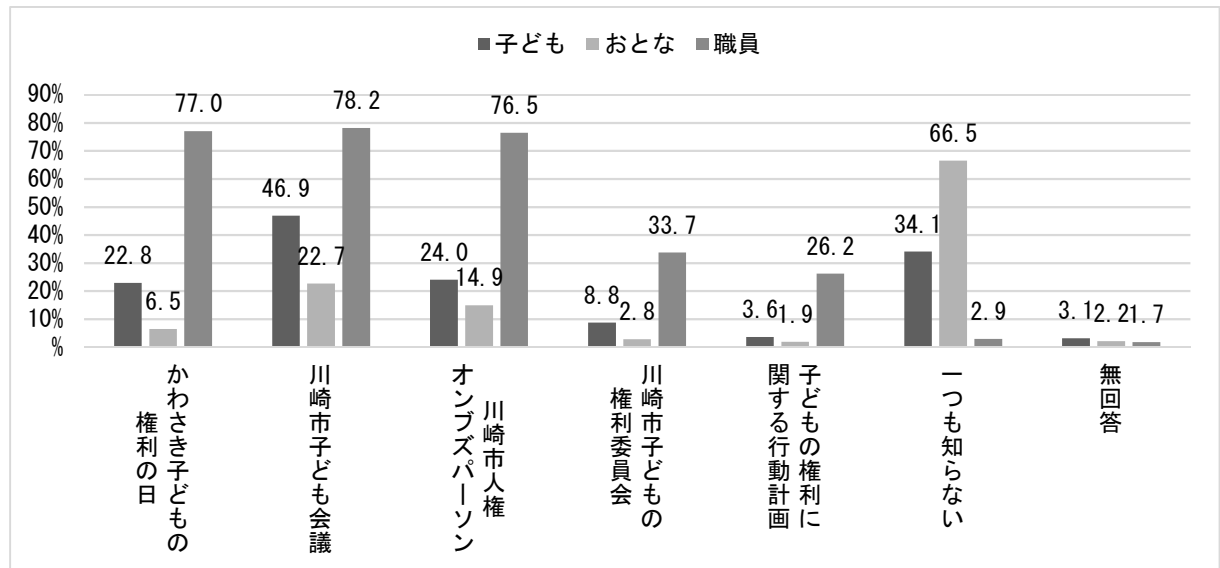
(3) 条例に基づく制度の認知度

子どもの回答で知っている割合が最も高かった制度は、「川崎市子ども会議」の 46.9%で、次いで「川崎市人権オンブズパーソン」の 24.0%でした。

おとなは、全体的に認知度が低く、66.5%のおとなが「一つも知らない」と回答しています。知っているものの中では、「川崎市子ども会議」(22.7%)、「川崎市人権オンブズパーソン」(14.9%)が比較的高くなりました。

職員では、「川崎市子ども会議」で 78.2%と最も高く、次いで「かわさき子どもの権利の日」が 77.0%、「川崎市人権オンブズパーソン」で 76.5%という結果でした。(図は P. 13 図 14 を参照)

図 14 Q 3 次の川崎市の取組で知っているものは何ですか。(複数回答可)【全体】



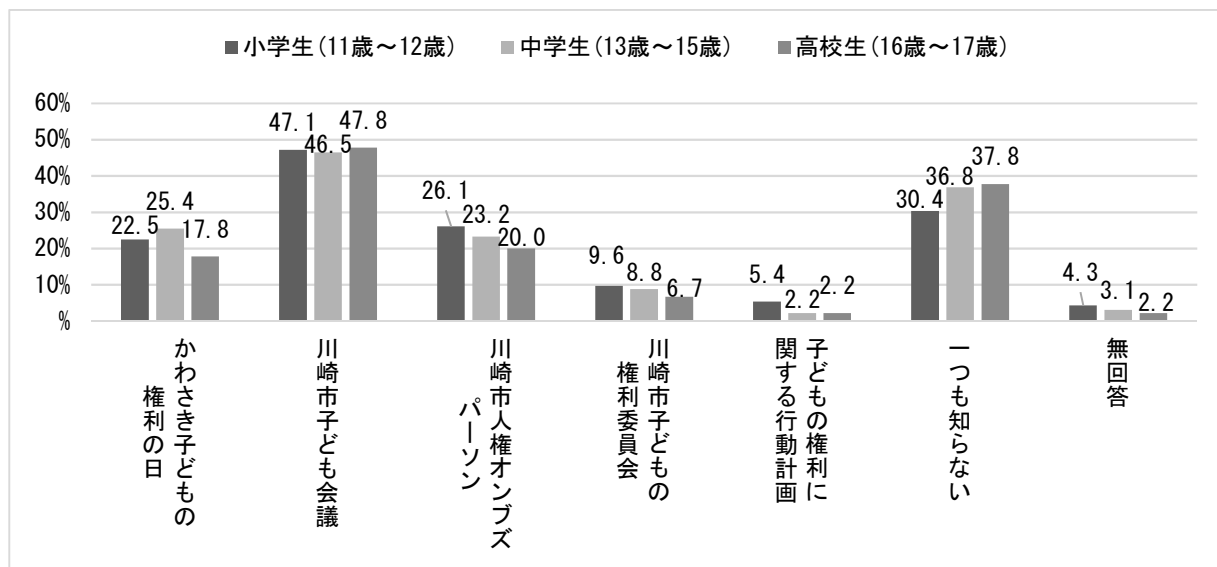
ア 子どもの認知度

【子ども：年齢別】

年齢別にみると、子ども全体として最も回答の割合が高かった「川崎市子ども会議」は、小学生世代が 47.1%、中学生世代で 46.5%、高校生世代で 47.8%でした。「一つも知らない」という回答は年齢が上がるにつれて増加する傾向にあり、高校生世代で 37.8%と約 4 割が知らないという結果になりました。

また、子ども全体で 2 番目に知っている割合が高かった「川崎市人権オンブズパーソン」は、小学生世代より中学生世代、高校生世代と、年齢が上がるにつれて認知度が低くなる傾向がありました。

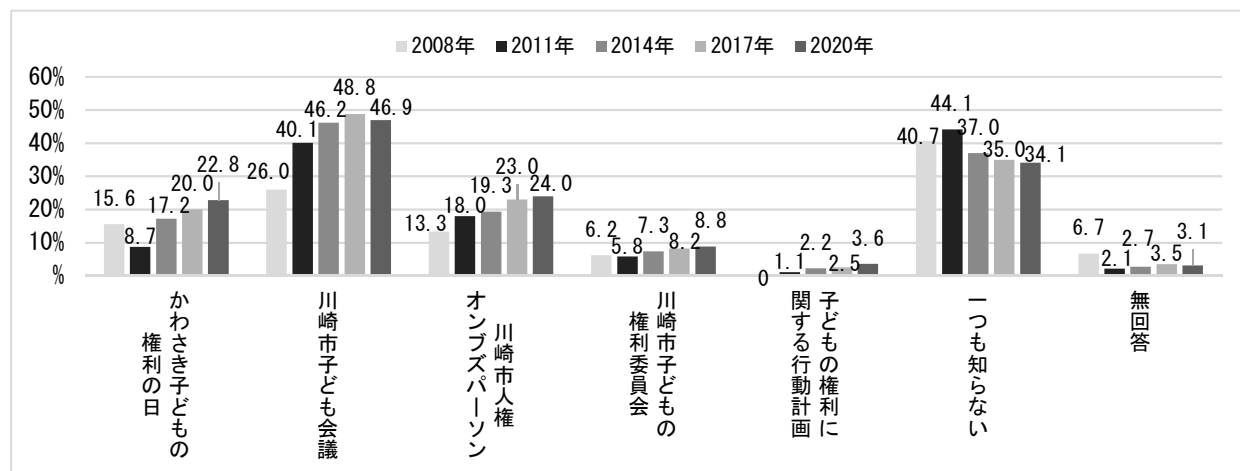
図 15 Q 3 次の川崎市の取組で知っているものは何ですか。(複数回答可)【子ども：年齢別】



【子ども：経年比較】

「かわさき子どもの権利の日」、「川崎市人権オンブズパーソン」、「川崎市子どもの権利委員会」「子どもの権利に関する行動計画」の項目においては前回調査より認知度が上昇しましたが、「川崎市子ども会議」については1.9ポイント減少しました。「一つも知らない」とする回答は、今回の調査が最も低い割合となりました。

図 16 Q 3 次の川崎市の取組で知っているものは何ですか。（複数回答可）【子ども：経年比較】

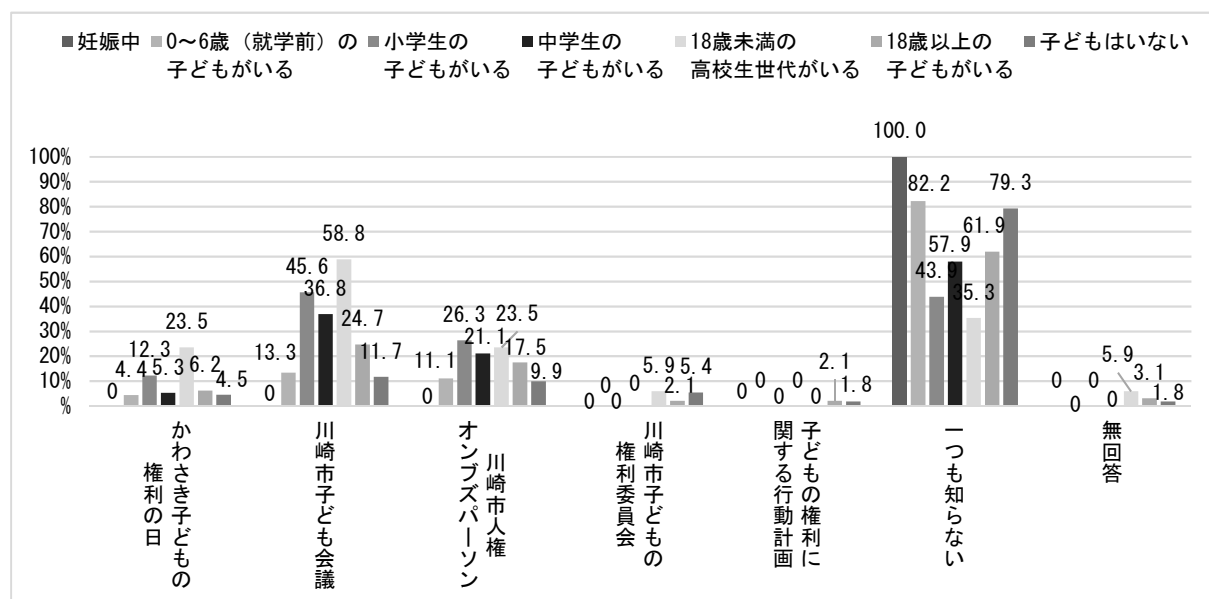


イ おとなの認知度

【おとな：子どもの有無別】

子どもがいるおとなでは、「川崎市子ども会議」の認知度が最も高くなりました。「一つも知らない」と回答する割合は、「妊娠中」のおとな、「0歳～6歳（就学前）の子どもがいる」おとな、「子どもはいない」おとなが高くなっています。

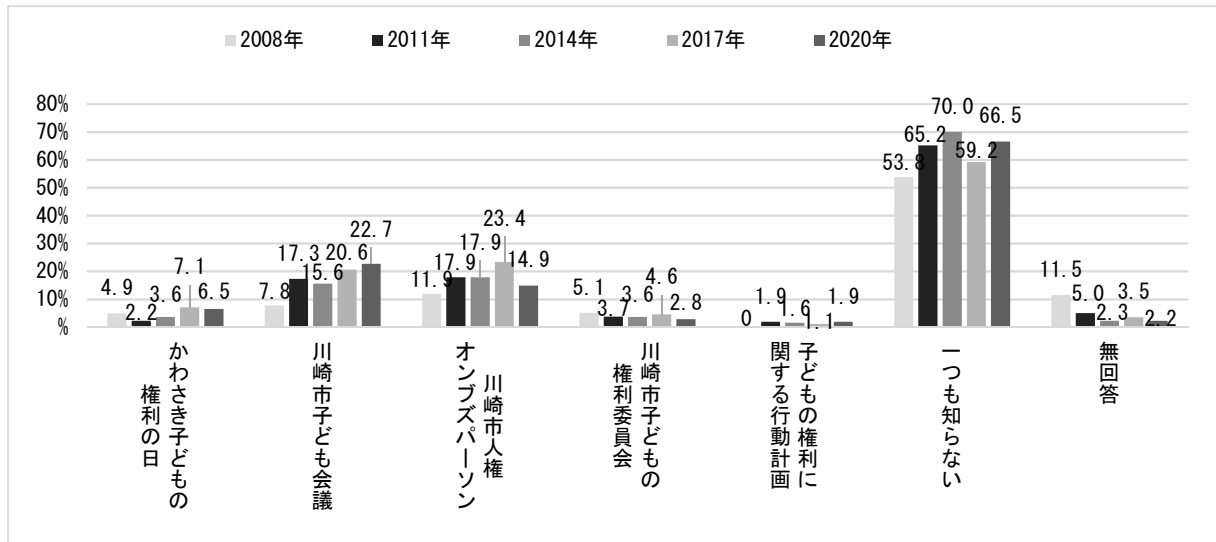
図 17 Q 3 次の川崎市の取組で知っているものは何ですか。（複数回答可）【おとな：子どもの有無別】



【おとな：経年比較】

今回の調査では、前回調査と比べて「川崎市人権オンブズパーソン」の認知度が8.5ポイント減少しています。

図 18 Q 3 次の川崎市の取組で知っているものは何ですか。(複数回答可)【おとな：経年比較】

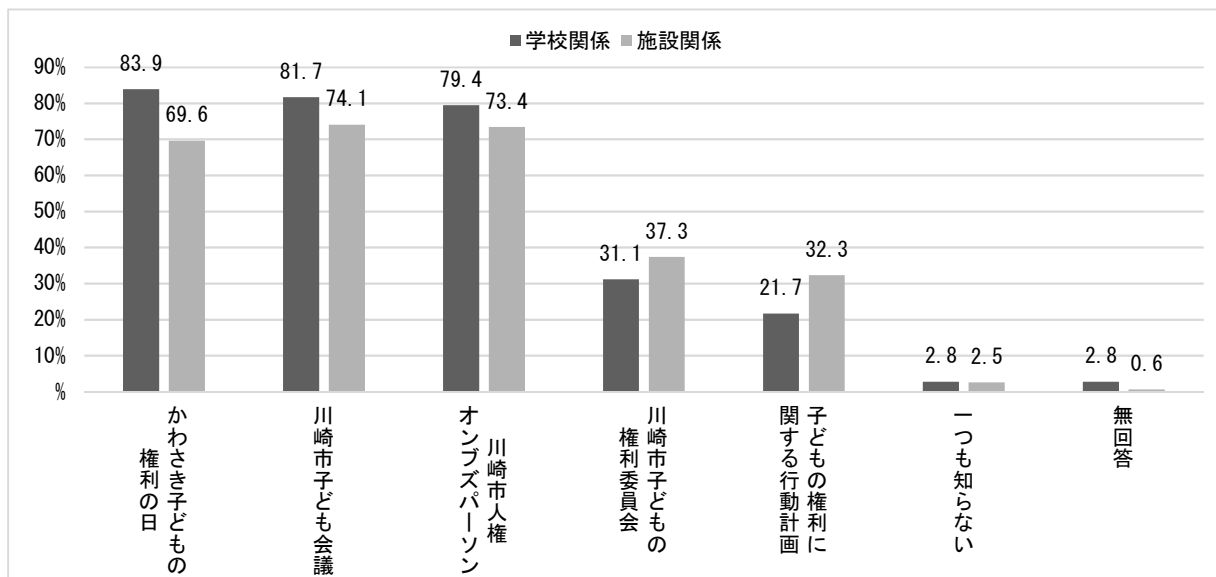


ウ 職員の認知度

【職員：学校・施設別】

学校関係の職員・施設関係の職員ともに、「かわさき子どもの権利の日」、「川崎市子ども会議」、「川崎市人権オンブズパーソン」を知っていると回答する割合が高く、いずれも学校関係の職員の方が施設関係の職員よりも回答の割合が高くなっています。

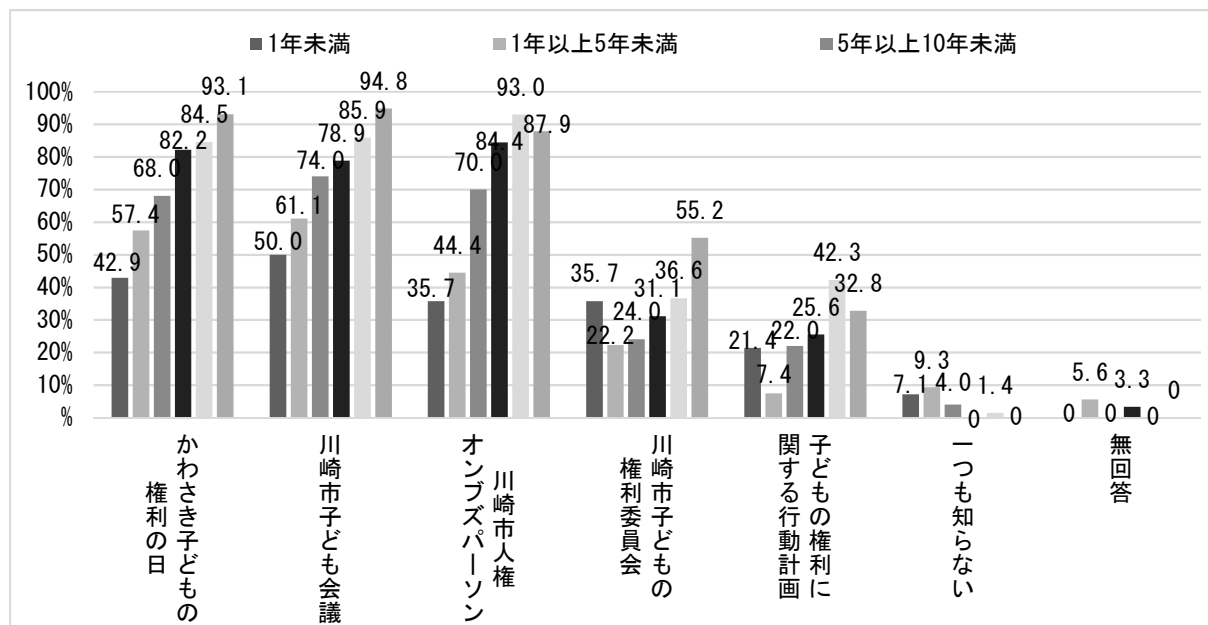
図 19 Q 3 川崎市の取組で知っているものは何ですか。(複数回答可)【職員：学校・施設別】



【職員：勤続年数別】

おおよそ勤続年数が長いほどそれぞれの制度の認知度が高い傾向にありました。

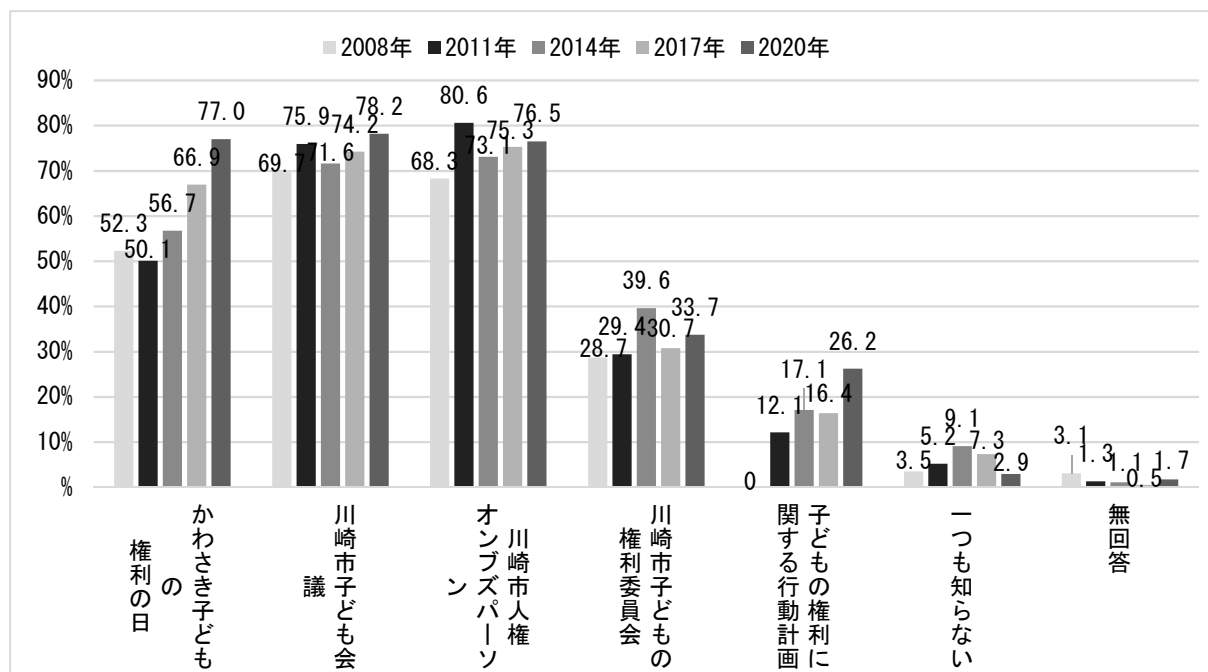
図 20 Q3 川崎市の取組で知っているものは何ですか。(複数回答可)【職員：勤続年数別】



【職員：経年比較】

今回の調査では、「かわさき子どもの権利の日」、「川崎市子ども会議」、「川崎市人権オンブズパーソン」の認知度が前回調査より上昇し、「かわさき子どもの権利の日」は過去最高となりました。

図 21 Q3 川崎市の取組で知っているものは何ですか。(複数回答可)【職員：経年比較】

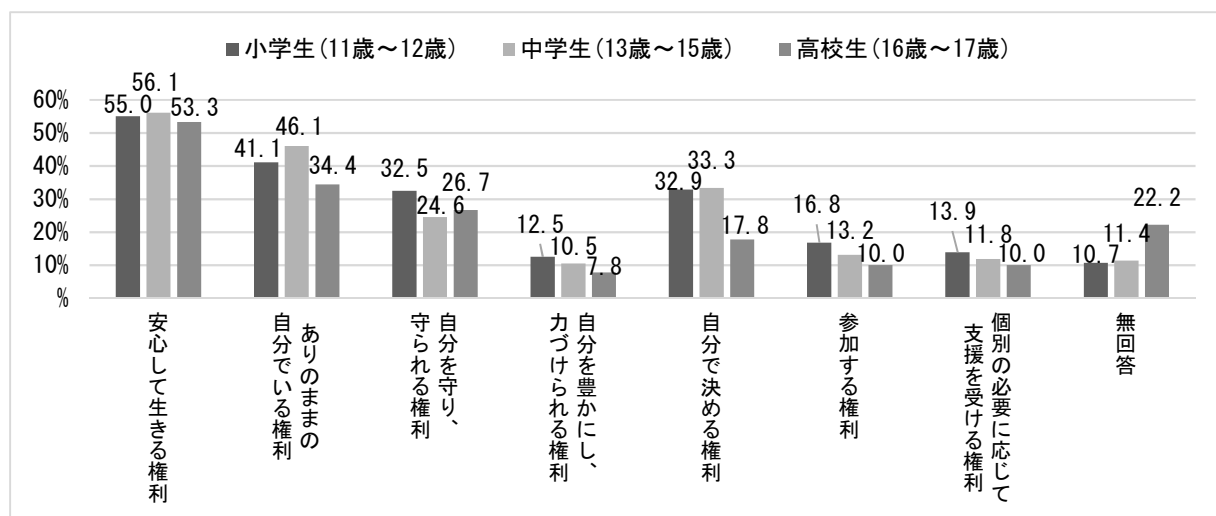


(4) 子どもの権利の中で、最も大切だと思うもの

【子ども：年齢別】

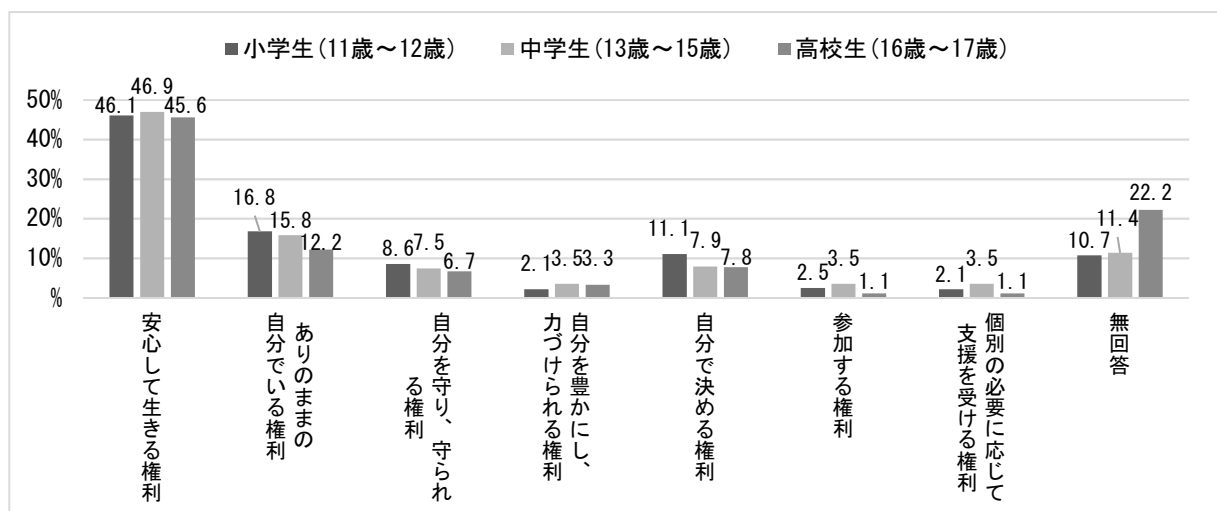
子どもに対し、7つの子どもの権利の中で、自分にとって最も大切だと思うものを大切だと思う順に3つ選んでもらったところ、すべての年代において最も回答の割合が高かったのは「安心して生きる権利」で、次いで高かったのが「ありのままの自分での権利」でした。

図 22 Q4-1 7つの子どもの権利のうち、自分にとって大切だと思うものはありますか。あてはまるものを最大3つまで選び、大切だと思う順にその番号と理由を書いてください。(全体)【子ども：年齢別】



大切だと思う権利のうち、一番目に選ばれた権利で最も多かったのは「安心して生きる権利」で、すべての年代において約半数を占めました。

図 23 Q4-1 7つの子どもの権利のうち、自分にとって大切だと思うものはありますか。あてはまるものを最大3つまで選び、大切だと思う順にその番号と理由を書いてください。(一番目)【子ども：年齢別】



【選んだ理由（抜粋）】（表記は原文のまま、以下同じ）

「安心して生きる権利」

- ・自分にとっても、その他大勢の子供にとっても親からの愛情を注がれることは、一番の幸せで何より大切だと思うから。（11 歳）
- ・安心して生きるという当然の事ができていない人がいていいはずがないから。（11 歳）
- ・コロナ禍で、もし自分がコロナにかかったら差別されるかもしれないので今この権利が必要と思った（13 歳）
- ・安心できる場所がないと、生きづらいから。（14 歳）
- ・安全・安心な生活が送れることで自由に過ごせると思うから。（16 歳）

「ありのままの自分でいる権利」

- ・ありのままでいれば、自分に合った友達も見つけられるし、自分に合わない友達といることがないから息苦しくない。また、人の多様性が認められ、大切にされるのは大事なことから。（11 歳）
- ・他の人との違いや個性を大切にされると、意見が言いやすくなると思うから。（12 歳）
- ・自分とは違う個性や性格を大切にし、プライバシーを守る事が大切だと思います。また、一人の時間を確保し、体を休ませる事も大切だと思います。（15 歳）
- ・自分の個性、特徴をありのままに表現する事は、生活する上でとても大切だと思うから。（17 歳）

「自分を守り、守られる権利」

- ・いじめ・ぎゃくたい・たいばつなどから逃れたり相談できたりすると、いじめはへるし、自分だけでなく、みんなにとっても大切だと思う。（11 歳）
- ・いじめや虐待は人の心をきずつけることだから。（13 歳）
- ・周りの大人の意見に流され、自分の思っていることが理解されないことはあってはいけないから。（15 歳）
- ・子どもは力がないのでしっかりと守られるべき。（17 歳）
- ・いじめはどんなことがあっても起きてはいけないと思うが、もし何かがあった時には相談できる環境があることが大切であると思うから。（17 歳）

「自分を豊かにし、力づけられる権利」

- ・自分が1つ1つのことを学ぶことで自然と楽しさやよりよくしようとできることは自分を成長させる大事なことと思ったから。（13 歳）
- ・皆で励まし合ったりすることは大切だから、1人で黙々で行うより誰かに応援された方が楽しく出来る人が多いから。（13 歳）
- ・励まされると頑張ろうと思えるから。（14 歳）
- ・成長や自信につながることは大切だったから。（16 歳）

「自分で決める権利」

- ・自分で決めれるのは良いと思うから。必要な情報を得られることは大切だと思うから。(11 歳)
- ・必要な情報がないと、生きる時に大変になってしまうから。(14 歳)
- ・親になんでもかんでも決められると、自主性のない人になってしまうから (15 歳)
- ・これから人生についての色々な選択をしていく上で自分の人生を自分で決めて、適切な助言が得られることが大事だと思ったから。(16 歳)

「参加する権利」

- ・将来の世界を、つないでいくためには、今からでも必要だと思う (12 歳)
- ・自分を表すことはこれから、今も大切だと思うから。(13 歳)
- ・社会に出たらいかに自分の考えを発信出来るかが重要であり、私にはまだそれが出来ていない為。(15 歳)

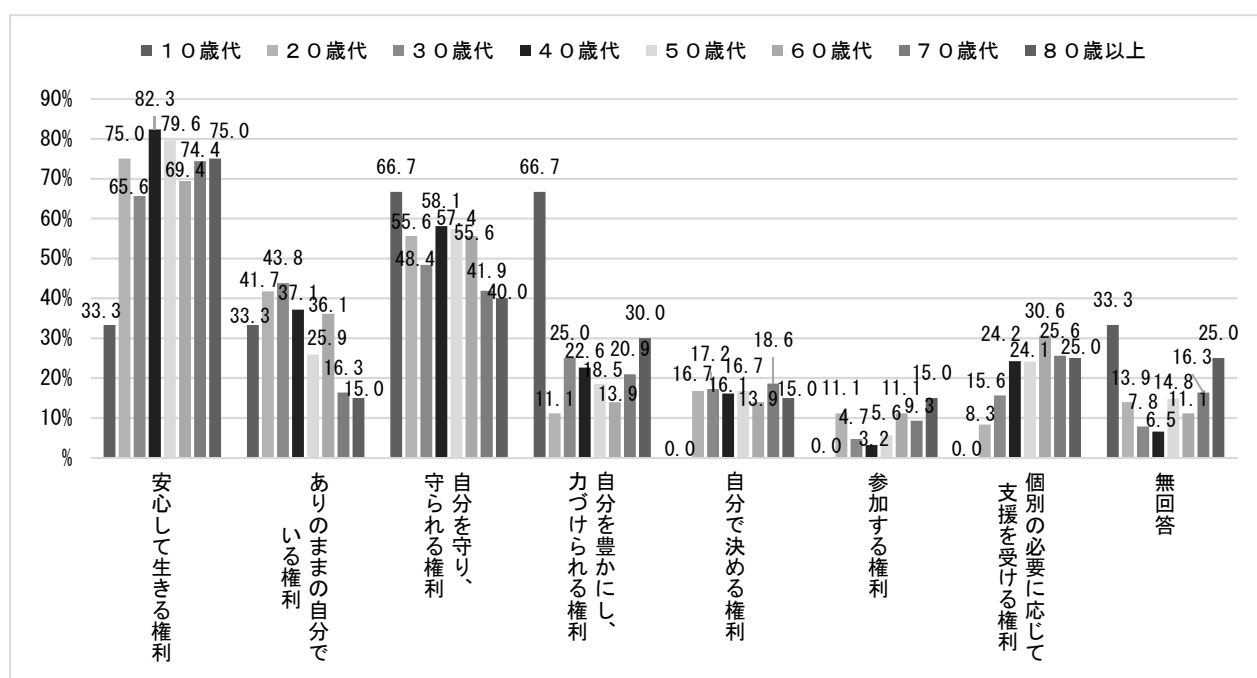
「個別の必要に応じて支援を受ける権利」

- ・国がちがっても、しょうがいがあっても、みんな「人」だからびょうどうに生活できる方がいいと思う。(11 歳)
- ・差別をしてはならないし、いろいろな人が交流するのはいいから。(12 歳)
- ・私の友達の中にも障がいをもった子がいるので気軽に話しかけていきたい。(15 歳)

【おとな：年代別】

おとなに対し、7つの子どもの権利の中で、子どもにとって最も大切だと思うものを大切だと思う順に3つ選んでもらったところ、10歳代を除く年代において最も回答の割合が高かったのは「安心して生きる権利」でした。10歳代は、「自分を守り、守られる権利」と「自分を豊かにし、力づけられる権利」が最も高くなりました。2番目に多く選ばれた権利については、10歳代を除く全年代が「自分を守り、守られる権利」を選びました。10歳代は、「安心して生きる権利」と「ありのままの自分である権利」を2番目に多く選びました。

図 24 Q4-1 7つの子どもの権利のうち、子どもにとって最も大切だと思うものはどれですか。あてはまるものを最大3つまで選び、大切だと思う順にその番号と理由を書いてください。(全体)【おとな：年齢別】



【選んだ理由（抜粋）】

「安心して生きる権利」

- ・安心して生きることができなければ、何もできないから。(20歳代)
- ・自己肯定感が育つ大前提で、これが土台となってはじめて成長が可能となるから。(30歳代)
- ・自分が受け入れられている、と安心することで安定した健康や心が得られるから。(50歳代)
- ・人格形成において最も大切。愛されて育った子は人にも優しく思いやり深い子に育つ。(60歳代)
- ・基本的な権利だと思う。(70歳代)

「ありのままの自分である権利」

- ・自己肯定感を持つために、子どもの内に自分を認めてもらうことは特に重要だと感じるため。(20歳代)

- ・皆が同じではないので、個性を大切に認めてほしいと思うから。(30 歳代)
- ・人間の基本的な権利だと思うからです。(40 歳代)

「自分を守り、守られる権利」

- ・子どもが困っていたら周りが手を差し延べてあげてほしい。(10 歳代)
- ・自分が守られる存在だということを子どもがしっかりと自覚することが何より大事だと思う。自分が大切にされなければ他人のことを大切にすることができないから。(30 歳代)
- ・いじめや虐待は家族の他に地域一体で子どもを守っていくべきだと感じたため。(30 歳代)
- ・いじめ、虐待、体罰などの実態は、うけた本人は一生心に傷をおう。大人になってもたかなおれないことが多い。未然に防げたと思う。(40 歳代)

「自分を豊かにし、力づけられる権利」

- ・子どもは個性を大切にすべきであると考えている。(10 歳代)
- ・将来自分のやりたい活動や仕事に従事するためには学校やその他の活動を通じて学び続けることが何よりも大事だと思う。周囲の環境によってそれが阻害されると、子どもは自身が活躍し、それを通じて自己実現を達成する機会を失い、満ち足りない将来を過ごすことになるため。(30 歳代)
- ・まずは、1 人 1 人自分自身を確立した上で、自信を持って他の人に親切にできる。(30 歳代)

「自分で決める権利」

- ・周囲の環境に影響されることなく何かを決められるのは自由であるということだからそれが 4 番（自分を豊かにし、力づけられる権利）にも影響してくるはずです。(30 歳代)
- ・自分の意思を持つ、その意思を現実に向かわせる意欲や環境は川崎を離れても一生必要なことだと思うので。(50 歳代)
- ・子ども扱いせず一人の人間としての意志を尊重してほしい。(60 歳代)

「参加する権利」

- ・社会の一員であることを認識することが将来につながるから。(20 歳代)
- ・地域の活動に積極的に参加し、友達をたくさん作ってほしい。(40 歳代)
- ・子ども達の意見を尊重する必要がある。(50 歳代)

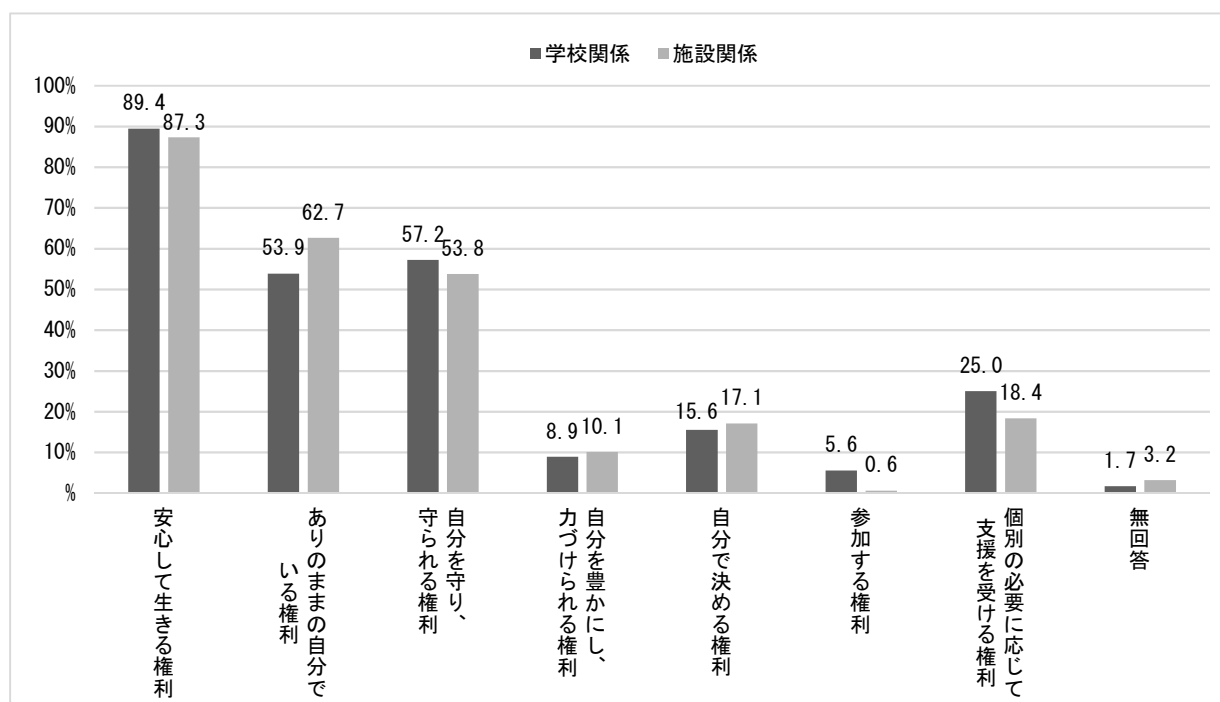
「個別の必要に応じて支援を受ける権利」

- ・基本的人権に関わるものだと思います。どんなケースにおいても、子どもの権利が守られるように国をはじめ自治体が尽力すべきと考えます。(30 歳代)
- ・障がいがあることで生きていくことで支援があると助かるしありがたいので。(50 歳代)
- ・個別に支援を受けることはとても大切。(80 歳以上)

【職員：年齢別】

職員に対し、7つの子どもの権利の中で、子どもにとって最も大切だと思うものを大切だと思う順に3つ選んでもらったところ、学校関係・施設関係どちらにおいても最も回答の割合が高かったのは「安心して生きる権利」でした。2番目に多く選ばれた権利は、学校関係は「自分を守り、守られる権利」で、施設関係は「ありのままの自分でいる権利」でした。

図 25 Q4-1 7つの子どもの権利のうち、子どもにとって最も大切だと思うものはどれですか。あてはまるものを最大3つまで選び、大切だと思う順にその番号と理由を書いてください。(全体)【職員：施設別】



【選んだ理由（抜粋）】

「安心して生きる権利」

- ・安全、安心して生活することはすべての基本だと思うから。(学校関係)
- ・子どもに限らず、人として安心して生きることが、生活の基盤となり、その上で他の権利につながっていくと思うから。(学校関係)
- ・子どもは社会的に弱い立場、社会全体で子どもの成長を見守り自立を見届けることが社会を豊かにする方法。(学校関係)
- ・子どもの成長には安心な人・場所が必要で、心おだやかに、すこやかに育つよう、大人が見守ることが大切だと感じるため(施設関係)
- ・成長の上で、安全・安心して生活できるということは全てにおいて基盤になるものだと思うため。(施設関係)

「ありのままの自分である権利」

- ・学校は他人との違いや個性が大切にされ、ホッとできる場所であるべきだから。(学校関係)
- ・多様性がますます大切になる世の中だから。(学校関係)
- ・「みんな違ってみんないい」ありのままの自分を出せない状況というのを考えただけでも苦しい。(施設関係)
- ・頑張りすぎてしまったりする子が多いため、ホッと安心できる場所で自分らしくいられることが大切だと思う。(施設関係)

「自分を守り、守られる権利」

- ・いじめ、体罰、虐待が行われている状況では、死に向かってしまうから。(学校関係)
- ・いじめや虐待、体罰から、子ども一人で逃れることはできないので、大人こそが守らなければならない。そして、子どもに一生残る傷を負わせてしまうから。(学校関係)
- ・まずは親や身近な方に相談できる環境を家庭だけでなく周りにも安心して話せる環境を作るべき。(施設関係)

「自分を豊かにし、力づけられる権利」

- ・色々な体験やあそびを通して社会性につなげ成長することが大切。(学校関係)
- ・ほめられる、励まされるということの積み重ねが、生きる力に直結すると感じるため。(施設関係)
- ・力強く生きる力と、自信は人間形成に必要なだから。(施設関係)

「自分で決める権利」

- ・一人の人間として自分で決めることが権利として守られていなければならないと思うから。(学校関係)
- ・将来の力にもなると思う。また、自分で決定して物事を進めていく経験が大切だと思うから。(学校関係)
- ・多くの子どもたちが、自分で選ぶことを奪われていると感じるから。(施設関係)

「参加する権利」

- ・社会とつながることで人生の楽しさがあるから。(学校関係)
- ・子どもにも考え、人権があり、それを表現する場がないこと、その子自身が社会に埋まってしまう恐れがあるから。(学校関係)
- ・参加することすら出来ないのであれば、決めることも選ぶことも出来ないのでもまず平等に参加できることが必要。(施設関係)

「個別の必要に応じて支援を受ける権利」

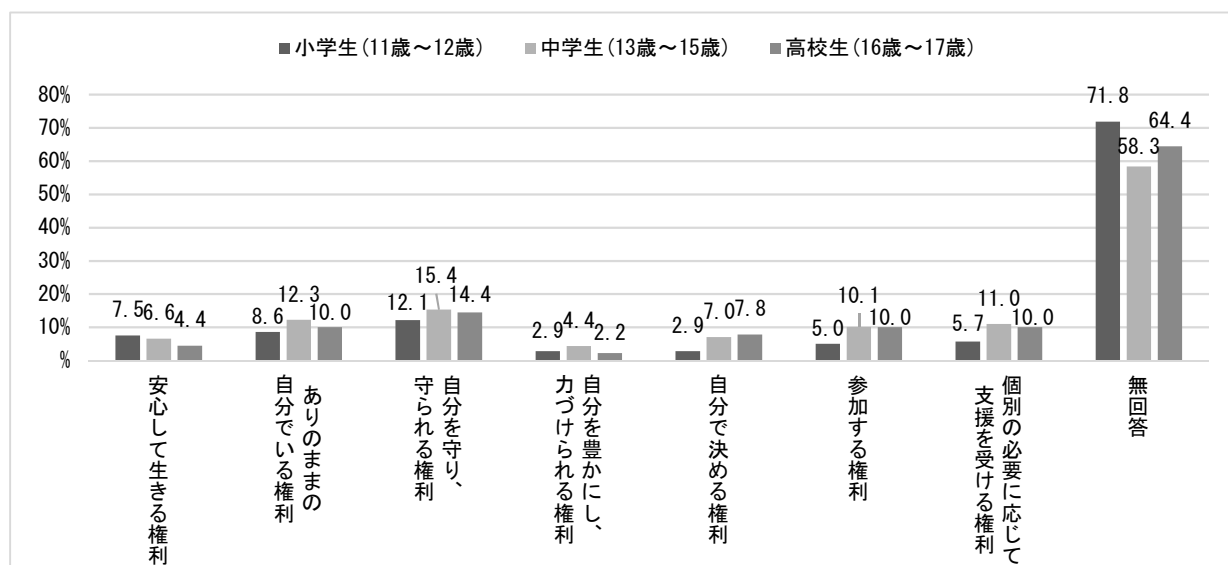
- ・子どもの間に差別されず支援される経験をすることで他者を支えられる人へ成長すると思うから。(学校関係)
- ・障がいのある子どもも大人の対応や支援のありかたでよりよく社会に参加できるため。(学校関係)
- ・国が違ってても障がいがあっても同じ人間。差別される事があってはいけないと思う。(施設関係)

(5) 子どもの権利の中で、守られていないと思うもの

【子ども：年齢別】

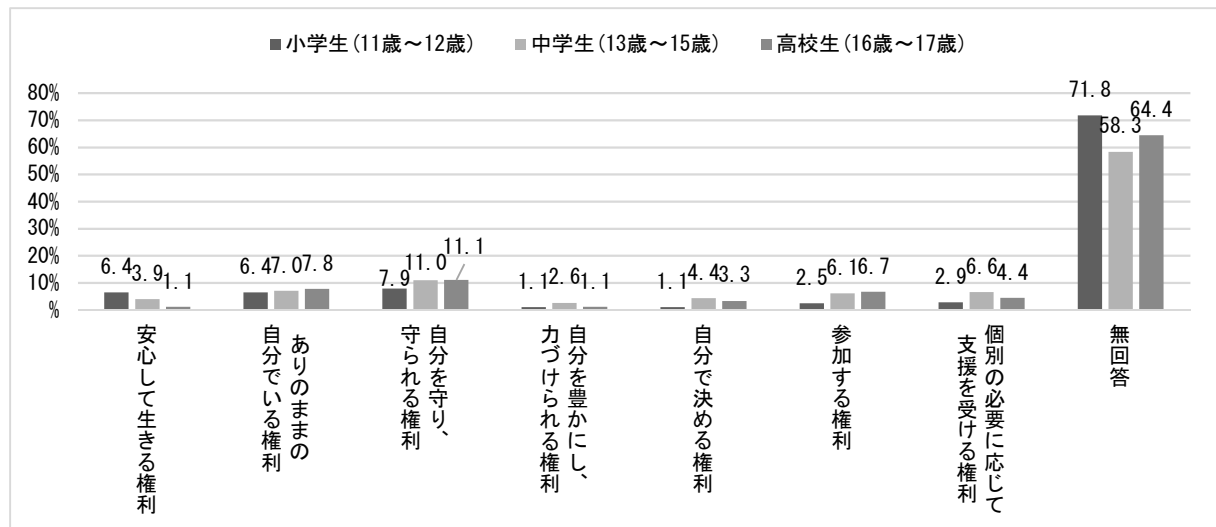
子どもに対し、7つの子どもの権利のうち、守られていないと思うものを守られていないと思う順に3つ選んでもらったところ、すべての年代において最も回答の割合が高かったのは「自分を守り、守られる権利」でした。

図 26 Q4-2 7つの子どもの権利のうち、守られていないと思うものはありますか。あれば最大3つまで選び、守られていないと思う順にその番号と理由を書ってください。(全体)【子ども：年齢別】



守られていないと思う権利のうち、一番目に選ばれた権利で最も多かったのは「自分を守り、守られる権利」でした。(図は P. 25 図 27 を参照)

図 27 Q4-2 7つの子どもの権利のうち、守られていないと思うものがありますか。あれば最大3つまで選び、守られていないと思う順にその番号と理由を書いてください。(一番目)【子ども：年齢別】



【選んだ理由（抜粋）】

「安心して生きる権利」

- ・交通道路での事故、かじ、さつじんなどが少ないけれどおきている。(11歳)
- ・まだ差別をしている人がいるから。(11歳)
- ・いじめはいまでもあることだし、障がいを持っているだけでからかわれたり、差別をうけたりすることがあるから、守られていないと思う。(14歳)
- ・親からの虐待や、友達からのいじめなどがまだあるから。(14歳)

「ありのままの自分でいる権利」

- ・ホッとできる場所が少ない。(11歳)
- ・心から落ちつける場所がないと思うから。(14歳)
- ・この権利が守られていれば、いじめなどは起こらないと思うからです。(15歳)
- ・自分ではありのままに生きているつもりでも、実は親や友達からこうしろと言われて自分が生きたいように生きられていないと思った。(16歳)

「自分を守る、守られる権利」

- ・いじめや虐待などで、自殺や幼くして亡くなってしまう子供がいることをニュースで見かけることが多々あるから。(11歳)
- ・いじめや虐待、体罰は増える一方であるし、相談できる場も少なくなっている気がするから。(12歳)
- ・いじめや虐待されている人にとってとても良い逃げ場所ですが、相談する事によってエスカレートする可能性もあるため中々相談する勇気がある人は少ないと思います。(15歳)
- ・相談をしようにも、なかなか相談ができない人がいたり、誰にも話さずに一人で苦しむ人が

いるから。(15 歳)

- ・まだいまだにいじめられてる子どもがいて、すくなくはなっているけど自殺している人もいるから。(17 歳)

「自分を豊かにし、力づけられる権利」

- ・先輩に成長や自信をけなされるため。(14 歳)
- ・学校生活で、「励まされる」事や、「力づけられる」事が少ないように感じたから。また、川崎市を含む日本の子どもたちの自己肯定力は低いと言われているから。(この権利が守られているのなら、必然的に子どもたちの自己肯定力も高くなっていると思う。)(15 歳)
- ・ルールが厳しすぎる(例えば公園)。(16 歳)

「自分で決める権利」

- ・最近はお自分のやりたいことを自分で決めないで他の人の意見に合わせる人が多い。(13 歳)
- ・必ず大学に進学するという雰囲気があったので、自分が本当に将来したいことがなかなか親などに言い出せないような環境になっているから。(14 歳)
- ・いろいろな制限があるので、自分で決める権利があまりないと思うが、大人に守られている存在なので仕方がないとも思ってしまう。(17 歳)

「参加する権利」

- ・自分の意見を言うのが苦手で発表できないから。(11 歳)
- ・社会で活動し、表現する場が少ないと思ったから。(15 歳)
- ・周りの意見に流されたり、いじめや差別で自己主張を防げられることがあるから。(16 歳)

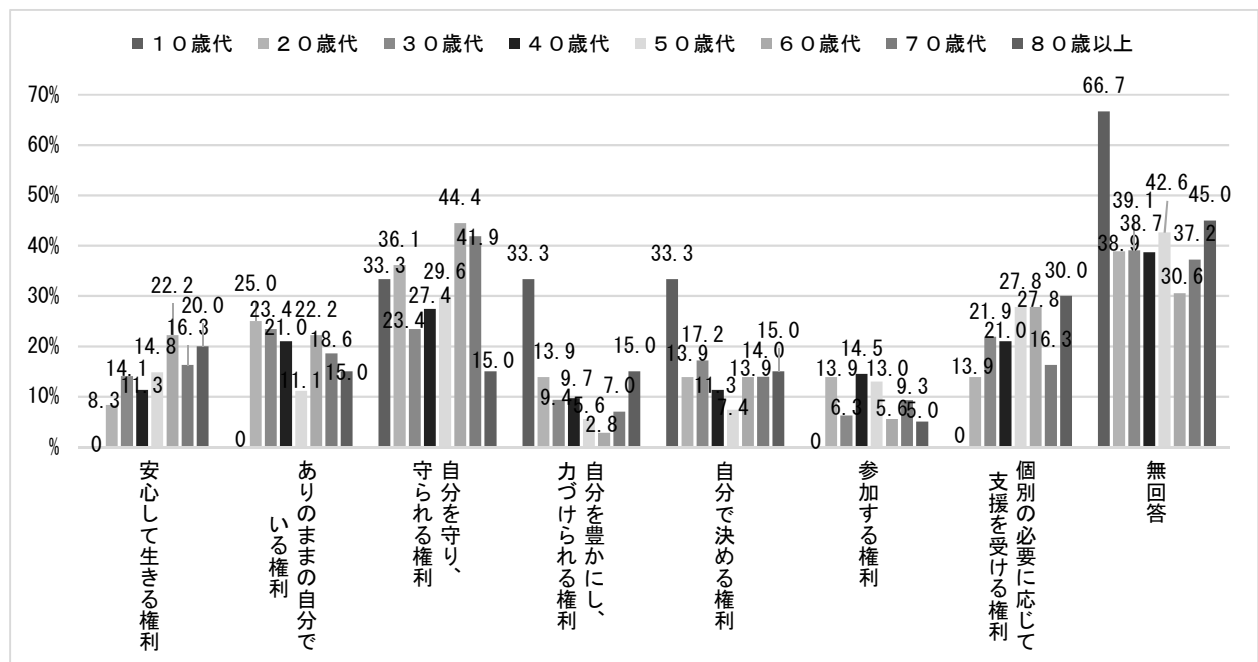
「個別の必要に応じて支援を受ける権利」

- ・社会の中でも、子どもの中でも障がい者への差別があるから。(15 歳)
- ・日本では差別がないと思っている人もいるかもしれないが、障がいや国を理由にして差別している人が多いと感じるから。(16 歳)
- ・これは子どもに限らず一般社会においても他の人と違うという理由で差別や迫害を受ける人は多いと思うため。(16 歳)

【おとな：年代別】

おとなに対し、7つの子どもの権利のうち、守られていないと思うものを守られていないと思う順に3つ選んでもらったところ、ほとんどの世代において最も回答の割合が高かったのは「自分を守り、守られる権利」で、80歳代のみ「個別の必要に応じて支援を受ける権利」でした。

図 28 Q4-2 7つの子どもの権利のうち、守られていないと思うものはありますか。あれば最大3つまで選び、守られていないと思う順にその番号と理由を書いてください。(全体)【おとな：年齢別】



【選んだ理由（抜粋）】

「安心して生きる権利」

- ・新型コロナウイルスの流行により、子どもたちの間にも不安な雰囲気が蔓延してしまっているように感じます。(30歳代)
- ・虐待のニュースを見たり、世話で人を傷つけても罪悪感もなく自己中心的な子ども達を見ると愛情を注がれなかったんだと感じるから。(50歳代)

「ありのままの自分でいる権利」

- ・場合によって全てあてはまる子どももいると思いますが、全体的に昔に比べ、ストレスが子どもにかかりすぎて自分を表現出来ない子どもが多いように感じます。(40歳代)
- ・人と違うことは個性であるという認識がまだ理解されていない。又、人種的な事でも差別、いじめがある。(60歳代)

「自分を守り、守られる権利」

- ・川崎市だけではないが、いじめ、虐待、体罰はなくなる状況だから。(30 歳代)
- ・最悪になってから発覚する。(40 歳代)
- ・事件が多すぎる感がある、相談することで危険になっていることも。(50 歳代)
- ・いじめ、SNSなどによってのいじめは、より陰湿化しているのでは。(60 歳代)
- ・自分を「守ってもらえる」のだという安心感は何よりも必要。(70 歳代)

「自分を豊かにし、力づけられる権利」

- ・公園や学校など「〇〇してはいけない」が先立ち、子どもが自由にチャレジする場が少ないと思う。(30 歳代)
- ・表現力を養う場や、力づけてもらえる所が少ない。(70 歳代)

「自分で決める権利」

- ・大人の言いなりになってしまっている子どもも多いと思うから。(20 歳代)
- ・子どもによっては助けや情報をどうやって得られるかわからないと思うから。(40 歳代)

「参加する権利」

- ・社会の一員であることを認識することが将来につながるから。(20 歳代)
- ・地域の活動に積極的に参加し、友達をたくさん作って欲しい。(40 歳代)
- ・子ども達の意見を尊重する事が必要。(50 歳代)

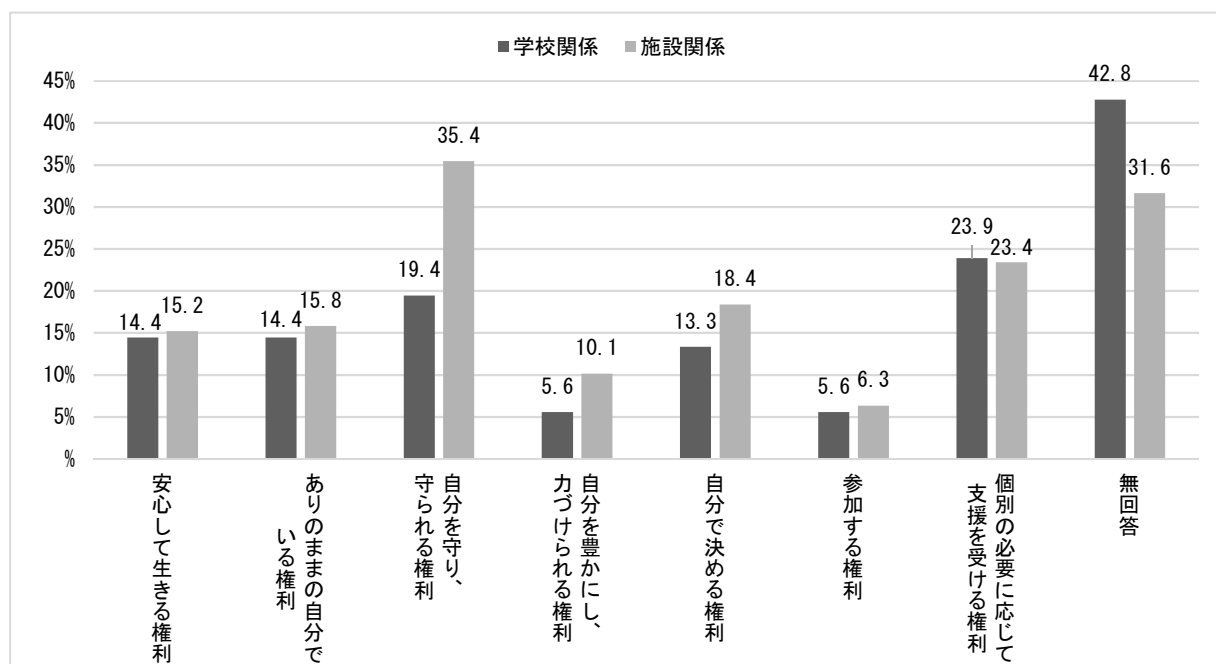
「個別の必要に応じて支援を受ける権利」

- ・基本的人権に関わるものだと思います。どんなケースにおいても、子どもの権利が守られるように国をはじめ自治体が尽力すべきと考えます。(30 歳代)
- ・障がいがあって生きていくことで支援があると助かるしありがたいので。(50 歳代)
- ・個別に支援を受けることはとても大切。(80 歳以上)

【職員：施設別】

職員に対し、7つの子どもの権利のうち、守られていないと思うものを守られていないと思う順に3つ選んでもらったところ、一番多く選ばれた権利は、学校関係は「個別の必要に応じて支援を受ける権利」で、施設関係は「自分を守り、守られる権利」でした。二番目に多く選ばれた権利は、学校関係は「自分を守り、守られる権利」で、施設関係は「個別の必要に応じて支援を受ける権利」でした。

図 29 Q4-2 7つの子どもの権利のうち、守られていないと思うものはありますか。あれば最大3つまで選び、守られていないと思う順にその番号と考えられる理由や問題点を書いてください。(全体)【職員：施設別】



【選んだ理由（抜粋）】

「安心して生きる権利」

- ・安心して暮らした経験が少ないために、自己決定をする自信がなくなってしまったような子どもを見かける。(学校関係)
- ・子どもの安全、安心は大人の生活によって左右されてしまう。また、多くの子どもは、この権利を有することを知らないと思う。(施設関係)

「ありのままの自分である権利」

- ・他の人とちがいが個性があることがあまり認められていない。(学校関係)
- ・今の日本の教育の場、環境において、個を大切にすることはできていない。というより、子どもに対しての大人の数が難しいこともあると思う。幼児に対してもっと人をつけるべき。(施設関係)

「自分を守り、守られる権利」

- ・まだまだいじめはなくなる。減ってきてはいるが、もっと大人が子どもを守っていく必要がある。(学校関係)
- ・まだまだ助けの求め方がわからない子どもが多く感じる。(学校関係)
- ・守られていないと言うか、いじめられる側ががまんをしてしまうと気付くのが遅れてしまうので、まわりの人の気付きが大切になってくる。(施設関係)

「自分を豊かにし、力づけられる権利」

- ・遊びなどで「うるさいから」「あぶないから」で制限されている。すべておとなの都合である。(学校関係)
- ・守られていない訳ではないが、どこまで子どもの意向に沿えているか疑問ある。(施設関係)

「自分で決める権利」

- ・おとながいつのまにか子どもに対して、選択肢を与えることが多い。(学校関係)
- ・日本では、まだ小さなころから自分で物事を決める権利が学ばれておらず、学んでいない子どもに決めさせるのは困難であるため、おとながその機会をうばってしまっている様に感じる。(施設関係)

「参加する権利」

- ・社会で活動する場がまだ少ないと感じる。(施設関係)
- ・子どもの発言の場が限られているように感じるから。(施設関係)

「個別の必要に応じて支援を受ける権利」

- ・以前に比べると社会は変わってきているとは思いますがまだまだ国の違いや障がい差で差別されていることは多く教員や大人が進んで考えを伝え行動していき子どもに伝えていく必要がある。(学校関係)
- ・差別は根強く、生きづらさがあると思う。支援者の専門性も足りないと思う。(施設関係)

2 あなたの生活について

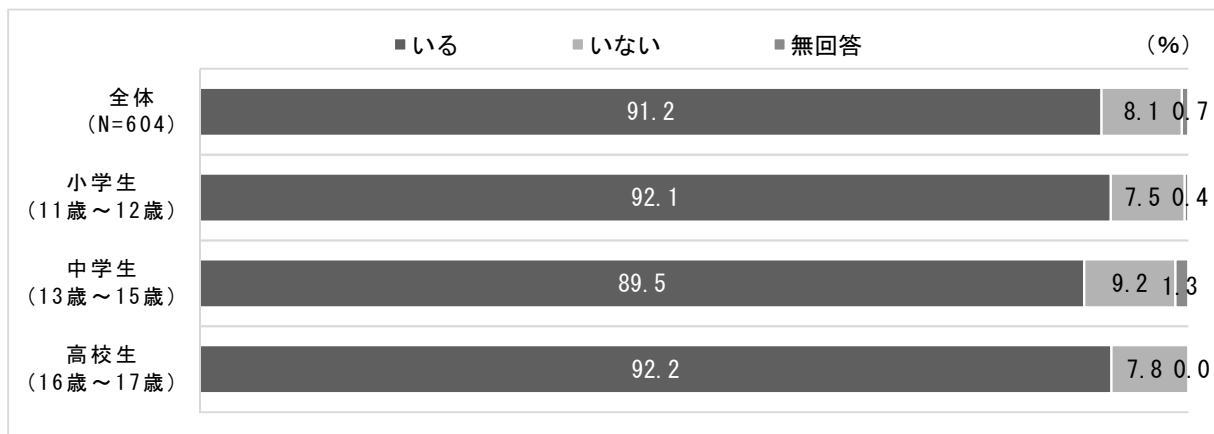
(1) 安心して話せる人

ア 悩みや相談事を話せる人の有無

【子ども：年齢別】

子どもに、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも一人はいるかをたずねたところ、子ども全体では「いる」という回答が 91.2%でした。年齢別にみると、「いる」という回答の割合は、高校生世代が 92.2%と最も高くなりました。

図 30 Q5 あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも一人はいますか。【子ども：年齢別】

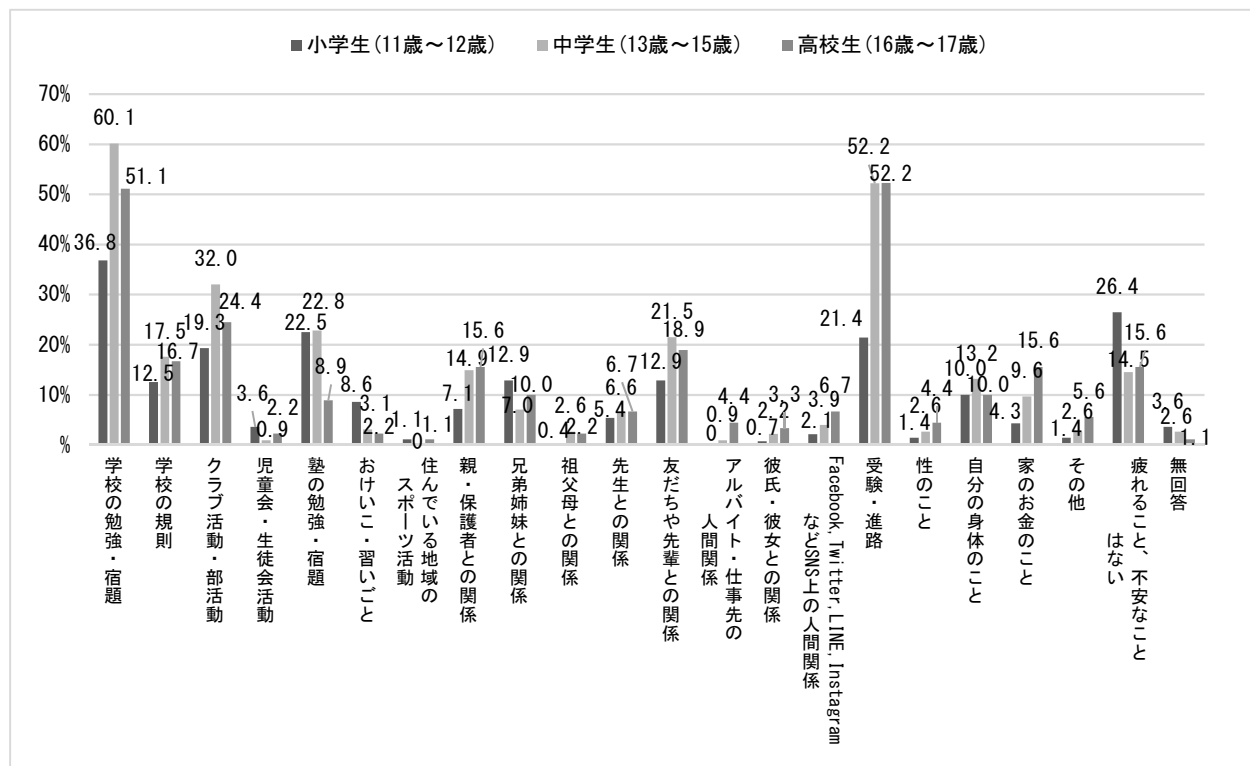


イ 疲れること、不安に思うこと

【子ども：年齢別】

子どもに、疲れること、不安に思うことはあるかをたずねたところ、小学生世代で回答の割合が最も高いのは「学校の勉強・宿題」で、次いで「疲れること、不安なことはない」、「塾の勉強・宿題」の順でした。中学生世代も「学校の勉強・宿題」が最も高く、次いで、「受験・進路」でした。高校生世代では「受験・進路」が最も高く、次いで、「学校の勉強・宿題」でした。「疲れること、不安なことはない」と回答した割合が最も高いのは小学生世代の 26.4%で、次いで高校生世代の 15.6%、中学生世代の 14.5%でした。(図は P. 32 図 31 を参照)

図 31 Q 6 あなたは、次の中で疲れること、不安に思うこと、悩んでいることは何ですか。【子ども：年齢別】



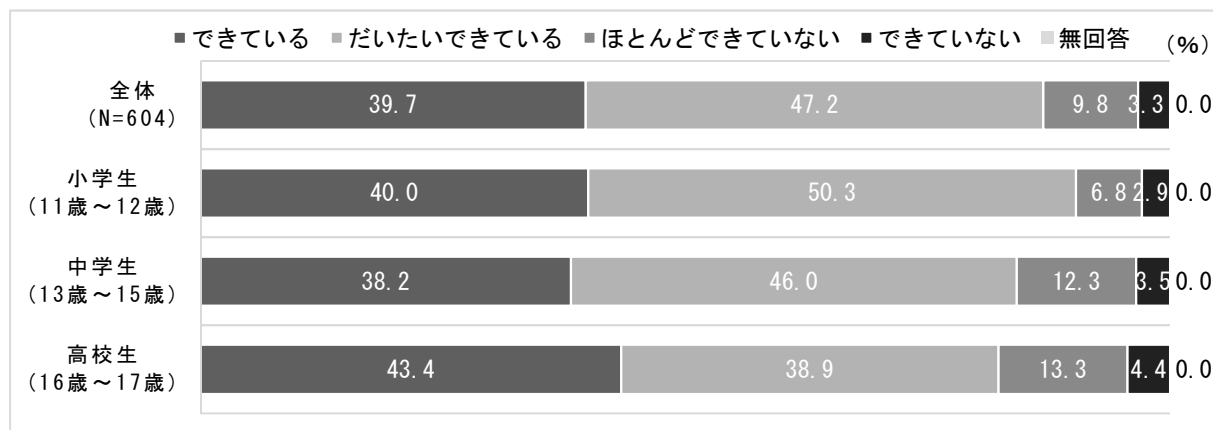
ウ 気持ちを伝えられているか、受け止めることができているか

【子ども：年齢別】

子どもに、家で過ごしているときに、自分の気持ちをおとなに話すことができているかをたずねたところ、子ども全体としては、「できている」という回答が 39.7%、「だいたいできている」が 47.2%、「ほとんどできていない」が 9.8%、「できていない」が 3.3%でした。

年齢別に見ると、「ほとんどできていない」、「できていない」と答える割合は、世代が上がるごとに高くなりました。回答の割合が最も高かった高校生世代は、17.7%でした。

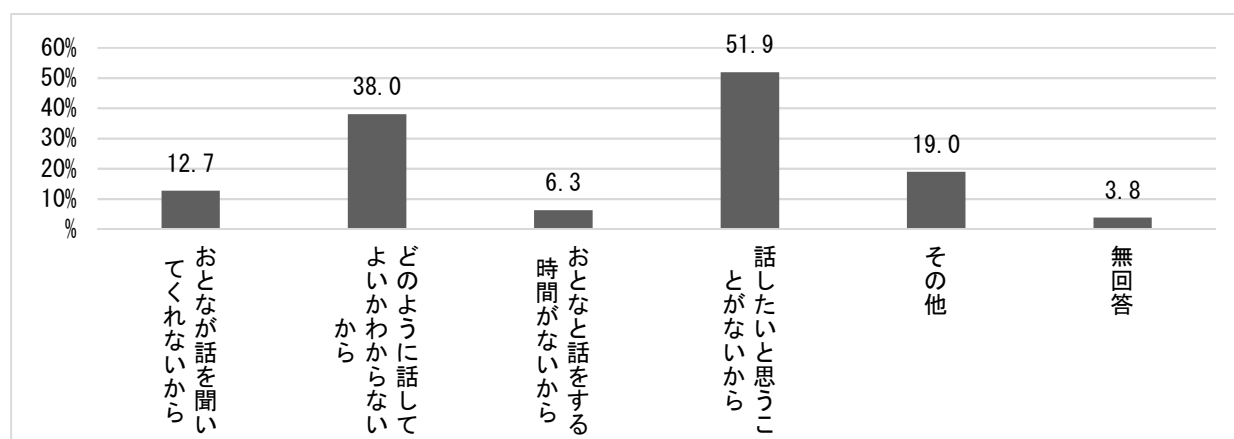
図 32 Q 7 あなたは、家で過ごしているときに、自分の気持ちをおとなに話すことができますか。【子ども：年齢別】



【子ども：全体】

Q7において「3ほとんどできていない」、「4できていない」を選んだ子どもに対し、その理由をたずねたところ、「話したいと思うことがないから」という回答の割合が最も高く、51.9%と半数以上を占めました。

図33 Q8 Q7において、「3ほとんどできていない」「4できていない」を選んだ人にお聞きします。その理由は何ですか。（複数選択可）【子ども：全体】



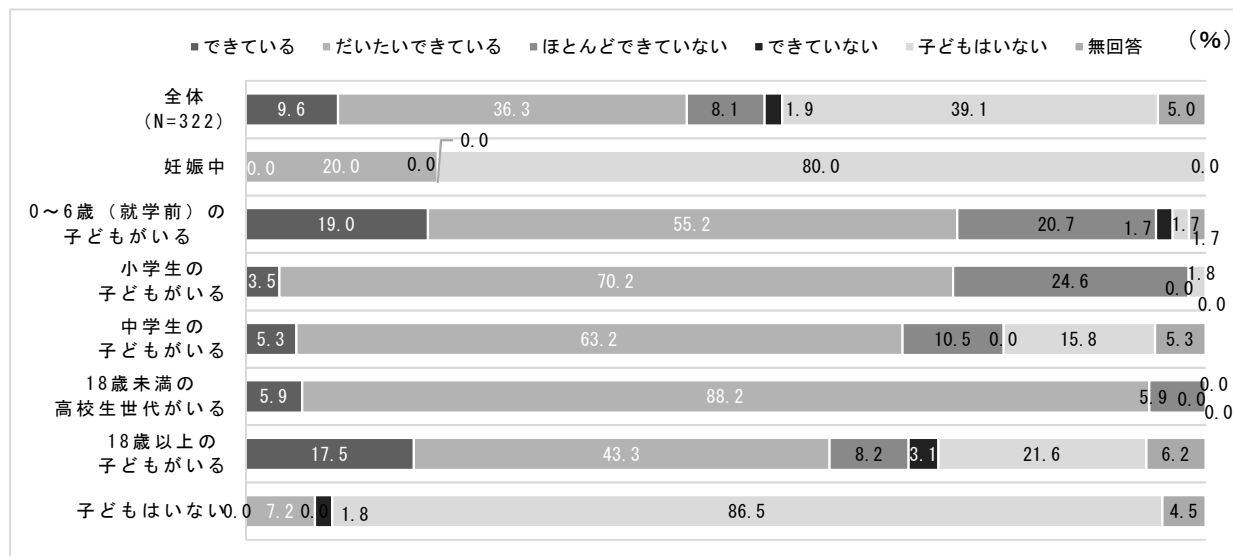
「その他」を選んだ理由（抜粋）

- ・ささいなことを大きくされたくないから。（11歳）
- ・話を聞いてくれると考えない。よい返事がくると考えないから。（14歳）
- ・話す内容が学校のいやなことだからあまり話したくない。（15歳）

【おとな：子どもの有無別】

おとなに、ふだん家で過ごしているときに、子どもの話を聞くこと（気持ちを受け止めること）ができているかをたずねたところ、おとな全体として、「できている」という回答が9.6%、「だいたいできている」が36.3%、「ほとんどできていない」が8.1%、「できていない」が1.9%でした。（図はP.34図34を参照）

図 34 Q 7 あなたは、ふだん家で過ごしているときに、子どもの話を聞くこと（気持ちを受け止めること）ができていますか。【おとな：子どもの有無別】

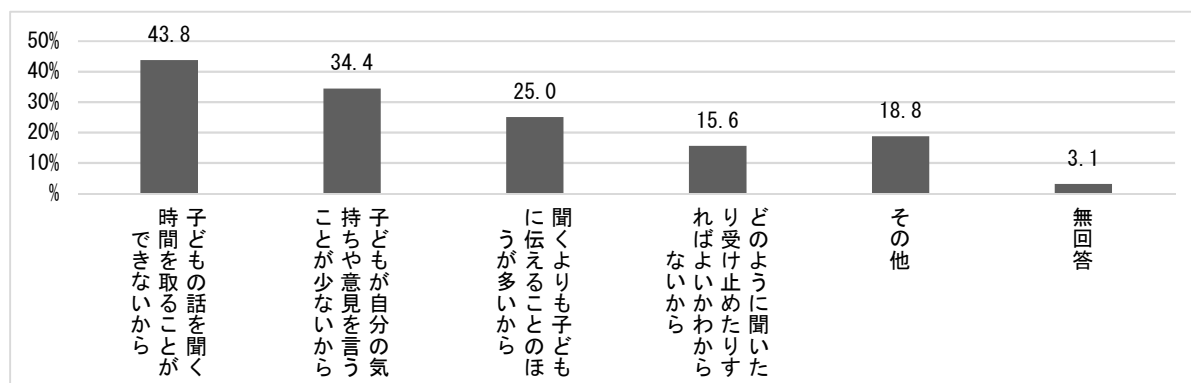


「できている」、「だいたいできている」を選んだ人に対し、具体例や工夫していることをたずねたところ、以下のような回答がありました。（抜粋）

- ・親側の都合ではなく、ゆっくり時間を掛けて、子どもと対話する構えが今のところは出来ている方だと感じます。（20 歳代）
- ・大人の手を止め、子供に目を向ける時間を意識的に作ってる。（ごはんの時、寝る前、おフロの時）（40 歳代）
- ・子どもの話をよく聞くようにしている。家族会議の時も子供の意見を聞くようにしている。（50 歳代）

「ほとんどできていない」、「できていない」を選んだ人に対し、その理由をたずねたところ、「子どもの話を聞く時間を取ることができないから」と答える回答が最も多くなりました。

図 35 Q 9 Q 7において、「3ほとんどできていない」「4できていない」を選んだ人にお聞きします。その理由は何ですか。（複数選択可）【おとな】



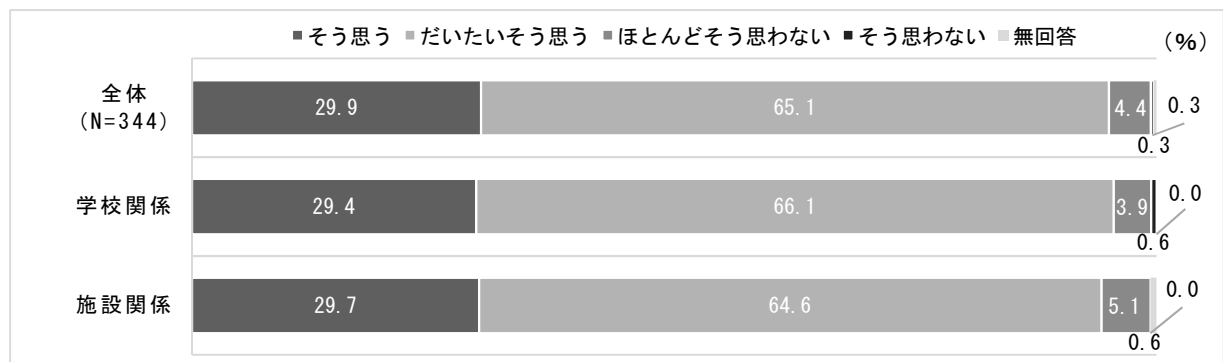
「その他」を選んだ理由（抜粋）

- ・聞いている内に指摘をしてしまい怒ってしまう。（30 歳代）
- ・子どもが相談事を親に話すようにはなかなかならないから。子どもも親の意見を「はい」とは聞かない。（60 歳代）

【職員：施設別】

職員に、子どもには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも一人はいると思うかをたずねたところ、職員全体として、「そう思う」という回答が 29.9%、「だいたいそう思う」が 65.1%、「ほとんどそう思わない」が 4.4%、「そう思わない」が 0.3%でした。学校関係と施設関係との間に、大きな差はみられませんでした。

図 36 Q5 あなたは、子どもには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも一人はいますか。【職員：施設別】

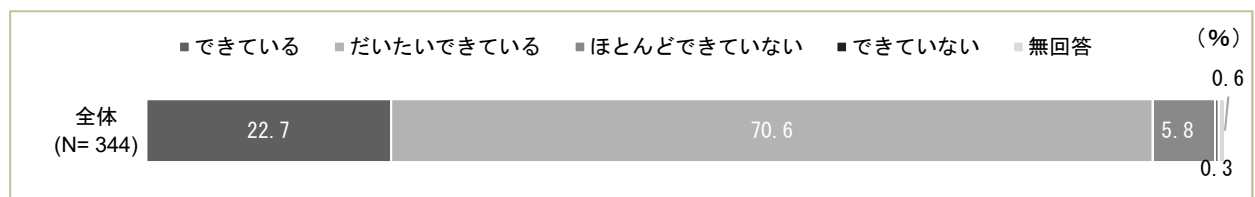


【職員】

職員に、職場において、子どもの気持ちや意見を聞くこと（受けとめること）ができているかをたずねたところ、「できている」、「だいたいできている」を回答する人が合わせて 93.3%でした。

図 37 Q6 あなたは、職場において、子どもの気持ちや意見を聞くこと（受けとめること）ができていますか。

【職員】

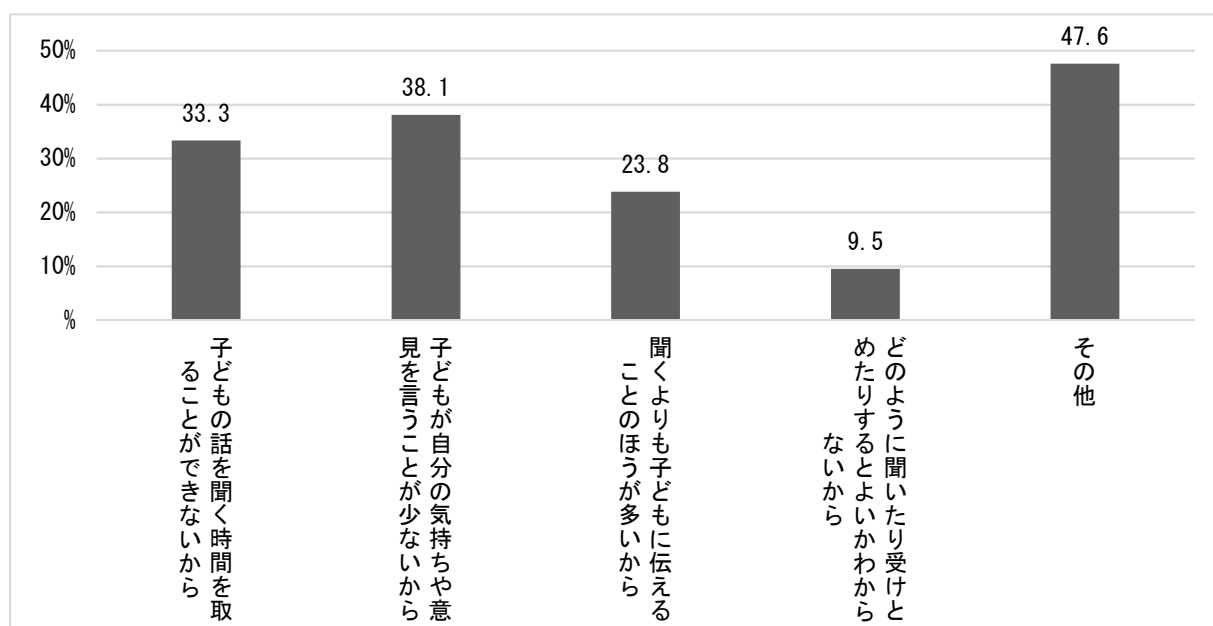


「できている」、「だいたいできている」を選んだ人に対し、具体例や工夫していることをたずねたところ、以下のような回答がありました。（抜粋）

- ・まずは、子どもの気持ちがあるがままに受け入れ、大切に受け止めるよう心がけている。（学校関係）
- ・子どものサインや表情を見逃さないようによく見ている。コミュニケーションを意識的にとる（学校関係）
- ・子どもの気持ちや意見を否定しない。気持ちをくみとりながら親身に相談にのり、一緒に新しい道を探せるようにしている。私の意見だけをおしつけないように工夫している。（学校関係）
- ・日常的な声かけ。大事な時に話しやすい雰囲気づくり（学校関係）
- ・子どもの気持ちや意見をその都度しっかり聞き、受けとめた上で話しをしている（施設関係）
- ・子どもに寄り添い、子どもの気持ちになって子どもの言葉に耳を傾ける、高圧的な言葉、行動はとらない（施設関係）
- ・すぐに聞けない状況でも「ちょっとまってね、聞くからね」と声を掛け、必ず声を掛けるようにする。（施設関係）
- ・一人一人の考えや受け取り方は様々だという事を念頭に置き、過去の経験談（職員側の）に頼り過ぎず、対応に努めるように心がけています。（施設関係）

「ほとんどできていない」、「できていない」を選んだ人に対し、その理由をたずねたところ、「その他」と答える回答が最も多く、47.6%と約半数でした。

図 38 Q8 Q6において、「3ほとんどできていない」「4できていない」を選んだ人にお聞きします。その理由は何ですか。（複数選択可）【職員】



「その他」を選んだ理由（抜粋）

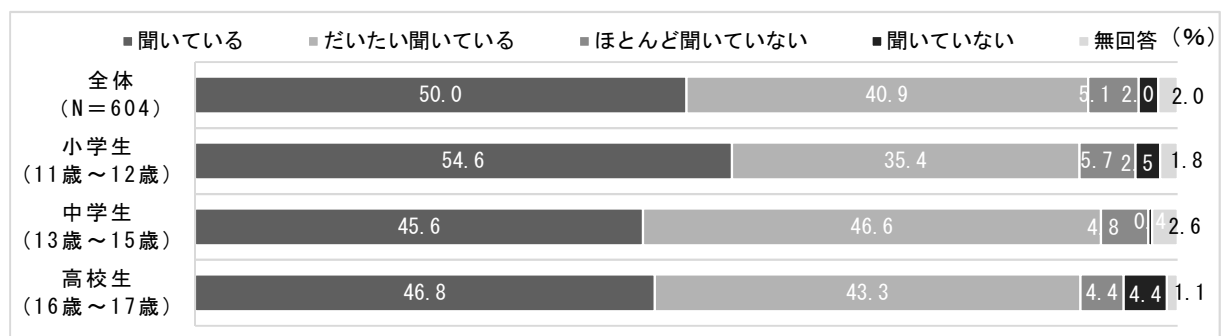
- ・子どもの方が話す相手を選んでるように思えるから（学校関係）
- ・自分ができてると思っても子供の立場ではどうか？（学校関係）
- ・意見を言ってもらえるほどの信頼関係を結ぶまでに時間がかかるから（施設関係）
- ・友だちとの関係性などを話をすると、いじめにつながることもある（施設関係）

（２） 話したことの実現性

【子ども：年齢別】

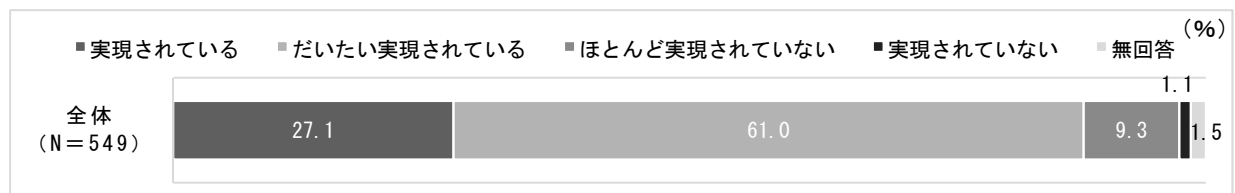
子どもに、家で何かをしたり、決めたりするとき、おとなはあなたの意見を聞いているかたずねたところ、子ども全体としては、「聞いている」、「だいたい聞いている」という回答が合わせて 90.9%でした。

図 39 Q 9 家で何かをしたり、決めたりするとき、おとなはあなたの意見を聞いていますか。【子ども：年齢別】



「聞いている」または「だいたい聞いている」を選んだ人に、聞いてもらった自分自身の意見は実現されたかたずねたところ、9割近くが「実現されている」、「だいたい実現されている」と答えました。

図 40 Q 10 Q 9において、「1 聞いている」または「2 だいたい聞いている」を選んだ人にお聞きします。聞いてもらった自分自身の意見は実現されましたか。【子ども】



実現されたことで印象に残っていることをたずねたところ、以下のような回答がありました。（抜粋）

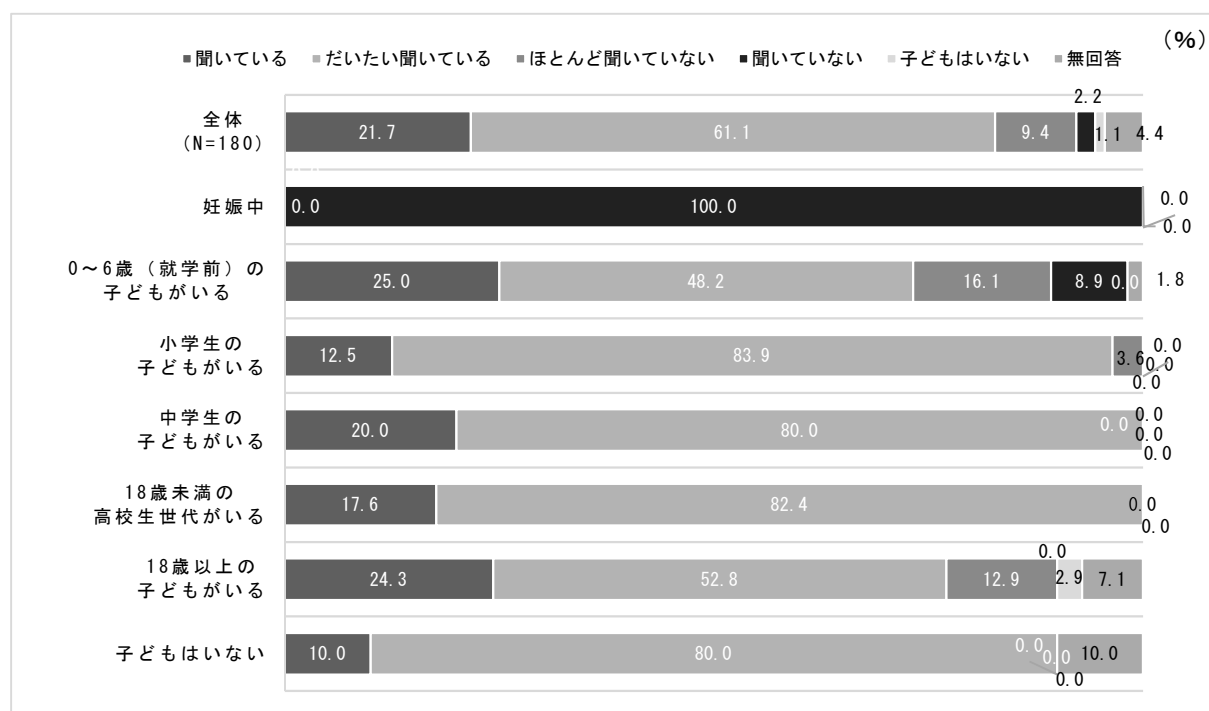
- ・しょうらいの夢のために必要なものを、心良く買ってくれた。（11 歳）
- ・どこで外食するか話した時自分の意見が実現したこと。（11 歳）
- ・自分のへやができた。（つくってもらった！）（11 歳）

- ・コワイってなったとき、こう考えれば大丈夫、とか聞いてそれを実現したらコワくなくなった。(11 歳)
- ・犬を飼うときに私はこの犬が良い！といった犬にしてくれた。今も元気に一緒にくらしている (13 歳)
- ・学校での提出物やクラブについて決断するときアドバイスをくれた。(14 歳)
- ・「今日はどうしても休みたい」と言ったときに、学校を休ませてもらえた。(14 歳)
- ・習い事が嫌になったら、「やめていいよ」と言ってくれた事。(14 歳)
- ・今、部活動での人間関係に悩んでいましたが、私の意見を尊重して話を聞いてくれた結果、先生に相談することも本人と話し合うことも出来た。最終的には退部を決意しましたが、私のためにそれを提案してくれた両親には感謝しています。(16 歳)
- ・予定などの個人の情報の共有方法に関して (17 歳)

【おとな：子どもの有無別】

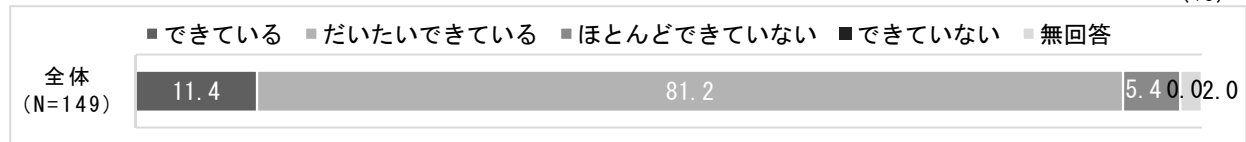
おとなに、家の中で何かを決めるとき、子どもの意見を聞いているかをたずねたところ、「聞いている」、「だいたい聞いている」と答えるおとなは全体で 82.8%でした。「聞いている」、「だいたい聞いている」と答えた割合が最も高かったのは、中学生世代、高校生世代の子どもがいるおとなでした。反対に、「ほとんど聞いていない」、「聞いていない」と答えるおとなが多かったのは、妊娠中を除いて 0～6 歳（就学前）の子どもがいるおとなでした。

図 41 Q10 あなたは、家の中で何かを決めるとき、子どもの意見を聞いていますか。【おとな：子どもの有無別】



「聞いている」、「だいたい聞いている」を選んだおとなに対し、子どもから聞いた意見を実際に反映させたり、実現したりすることができているかをたずねたところ、「できている」、「だいたいできている」と答えたおとなは合わせて 92.6%でした。

図 42 Q11 Q10において、「1聞いている」または「2だいたい聞いている」を選んだ人にお聞きします。子どもから聞いた意見を実際に反映させたり、実現したりすることができますか。【おとな】 (%)



「できている」、「だいたいできている」と答えたおとなに対し、できたことで印象に残っていることをたずねたところ、以下のような回答がありました。(抜粋)

- ・子どものやりたい遊びをどうしたら、できるのか子どもと一緒に考えた。(20 歳代)
- ・星の観察に興味をもっていたので天体望遠鏡を購入した。子どもと星をみたり、天体について勉強したりしている (40 歳代)
- ・今、自分のやりたいことや進学についてなど。(50 歳代)

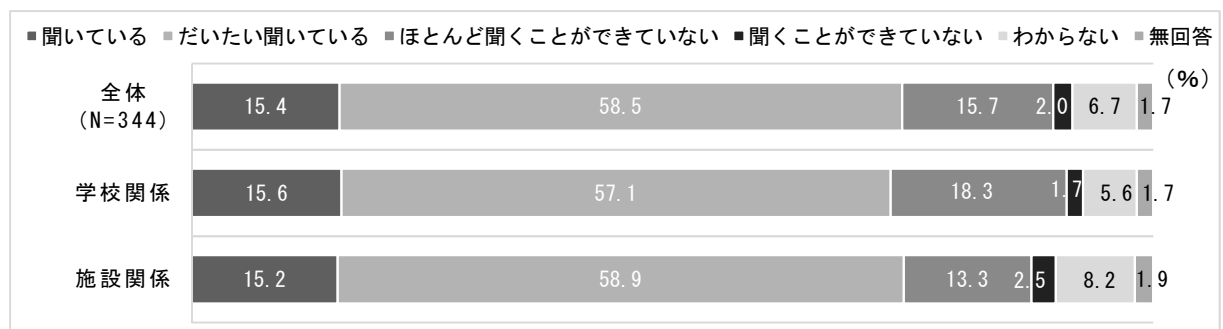
「ほとんどできていない」、「できていない」を選んだおとなに対し、その理由をたずねたところ、以下のような回答がありました。(抜粋)

- ・家事などをやっていて、ずっと一緒に遊んであげられないことや、わがままにすぎないことがあるから全ては受け入れられていない。(30 歳代)
- ・子どもがまだ幼いため。決定に責任を持つのは親だから。(40 歳代)

【職員：施設別】

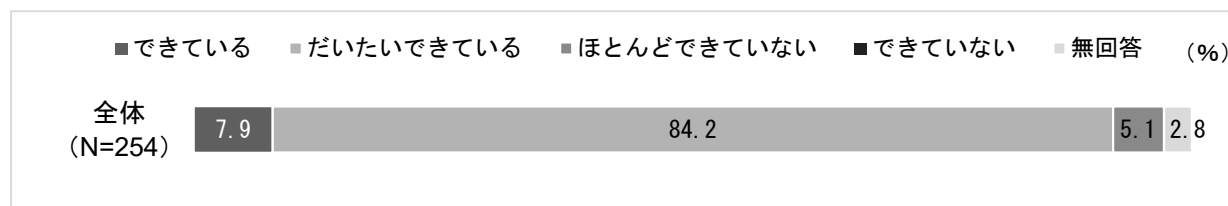
職員に、職場で子どもに関わること（運営方針、授業・保育内容、行事等）を決めるとき、子どもの思いや考えを聞いているかをたずねたところ、「聞いている」、「だいたい聞いている」を回答する人は合わせて 73.9%でした。

図 43 Q10 あなたの職場では、子どもに関わること（運営方針、授業・保育内容、行事等）を決めるとき、子どもの思いや考えを聞いていますか。【職員：施設別】



「聞いている」、「だいたい聞いている」と答えた職員に対し、子どもから聞いた意見を、実際に反映させたり、実現したりすることができているかたずねたところ、「できている」、「だいたいできている」と回答する人は合わせて 92.1%でした。

図 44 Q11 Q10において、「1 聞いている」または「2 だいたい聞いている」を選んだ人にお聞きします。子どもから聞いた意見を、実際に反映させたり、実現したりすることができていますか。【職員】



「できている」、「だいたいできている」と答えた職員に対し、できたことで印象に残っていることをたずねたところ、以下のような回答がありました。(抜粋)

- ・教室の座席や学年集会など、子どもの考えを聞いて行っている。(学校関係)
- ・生徒会で意見箱を作った方が良いという意見がでたので、実際に作成して取り組みを行っている。(学校関係)
- ・行事、イベントを行う時に、子どもたちは何をしたいか聞き、子どもが意欲的に取り組んでいた姿。(施設関係)
- ・子どもの意見を聞いて遊具を購入する。(おもちゃ、本、マンガ等)・〇〇大会などの行事を実施する。(卓球、バドミントン、カードゲーム等)(施設関係)

「ほとんどできていない」、「できていない」を選んだおとなに対し、その理由をたずねたところ、以下のような回答がありました。(抜粋)。

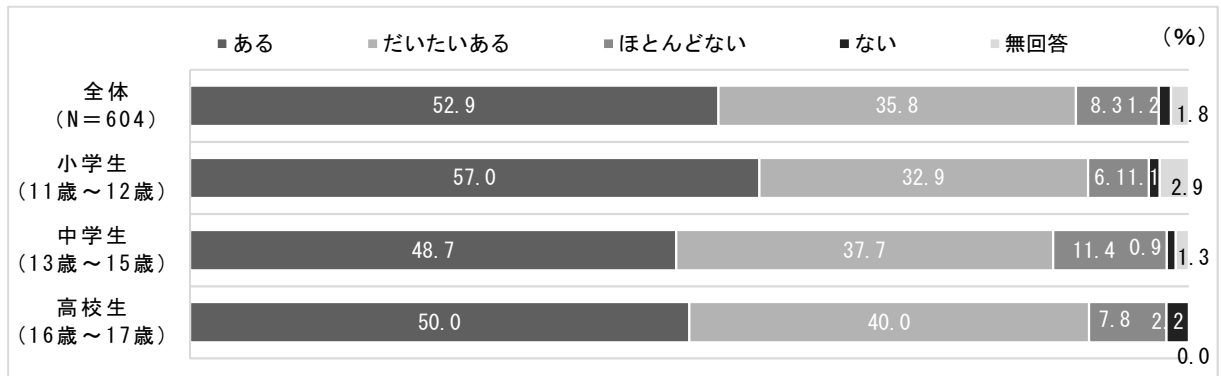
- ・失敗しないようにと考えるとつい、子どもたちの意見を反映させるより、自分の考えを優先させてしまう(学校関係)
- ・聞いたうえで、再検討する時間が確保されていない(学校関係)
- ・子どもと話し合う時間が定期的にとれなかったため計画が進まなかった。(施設関係)
- ・ルールの多さ、自由な運営ができていない(施設関係)

(3) ホットできる時間・場所

【子ども：年齢別】

子どもに、遊んだり休んだり自分の好きなことをしたりする時間が十分にあるかたずねたところ、「ある」、「ときどきある」と答えた人は合わせて88.7%でした。

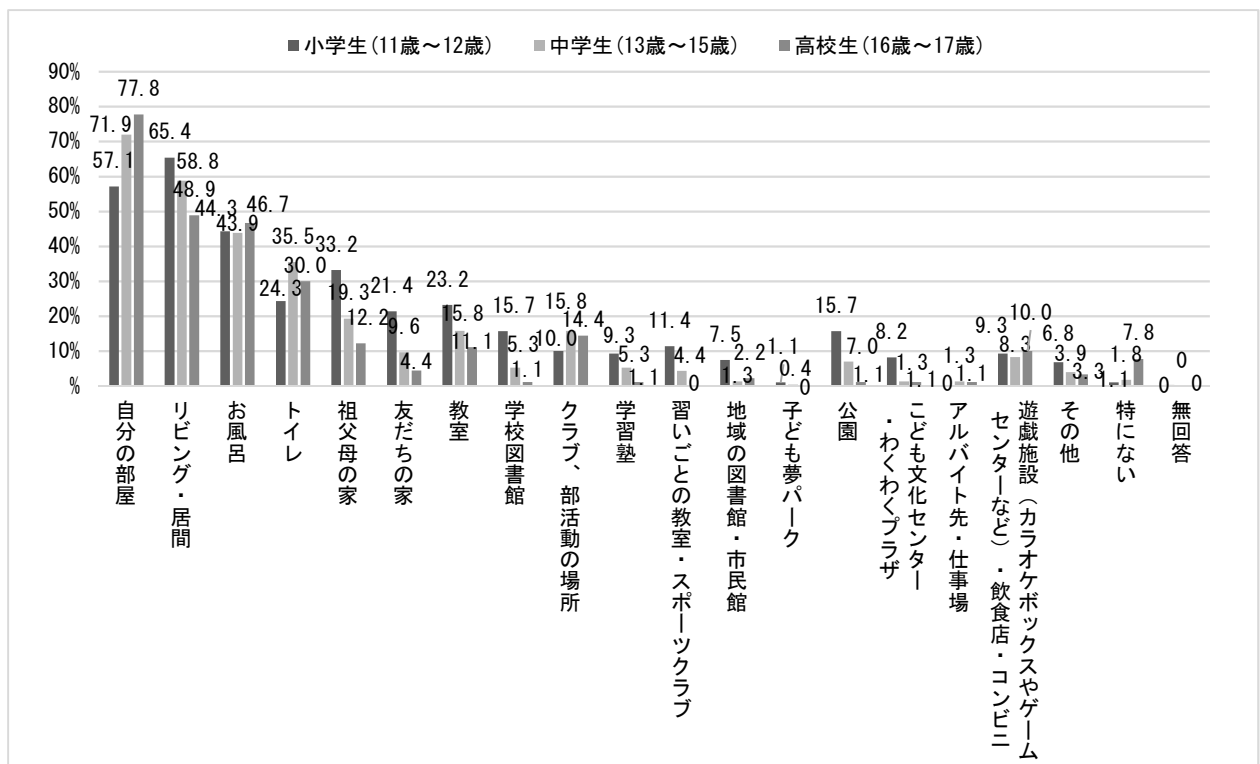
図45 Q12 あなたには、遊んだり休んだり自分の好きなことをしたりする時間が十分にありますか。【子ども：年齢別】



【子ども：年齢別】

子どもに、ホットできる場所はどこかたずねたところ、全年代で「自分の部屋」や「リビング・居間」と答える割合が高くなりました。

図46 Q13 あなたにとってホットできる場所はどこですか。(複数選択可)【子ども：年齢別】

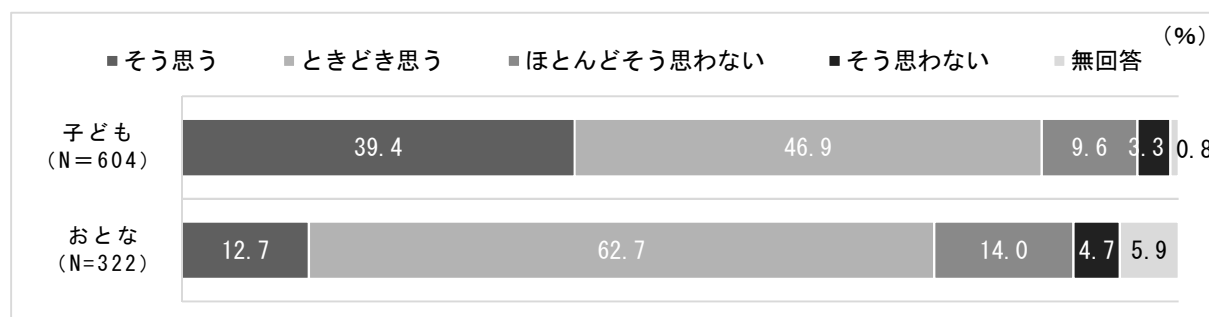


(4) 大切にされているか

【子ども、おとな】

子どもとおとなに、生活のなかで文化・国籍などのちがい、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思うかたずねたところ、「そう思う」と答える割合は子どもが39.4%だったのに対し、おとなは12.7%でした。「そう思う」、「ときどき思う」を合わせると、子どもポイントは86.3%、おとなは75.4%と肯定的な回答をする割合は子どもの方が高く、おとなと10ポイント以上の差がありました。

図47 Q15(17) あなたは、生活のなかで文化・国籍などのちがい、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。【子ども、おとな】



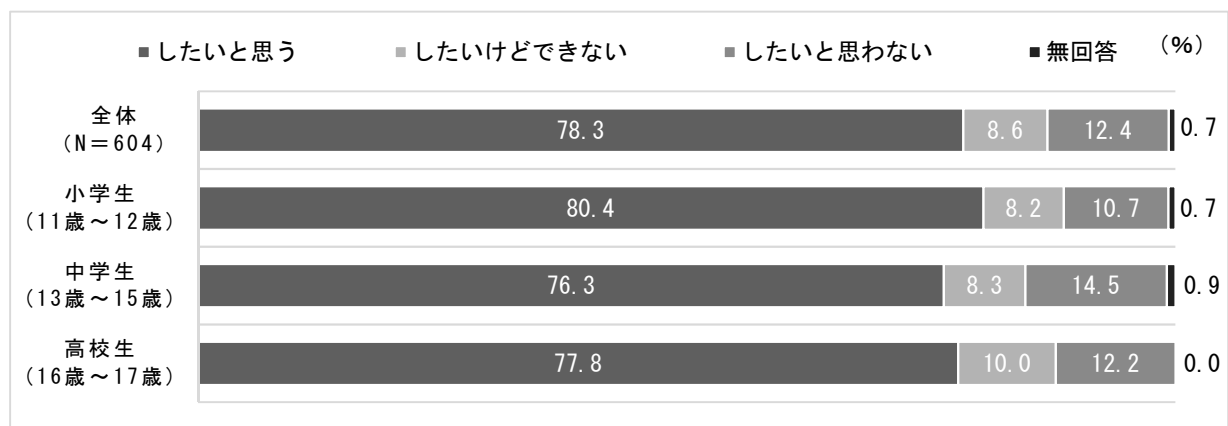
3 相談するところについて

(1) 相談する相手

【子ども：年齢別】

子どもに、困ったり悩んだりしたとき、誰かに相談したいと思うかをたずねたところ、子ども全体では「したいと思う」という回答が 78.3%でした。年齢別にみると、「したいと思う」という回答の割合は、小学生世代が 80.4%と最も高くなりました。

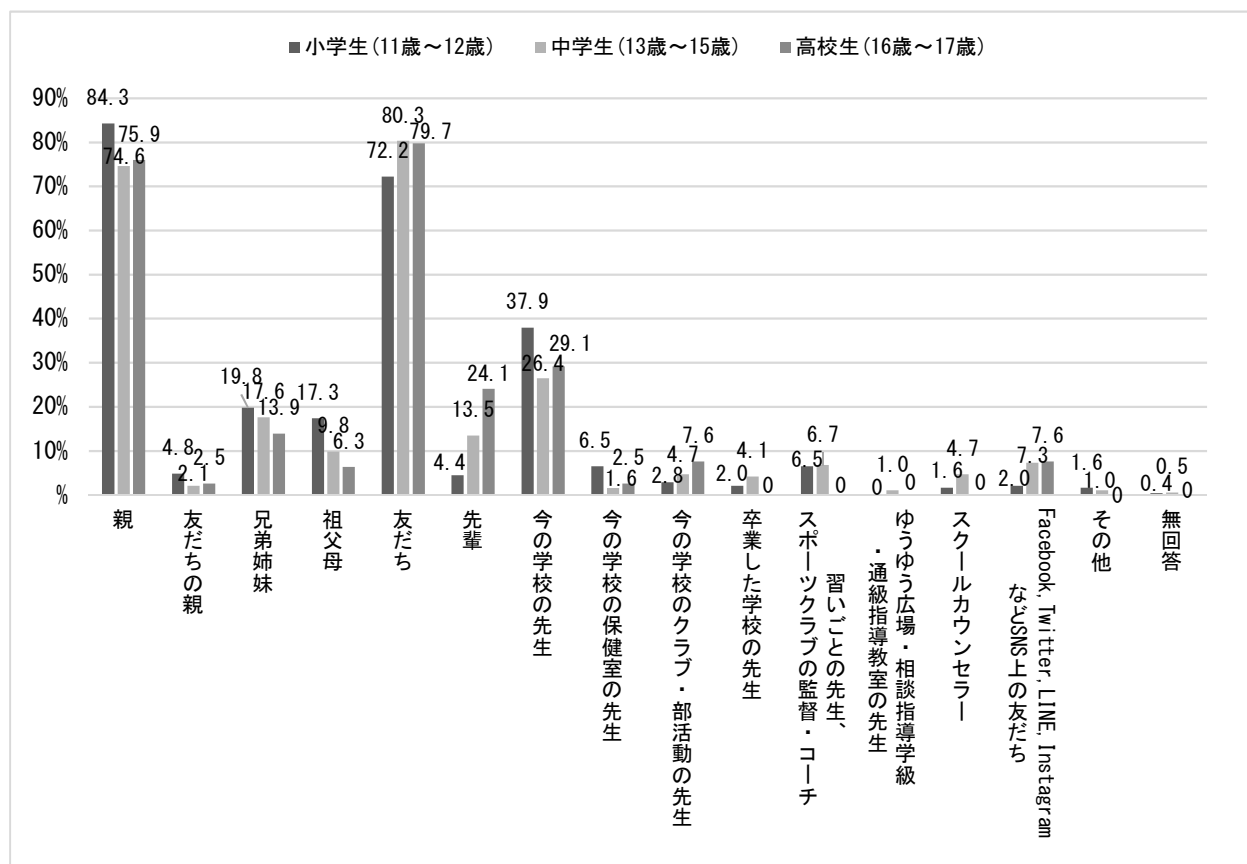
図 48 Q16 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、誰かに相談したいと思いますか。【子ども：年齢別】



【子ども：年齢別】

子どもに、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたら、誰に相談するかをたずねたところ、小学生世代は「親」と答えた割合が最も高く、中学生・高校生世代は「友だち」と答えた割合が最も高くなりました。(図は P. 44 図 49 を参照)

図 49 Q 17 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたら、誰に相談しますか。(複数選択可)【子ども：年齢別】

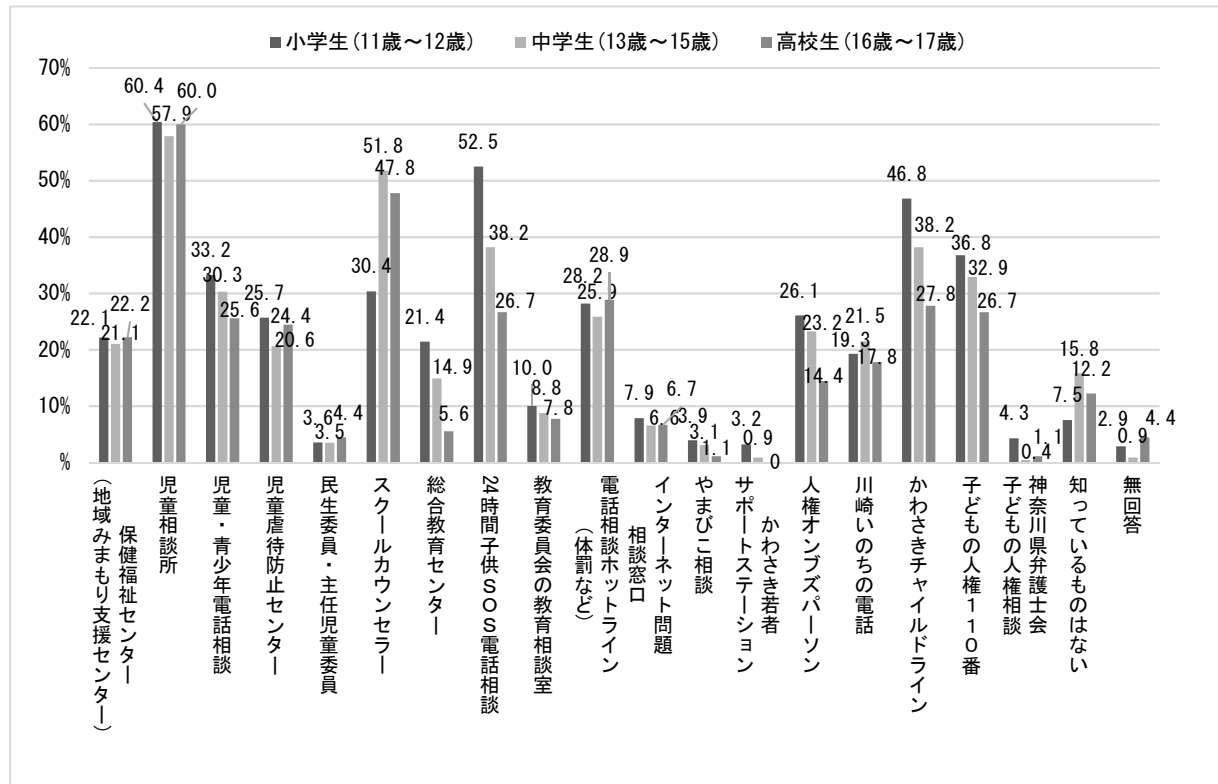


(2) 相談する場所

【子ども：年齢別】

子どもに、知っている川崎市の子どもの相談・救済機関（相談を受けてくれるところ）をたずねたところ、全世代で「児童相談所」と答える割合が最も高くなりました。次いで高かったのは、小学生世代は「24 時間子供 S O S 電話相談」、中学生世代と高校生世代は「スクールカウンセラー」でした。（図は P. 45 図 50 を参照）

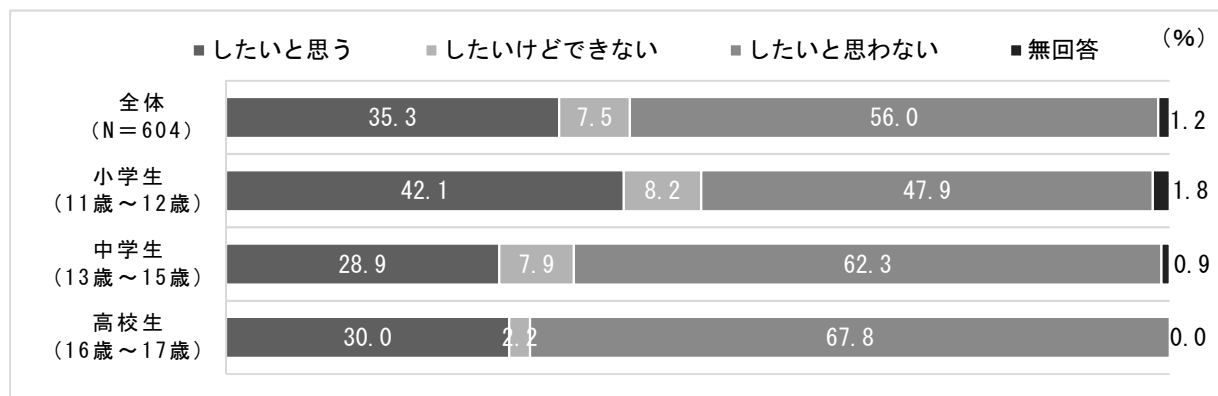
図 50 Q 18 次のような川崎市の子どもの相談・救済機関（相談を受けてくれるところ）を知っていますか。（複数選択可）【子ども：年齢別】



【子ども：年齢別】

子どもに、困ったり悩んだりしたとき、Q 18のような相談・救済機関に相談したいかをたずねたところ、「したいと思う」と回答する割合は、小学生世代で42.1%、中学生世代は28.9%、高校生世代は30.0%でした。「したいけどできない」と回答する割合は、小学生世代で8.2%、中学生世代は7.9%、高校生世代は2.2%でした。

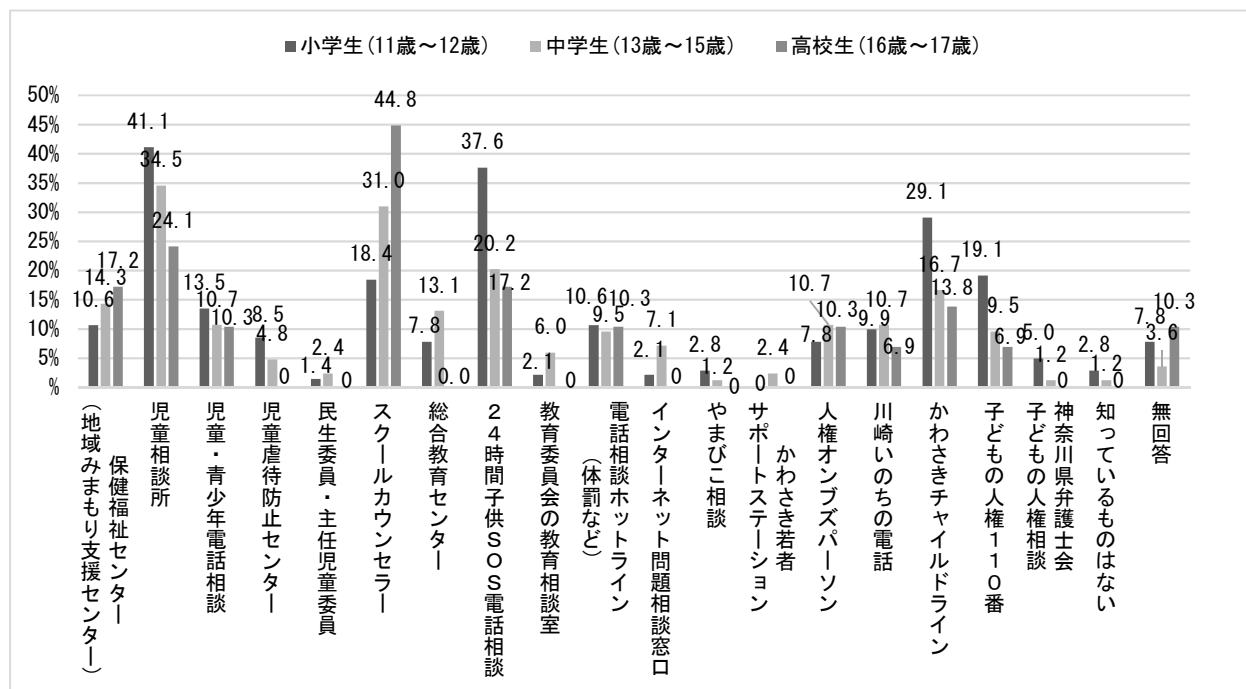
図 51 Q 19 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、Q 18のような相談・救済機関に相談したいと思いますか。【子ども：年齢別】



【子ども：年齢別】

子どもに、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたらＱ１８のような相談・救済機関の内のどこに相談するかをたずねたところ、小学生世代と中学生世代では「児童相談所」と回答する割合が最も高く、高校生世代では「スクールカウンセラー」と回答する割合が最も高くなりました。

図 52 Ｑ２０ あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたらＱ１８のような相談・救済機関の内のどこに相談しますか。（複数選択可）【子ども：年齢別】



子どもに、どのようなところなら相談しようと思うかたずねたところ、以下のような回答がありました。（抜粋）

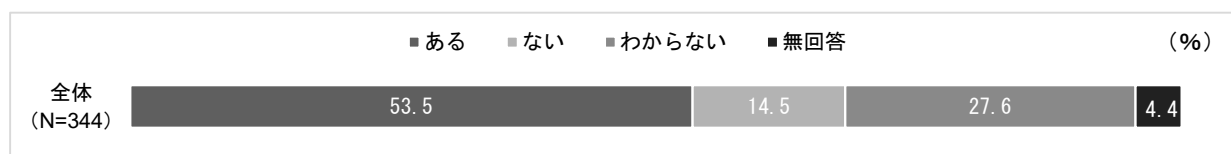
- ・親にれんらくがなくて、あんしんして、そうだんできるとこ(じょうほうがもれないとこ) (11 歳)
- ・そもそも私は、知らない人に相談したくありません。(11 歳)
- ・自分のプライバシーが守られているところ (12 歳)
- ・利用しやすい。時間に限りがなく夜中などでも相談できるところ。(13 歳)
- ・インターネットで相談できるところ。(14 歳)
- ・日頃から親しい身近な他人 (14 歳)
- ・同じような年代で話が合う人が相談相手のところ。(15 歳)
- ・自分の話を聞いてくれて、否定されないところ。(15 歳)
- ・自分の名前をふせる。必ず解決してくれる所。(15 歳)
- ・話をじっくり聞いてくれて有効な解決策まで提示してくれるような信頼できそうな大人がいるところ (16 歳)

- ・少しでも自分のことを知ってくれている人のところに行く。(16 歳)
- ・直接や電話は相手になれてからで、文字を通してほしい。(17 歳)

【職員】

職員に、職場では、子どもが悩んだり困ったりしたときに、子ども自身が解決に向けて動き出すことの仕組みがあるかをたずねたところ、全体で「ある」と答えた回答は 53.5%でした。

図 53 Q 1 4 あなたの職場では、子どもが悩んだり困ったりしたときに、子ども自身が解決に向けて動き出すことのできる仕組みがありますか。【職員：全体】



「わからない」と回答した理由（抜粋）

- ・個々の教員にゆだねられている（学校関係）
- ・仕組みはないがその場に応じた対応はある（学校関係）
- ・子どもの実態が違いすぎる（学校関係）
- ・仕組みはあるが子ども自身ができるかわからない（施設関係）
- ・仕組みとしてはありませんが、解決に向けて動けるように大人が支えたり、働きかけたりクラスで話しあったり等行なっています（施設関係）
- ・子ども自身が解決するため色々な機関と大人が紹介することはできると思います（施設関係）

「ある」と答えた職員に対し、職場で設けられている仕組みを教えてもらったところ、以下の様な回答がありました。（抜粋）

- ・保健室などもそうですが、児童支援コーディネータがおり、子どもに寄り添い解決に向かえるように促すことができていると思う。（学校関係）
- ・校内に相談室を設置し、休み時間に相談に来られる仕組みづくりをしている。また、年 2 回のアンケート実施を行っている（学校関係）
- ・開館時には基本的に常に子ども担当のスタッフがおり、一緒に遊んだり、話しをしたり、することができるようになっている。「何か」あればスタッフに相談できるという環境があり、一緒に解決に向かう。ステップをふむことで子ども自身が解決に向かうことになる。（施設関係）
- ・意見箱がある。第三者委員の存在が周知されている。（施設関係）

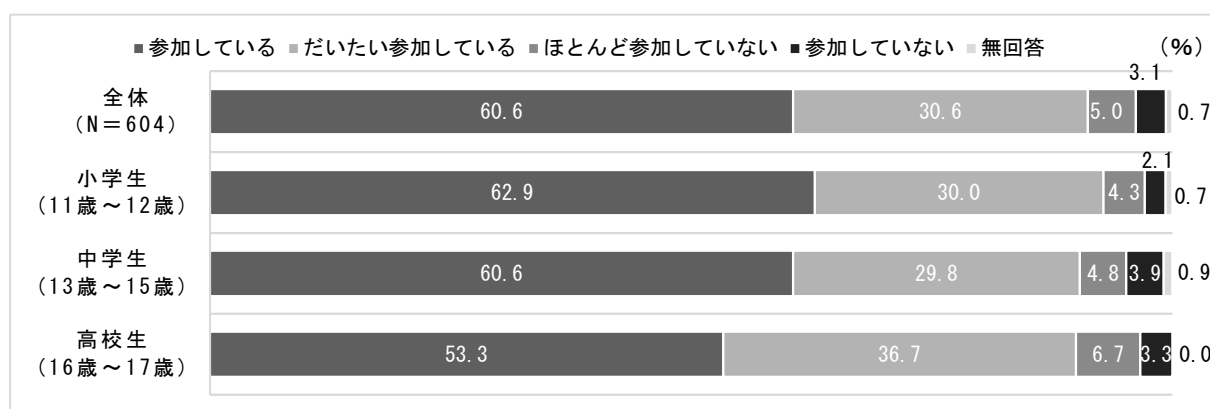
4 学校・地域のことについて

(1) 学校のこと

【子ども：年齢別】

子どもに、学校の行事や話し合いに参加しているかをたずねたところ、子ども全体で「参加している」、「だいたい参加している」と回答する割合が合わせて91.2%でした。年齢が上がるほど参加している割合は低くなりました。

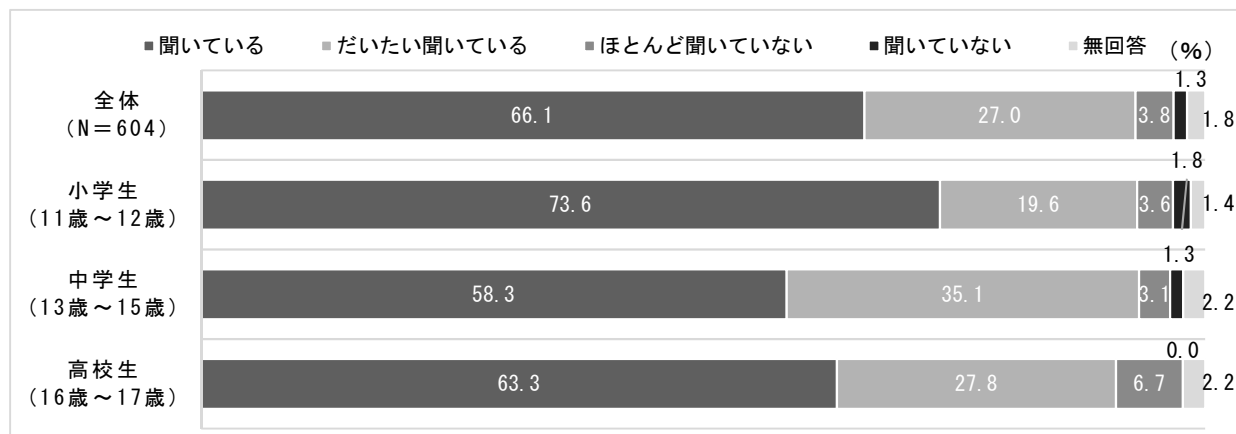
図54 Q22 あなたは、学校の行事や話し合いに参加していますか。【子ども：年齢別】



【子ども：年齢別】

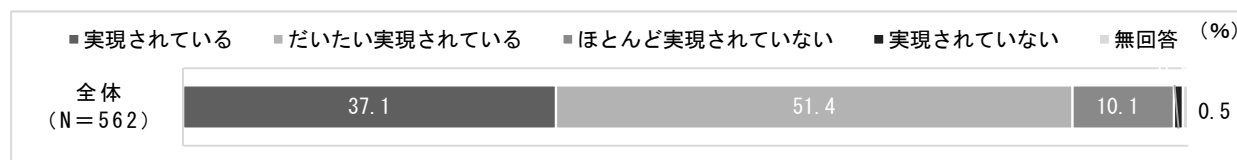
子どもに、学校で何かをしたり、決めたりするとき、先生は、子どもの意見を聞いているかをたずねたところ、子ども全体で「聞いている」、「だいたい聞いている」と回答する割合が合わせて93.1%でした。

図55 Q23 学校で何かをしたり、決めたりするとき、先生は、子どもの意見を聞いていますか。【子ども：年齢別】



「聞いている」、「だいたい聞いている」と回答した子どもに対し、先生が聞いた子どもの意見は実現されているかをたずねたところ、子ども全体で「実現されている」、「だいたい実現されている」と回答する割合が合わせて 88.5%でした。

図 56 Q24 Q23において、「1聞いている」または「2だいたい聞いている」を選んだ人にお聞きします。
先生が聞いた子どもの意見は実現されていますか。【子ども：全体】

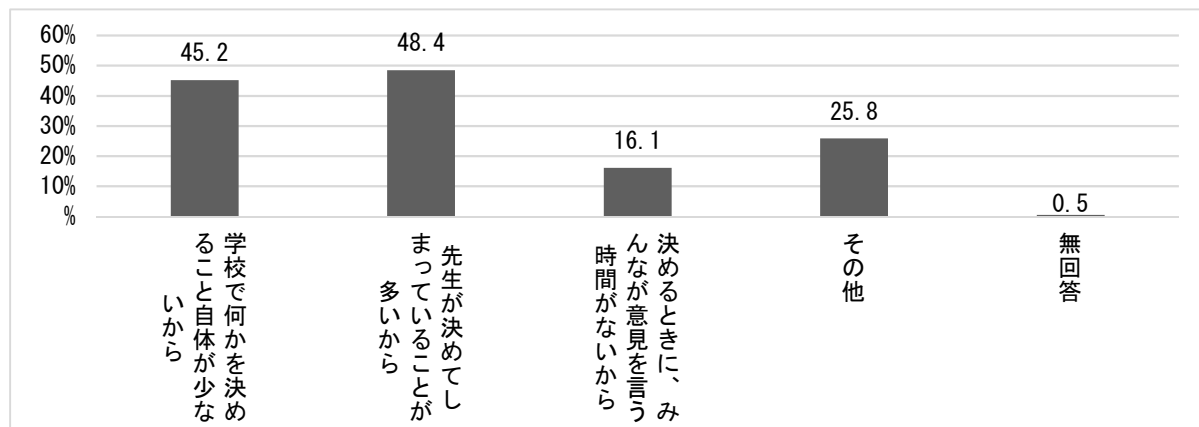


「実現されている」、「だいたい実現されている」と回答した子どもに対し、実現されたことで印象に残っていることは何かをたずねたところ、以下のような回答がありました。(抜粋)

- ・コロナで学校行事がほぼなくなってしまったけど、6年生生徒が楽しめる企画を生徒が提案したら実現できるようにしてくれている。(11歳)
- ・みんなでこうていを使ってあそんだり、体育館をつかってボールあそびをすること。(11歳)
- ・隣の組ですが、コロナの影響で色々出来なくなっていて、でも七夕やりたいと誰か意見を上げたら、裏山から笹を取りにみんなで行って、七夕をやりました。あと、自然教室が無くなったので、代わりにキャンプファイヤーをやりたいと別の人が言ったら、11月下旬に出来る事になりそうです。(11歳)
- ・転校しちゃう子のおわかれ会 (11歳)
- ・スマホをもってきた人に、先生がなぜだめなのかを根気よく話し合い続けていたこと。(禁止だとして、スマホをとり上げなかった) (12歳)
- ・約束を守ってくれた (12歳)
- ・クラス目標とか、教室を明るくするためにどのようなデザインにするのかを子どもできめていた。(13歳)
- ・クラス目標など、自分たちのことは、自分達で話し合って決めたこと。(14歳)
- ・先生によります。今はよくないけど、前の担任は私が嫌がっていたことは私の気が済むまで話につき合ってくれ、係なども平等にチャンスを与えてくれた。(14歳)
- ・制服にセーターが追加されたこと。(15歳)
- ・学園祭で何をやるかをちゃんと生徒たちの意見を聞いて実現させてくれた。(15歳)
- ・文化祭の出し物 (16歳)
- ・文化祭の出し物は基本生徒主体で決めた。また、席替えなども生徒が全て決めて行った。(17歳)

Q 2 3 で、「ほとんど聞いていない」、「聞いていない」を選んだ子どもに対し、その理由をたずねたところ、全体で「先生が決めてしまっていることが多いから」と回答する割合が最も高くなりました。

図 57 Q 2 6 Q 2 3において、「3ほとんど聞いていない」または「4聞いていない」を選んだ人にお聞きします。その理由は何ですか。(複数選択可)【子ども：全体】



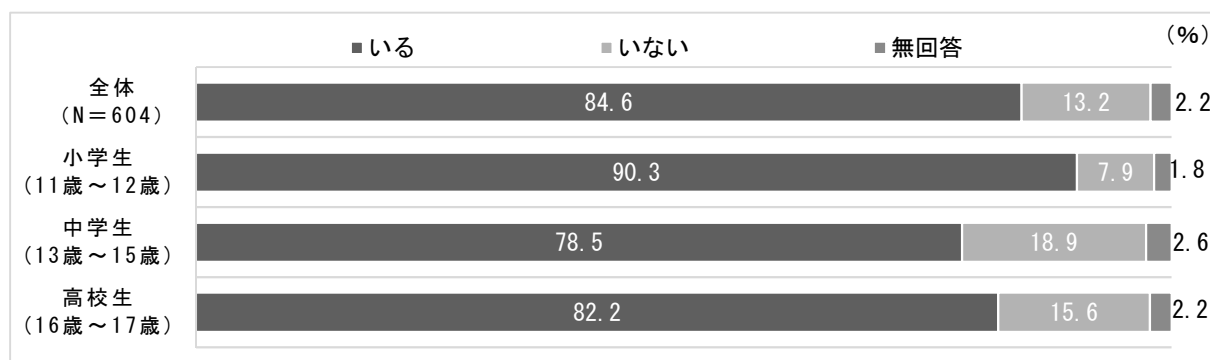
「その他」を選んだ理由（抜粋）

- ・学校の規則を大切にしているから（14 歳）
- ・意見を言っても先生側の理想の意見に近いものに直され、それが私たちの意見であるかのようにならなければならないことがあるから。（16 歳）
- ・先生が意見の誘導を行う。別の意見がでると説得に入り、生徒がゆずる。（17 歳）

【子ども：年齢別】

子どもに、学校にはあなたの話をよく聞いてくれる先生や職員（給食の調理員や事務の人も含む）がいるかをたずねたところ、「いる」と回答する子どもの割合は、小学生世代が 90.3%、中学生世代が 78.5%、高校生世代が 82.2%でした。

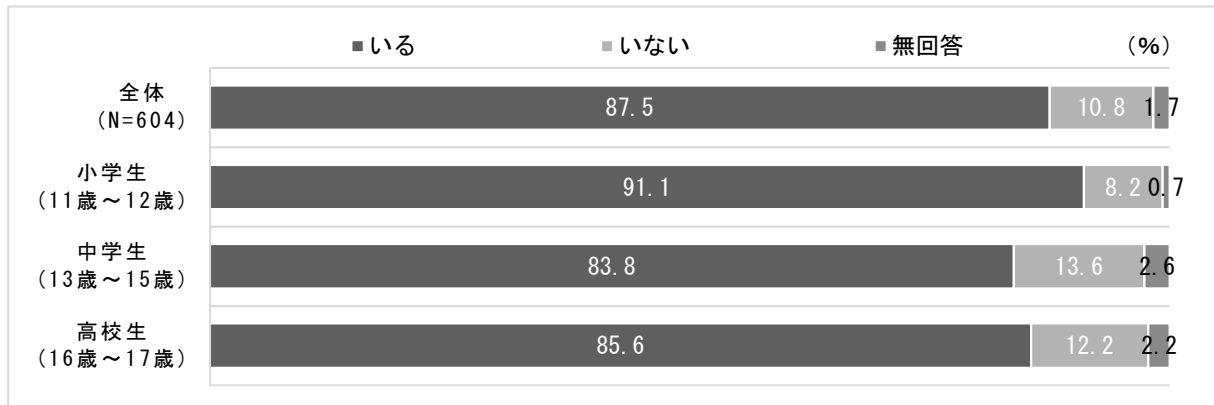
図 58 Q 2 7 学校にはあなたの話をよく聞いてくれる先生や職員（給食の調理員や事務の人も含む）がいますか。【子ども：年齢別】



【子ども：年齢別】

子どもに、学校に何でも話せる友だち（先輩や後輩も含む）がいるかをたずねたところ、「いる」と回答する子どもの割合は、小学生世代が 91.1%、中学生世代が 83.8%、高校生世代が 85.6% でした。

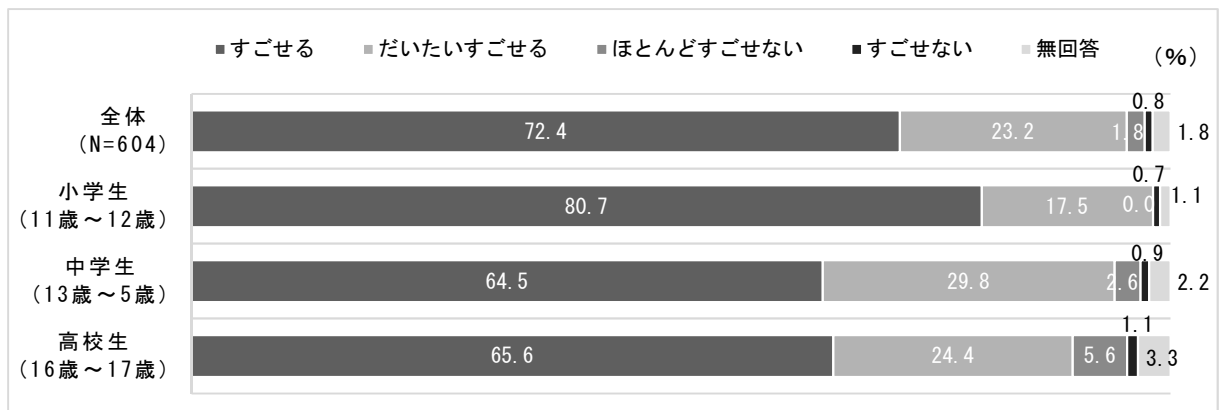
図 59 Q 2 8 あなたは、学校に何でも話せる友だち（先輩や後輩も含む）がいますか。【子ども：年齢別】



【子ども：年齢別】

子どもに、学校で休み時間や放課後、安心してすごせるかたずねたところ、「すごせる」、「だいたいすごせる」と回答する割合は、小学生世代は 98.2%、中学生世代は 94.3%、高校生世代は 90.0% でした。

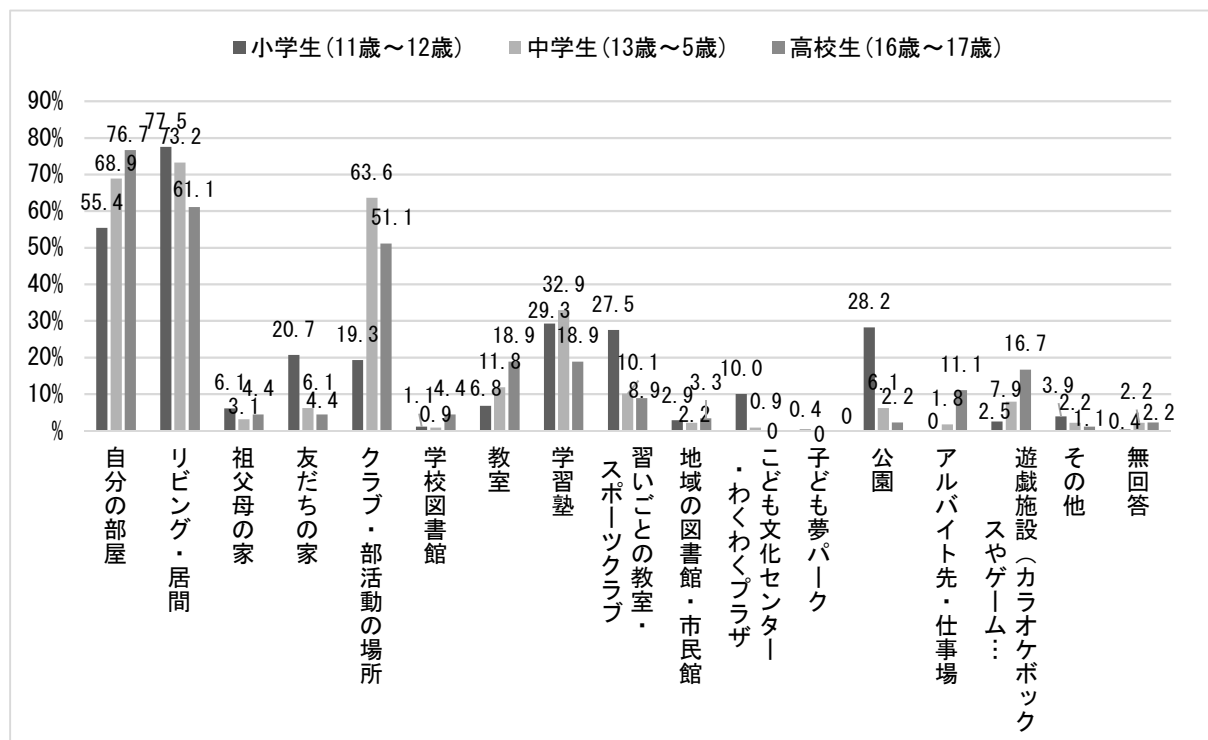
図 60 Q 3 0 あなたは、学校で休み時間や放課後、安心してすごせますか。【子ども：年齢別】



【子ども：年齢別】

子どもに、放課後どこで過ごすかたずねたところ、小学生世代と中学生世代では「リビング・居間」が、高校生世代では「自分の部屋」と回答する割合が最も高くなりました。

図 61 Q 3 1 あなたは、放課後どこですごしますか。(複数選択可)【子ども：年齢別】



【職員：施設別】

職員に、職場で子どもを支援する際、関係機関や地域団体と協働・連携して行うことがあるかたずねたところ、「ある」、「だいたいある」と回答した割合が、全体で88.4%でした。施設別にみると、学校関係は88.3%、施設関係は88.6%でした。

図 62 Q 1 7 あなたの職場で子どもを支援する際、関係機関や地域団体と協働・連携して行うことがありますか。具体例や理由を含め答えてください。【職員：施設別】



「ある」と回答した人の具体例（抜粋）

- ・子どもがDVを受けているとの相談から関連諸機関につなげる（学校関係）
- ・民生委員と家庭の問題を共有（学校関係）
- ・療育的な支援、地域みまもり支援センターとの連携（施設関係）
- ・児童相談所や保健福祉センターとの連携ケース（施設関係）

「だいたいある」と回答した人の具体例（抜粋）

- ・学校教育権進会議に民生委員さんをお呼びして情報共有を図ったり、家庭に課題のある生徒のケース会議を児童相談所と実施したりしています。（学校関係）
- ・児相や児童委員会、みまもり支援センターと連携している（施設関係）

「ほとんどない」と回答した人の理由（抜粋）

- ・他の職種の方に相談し、その方が関係機関と連絡を取り合っているため（学校関係）
- ・外部にある関係機関や地域団体が何をしているのかわからない（施設関係）

「ない」と回答した人の理由（抜粋）

- ・大きな問題が見当たらない（学校関係）
- ・私のクラスに支援する子がまだいないため。（施設関係）

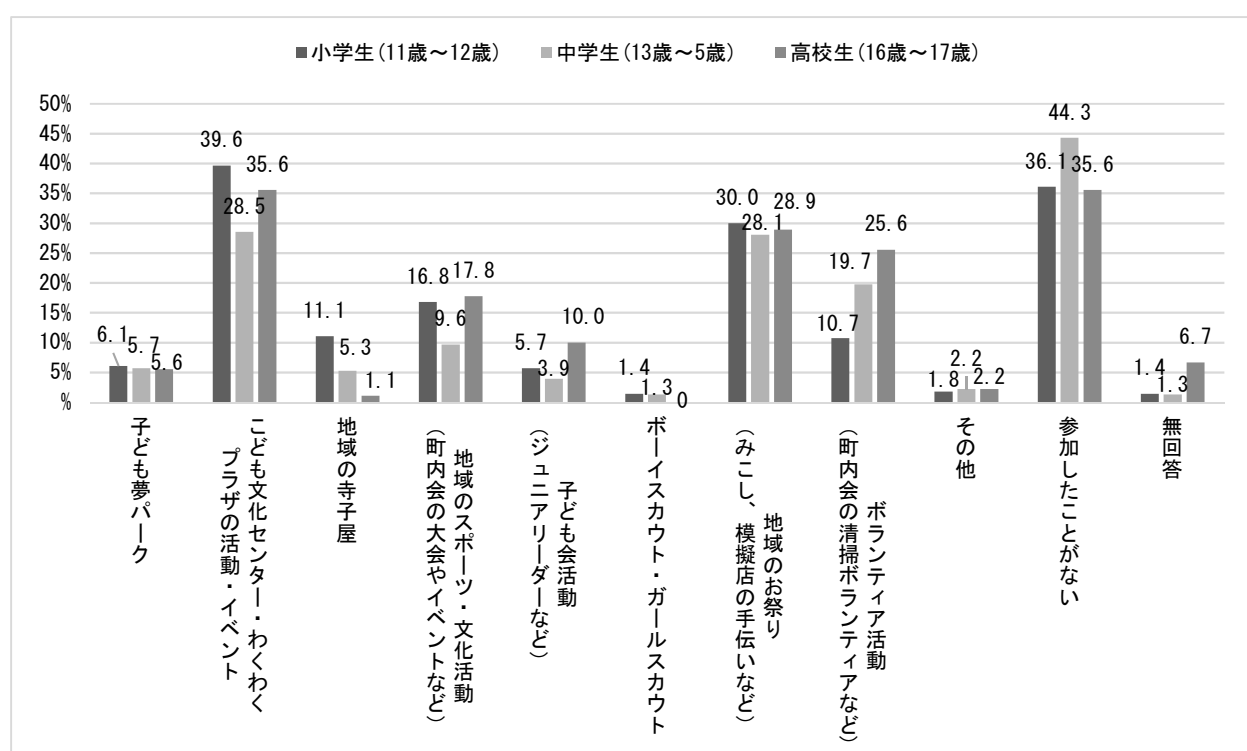
(2) 地域のこと

【子ども：年齢別】

子どもに、地域の活動・イベント・ボランティア等に参加したことがあるかをたずねたところ、小学生世代では「こども文化センター・わくわくプラザの活動・イベント」、中学生世代では「参加したことがない」、高校生世代では「こども文化センター・わくわくプラザの活動・イベント」、「参加したことがない」と回答する割合が最も高くなりました。

図 63 Q 3 2 あなたは、地域の活動・イベント・ボランティア等に参加したことがありますか。(複数選択可)

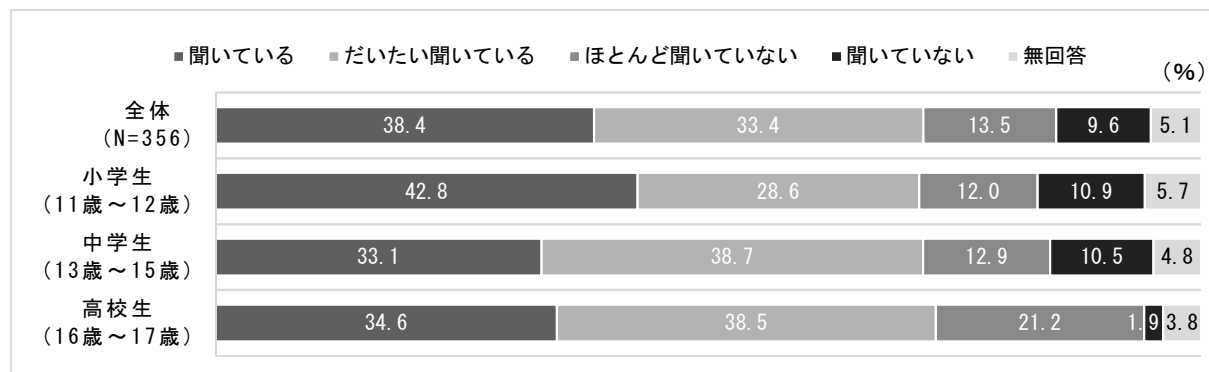
【子ども：年齢別】



Q32 の 11 項目のうち、「参加したことがない」を選んだ子どもと無回答の子どもを除いた 9 項目を選んだ子どもに対し、地域で何かをしたり、決めたりするとき、おとなは子どもの意見を聞いているかをたずねたところ、「聞いている」、「だいたい聞いている」と回答する割合は、全体で 71.8%でした。(図は P. 55 図 64 を参照)

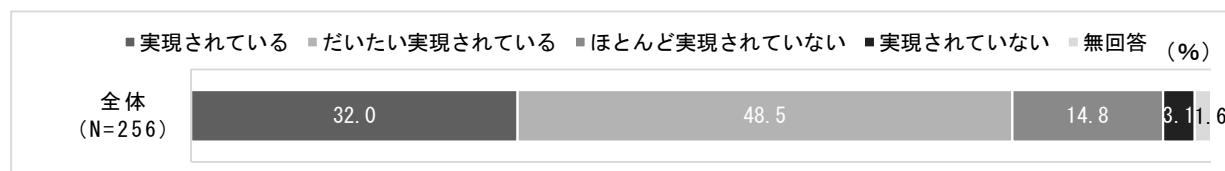
図 64 Q33 Q32において、1～9※を選んだ人にお聞きします。地域で何かをしたり、決めたりするとき、おとなは子どもの意見を聞いていますか。【子ども：年齢別】

※Q32の回答項目のうち、「参加したことがない」子どもと無回答の子どもを除いた9項目を示す



「聞いている」、「だいたい聞いている」を選んだ子どもに、おとなが聞いた子どもの意見は実現されているかをたずねたところ、「実現されている」、「だいたい実現されている」を選んだ子どもは合わせて 80.5%でした。

図 65 Q34 Q33において、「1聞いている」または「2だいたい聞いている」を選んだ人にお聞きします。おとなが聞いた子どもの意見は実現されていますか。【子ども：全体】



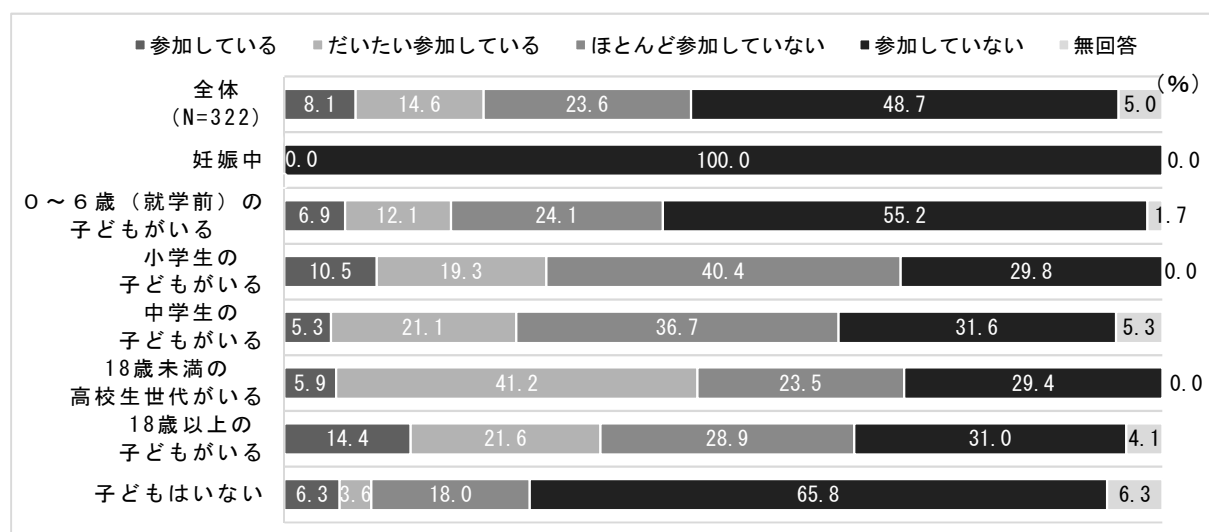
「実現されている」、「だいたい実現されている」を選んだ子どもに対し、実現されたことで印象に残っていることをたずねたところ、以下のような回答がありました。(抜粋)

- ・子供だけの屋台を出してくれたり専用のスペースを作ってくれた。(11歳)
- ・1年生のとき、1度だけ、夢パークへ行ったことがあって、そのとき、ある遊具が目につき、スタッフの人にきいてみたところ、子どもたちが提案し、作ったものだといっていた。(11歳)
- ・プラバンをやるといういけんがでてやることになったから (11歳)
- ・子文でマンガを新しいのぼしゅうしていたがそしたら新しいのが入ったらしい。(11歳)
- ・こども文化センターで図書室の本に～の本をおいてほしいという意見があって数日後その本があったこと (12歳)
- ・わくわくプラザの「やりたい行事アンケート」で書いた行事が実際に行われた。(15歳)
- ・お祭り…自分達で1から、計画を立てそれを実行できた。たくさんの大人達が協力してくれて、楽しく良い思い出になった。(小学生の時) (15歳)
- ・遊具が新しく購入されたこと (16歳)

【おとな：子どもの有無別】

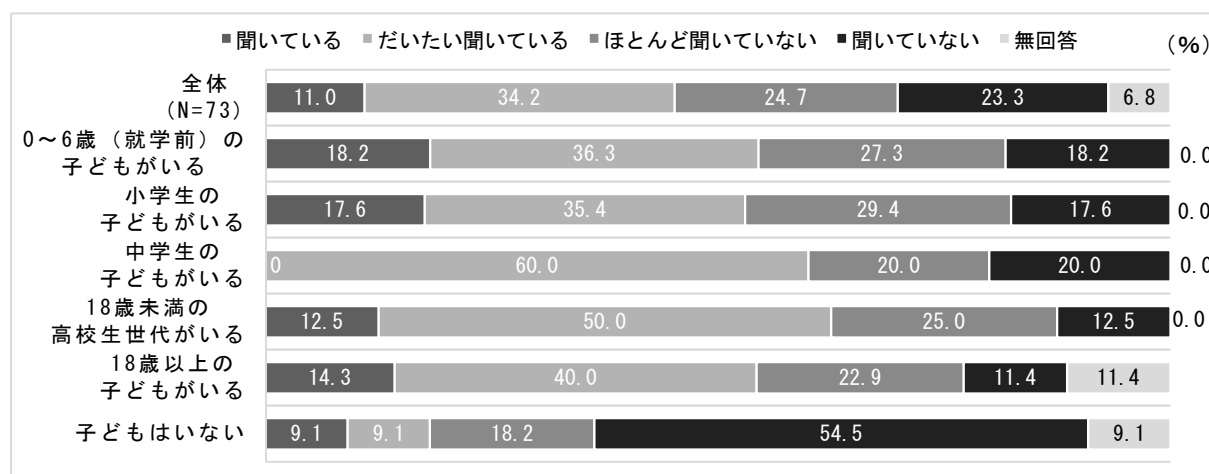
おとなに、ボランティア活動や町内会・自治会活動など、地域の活動や行事・イベントに参加しているかたずねたところ、「参加している」、「だいたい参加している」と回答する割合は全体で22.7%でした。「参加している」、「だいたい参加している」と回答する割合が最も高かったのは18歳未満の高校生世代の子どもがいるおとなで、47.1%でした。

図 66 Q 2 3 あなたは、ボランティア活動や町内会・自治会活動など、地域の活動や行事・イベントに参加していますか。【おとな：子どもの有無別】



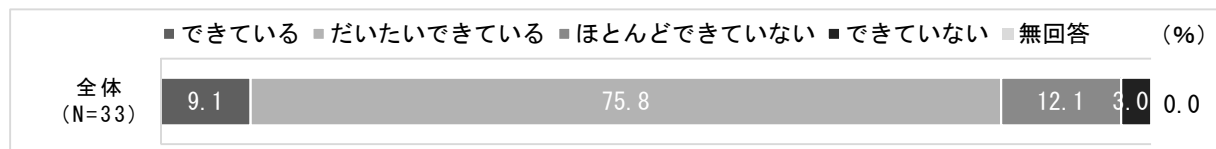
「参加している」、「だいたい参加している」を選んだ人に対し、地域で何かを決めるとき、子どもの意見を聞いているかたずねたところ、「聞いている」、「だいたい聞いている」と回答する割合は全体で45.2%でした。「聞いている」、「だいたい聞いている」と回答する割合が最も高かったのは18歳未満の高校生世代の子どもがいるおとなで、62.5%でした。

図 67 Q 2 4 Q 2 3において、「1 参加している」または「2 だいたい参加している」を選んだ人にお聞きします。あなたは、地域で何かを決めるとき、子どもの意見を聞いていますか。【おとな：子どもの有無別】



「聞いている」、「だいたい聞いている」を選んだ人に対し、子どもから聞いた意見を実際に反映させたり、実現したりすることができているかたずねたところ、「できている」「だいたいできている」と回答する割合は全体で 84.9%でした。

図 68 Q25 Q24において、「1聞いている」または「2だいたい聞いている」を選んだ人にお聞きます。子どもから聞いた意見を実際に反映させたり、実現したりすることができていますか。【おとな：全体】



「できている」、「だいたいできている」を選んだ人に対し、印象に残っていることをたずねたところ、以下のような回答がありました。(抜粋)

- ・清掃活動に行く際に、どのように取り組んでいくか子どもの意見をきき、それを実際に行った。(20 歳代)
- ・子ども会の神社のお祭りは私も役員になり、子供もお店の手伝いで色々な方々と交流ができた事は良かった。(40 歳代)
- ・自治会活動への対応の仕方について参考になる意見をもらった (50 歳代)

「ほとんどできていない」、「できていない」を選んだ人に対し、その理由をたずねたところ、以下のような回答がありました。(抜粋)

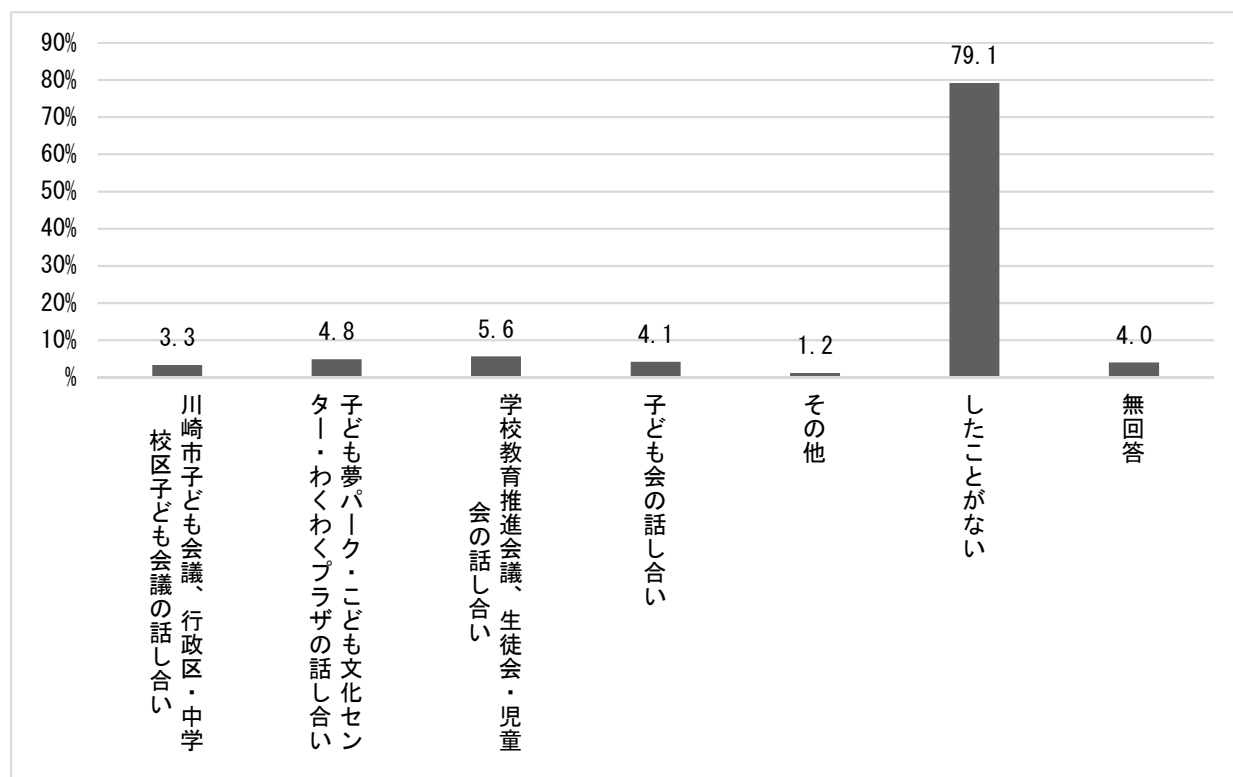
- ・地域での活動は回覧板で知りますが、すでに申込み済みの期限が切れている物ばかりで参加は難しい。子どもにも決まった事は事後報告で伝えている。(40 歳代)
- ・地域のイベントなどは、あまり新しい意見は取り入れられづらい (40 歳代)

【子ども：年齢別】

子どもに、地域の活動の場で、話し合ったり意見を言ったりしたことがあるかたずねたところ、「したことがない」と回答する割合が最も高くなりました。(図は P. 58 図 69 を参照)

図 69 Q 3 6 あなたは、次のような場で、話し合ったり意見を言ったりしたことがありますか。(複数選択可)

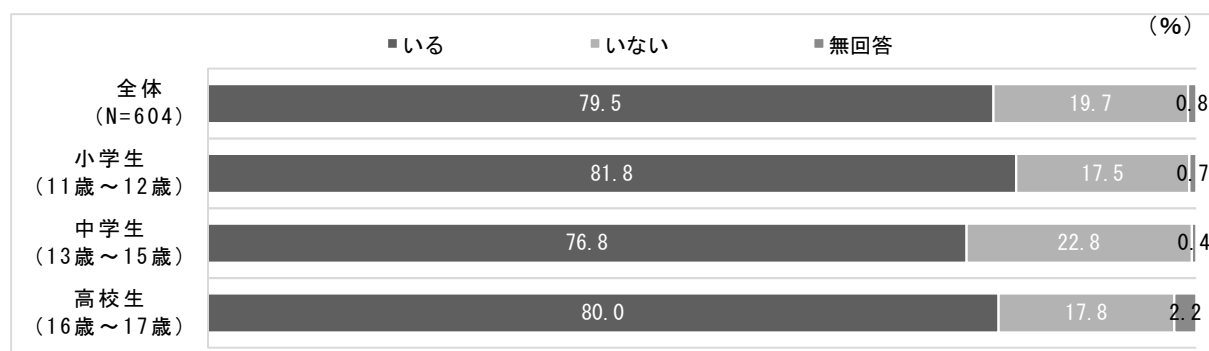
【子ども：年齢別】



【子ども：年齢別】

子どもに、地域（学校以外）と一緒に遊んだり話したりする友だちがいるかたずねたところ、「いる」と答えた割合は全体で 79.5% でした。年齢別にみると、小学生が 81.8% と最も高く、続いて高校生が 80.0%、中学生世代が 76.8% でした。

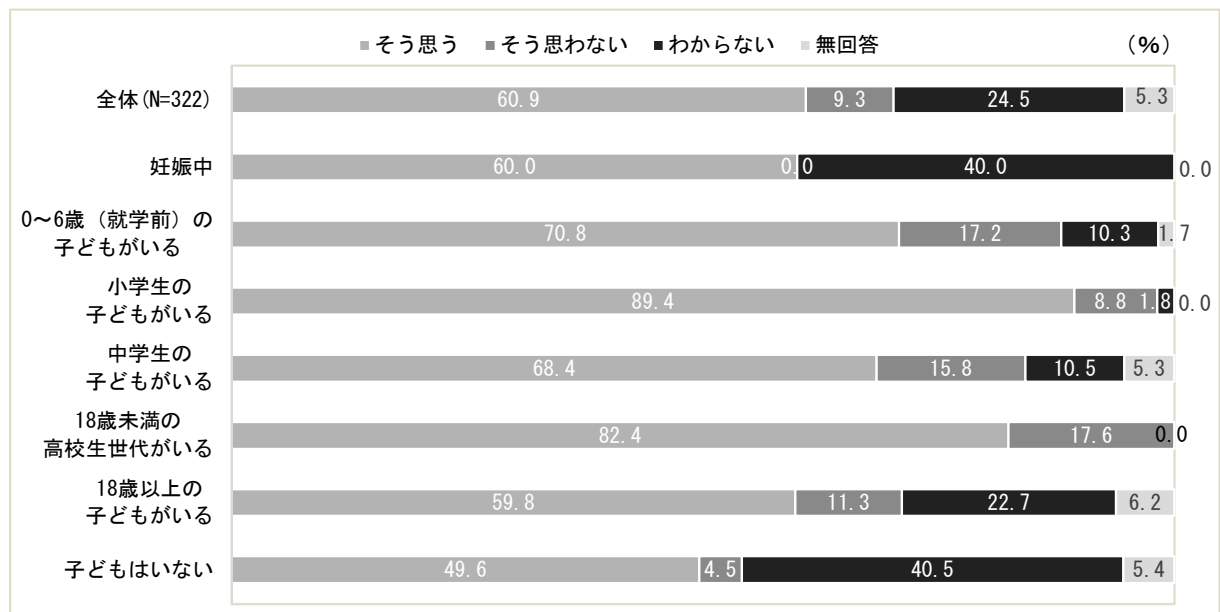
図 70 Q 3 7 地域（学校以外）に、一緒に遊んだり話したりする友だちがいますか。【子ども：年齢別】



【おとな：子どもの有無別】

おとなに、子どもには、地域に、一緒に遊んだり話したりする友だちがいると思うかたずねたところ、「そう思う」と答えた割合は全体で 60.9%でした。子どもの有無別にみると、小学生の子どもがいる親が 89.4%と最も高くなりました。

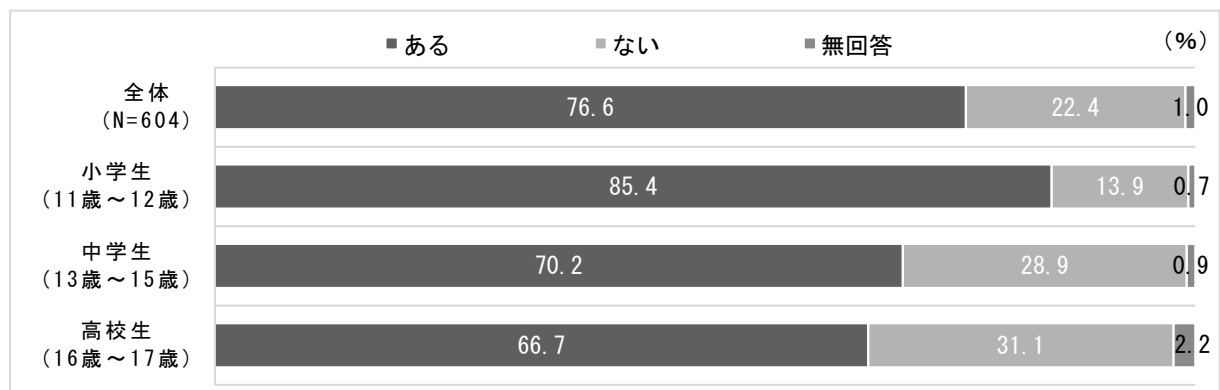
図 71 Q 2 8 子どもには、地域に、一緒に遊んだり話したりする友だちがいると思いますか。【おとな：子どもの有無別】



【子ども：年齢別】

子どもに、地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所があるかたずねたところ、「ある」と答えた割合は全体で 76.6%でした。年齢別にみると、小学生世代が 85.4%、中学生世代が 70.2%、高校生世代が 66.7%でした。

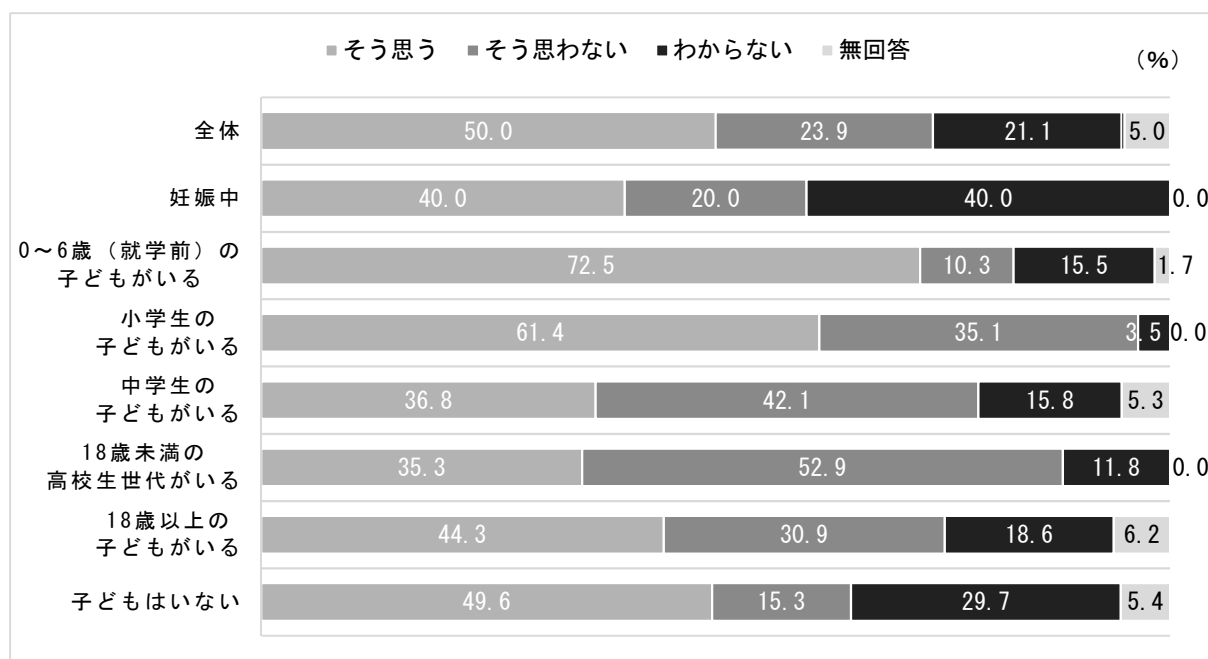
図 72 Q 3 8 地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所がありますか。【子ども：年齢別】



【おとな：子どもの有無別】

おとなに、子どもには、地域に、遊んだりスポーツをしたりなど、自分が好きなことをする場所があると思うかたずねたところ、「そう思う」と答えた割合は全体で50.0%でした。子どもの有無別にみると、0～6歳（就学前）の子どもがいるおとなが72.5%と最も高く、次いで小学生の子どもがいるおとなの61.4%でした。

図73 Q29 子どもには、地域に、遊んだりスポーツをしたりなど、自分が好きなことをする場所があると思いますか。【おとな：子どもの有無別】



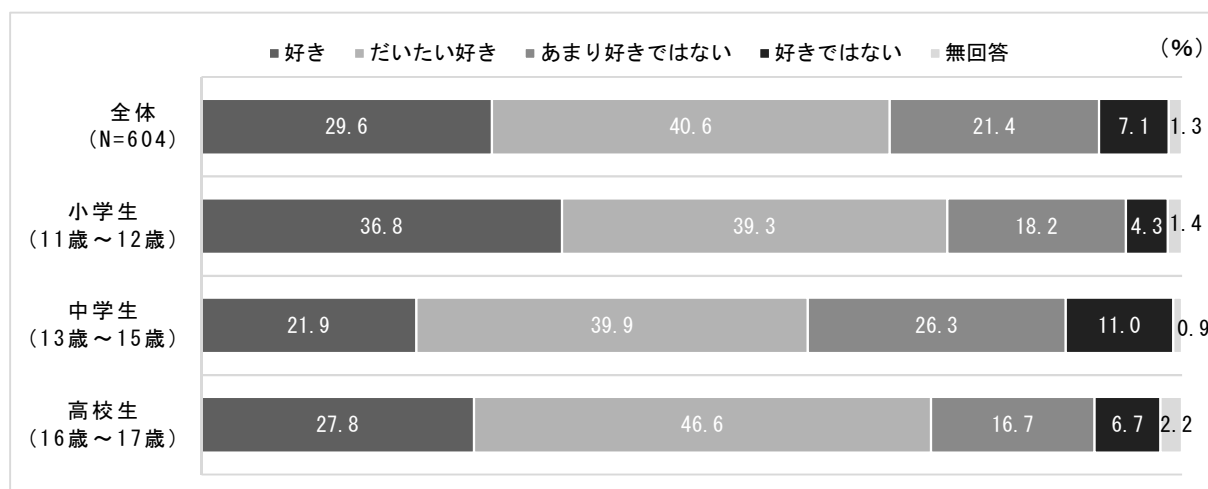
5 あなたの思いについて

(1) 自己に対する評価について

【子ども：年齢別】

子どもに、自分が好きかをたずねたところ、子ども全体で「好き」、「だいたい好き」と回答する割合は合わせて 70.2% でした。年齢別にみると、小学生世代が 76.1% と最も高くなりました。

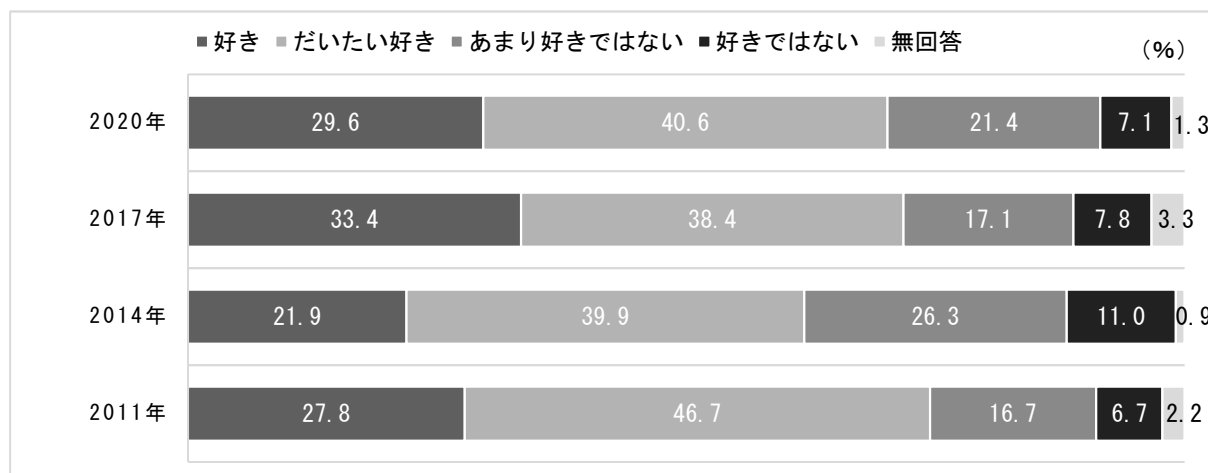
図 74 Q39 あなたは、自分が好きですか。【子ども：年齢別】



【子ども：経年比較】

「好き」、「だいたい好き」と回答する割合は、前回調査が 71.8% だったのに対し、今回調査では 70.2% と減少しました。

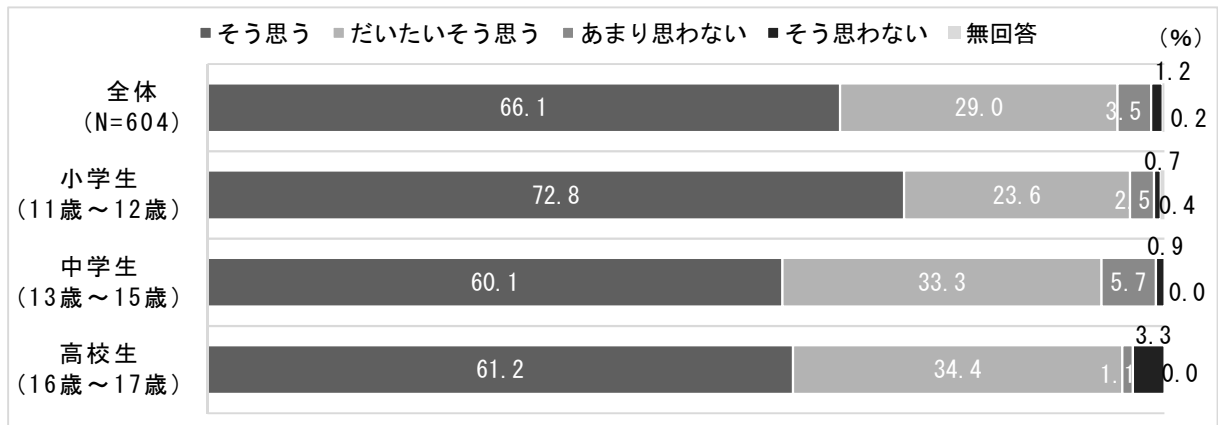
図 75 Q39 あなたは、自分が好きですか。【子ども：経年比較】



【子ども：年齢別】

子どもに、自分は親や周りのおとなから大切にされていると感じるかをたずねたところ、子ども全体で「そう思う」、「だいたいそう思う」と回答する割合は合わせて95.1%でした。年齢別にみると、小学生世代が96.4%と最も高くなりました。

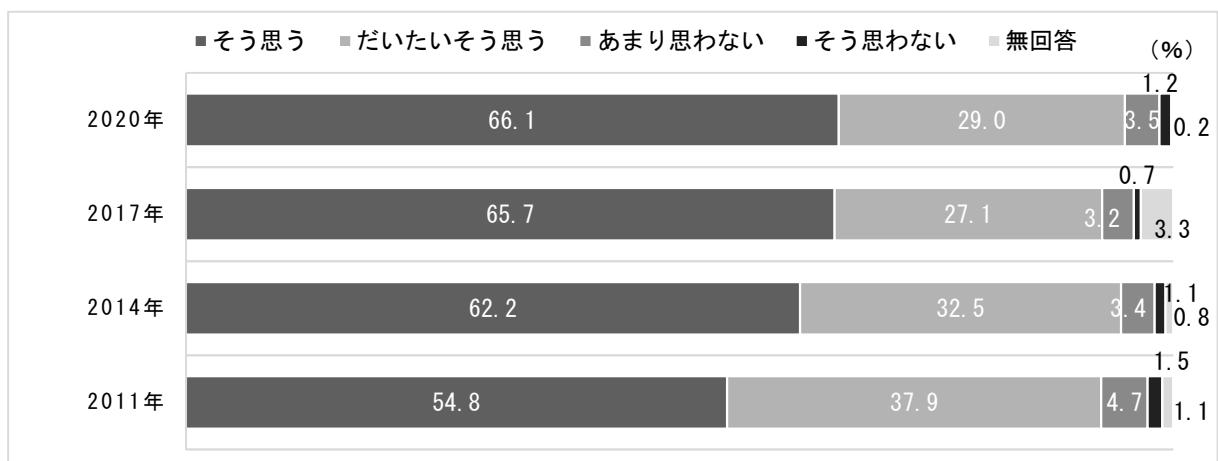
図76 Q40 あなたは、自分は親や周りのおとなから大切にされていると感じますか。【子ども：年齢別】



【子ども：経年比較】

「そう思う」、「だいたいそう思う」と回答する割合は、前回調査が92.8%だったのに対し、今回調査では95.1%と上昇しました。

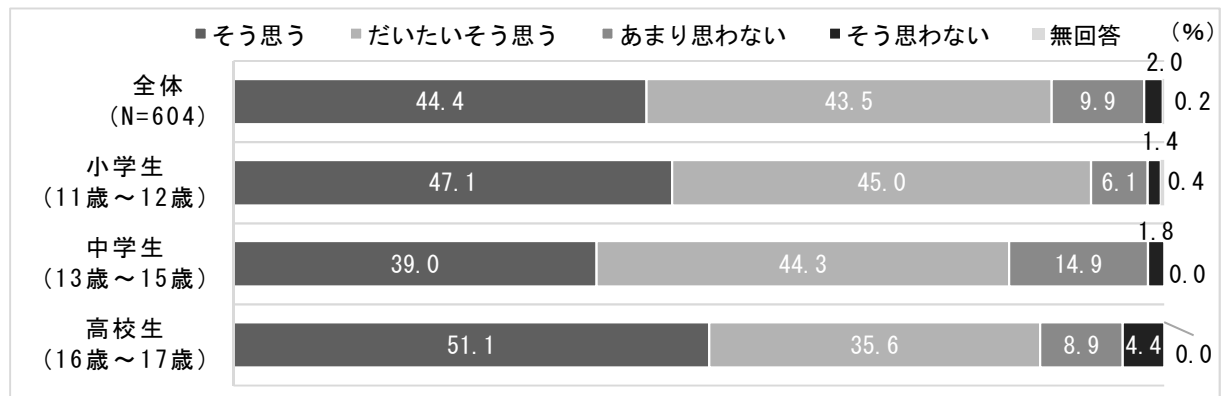
図77 Q40 あなたは、自分は親や周りのおとなから大切にされていると感じますか。【子ども：経年比較】



【子ども：年齢別】

子どもに、自分は友だちにとって大切だと思うかたずねたところ、子ども全体で「そう思う」、「だいたいそう思う」と回答する割合は合わせて87.9%でした。年齢別にみると、小学生世代が92.1%と最も高くなりました。

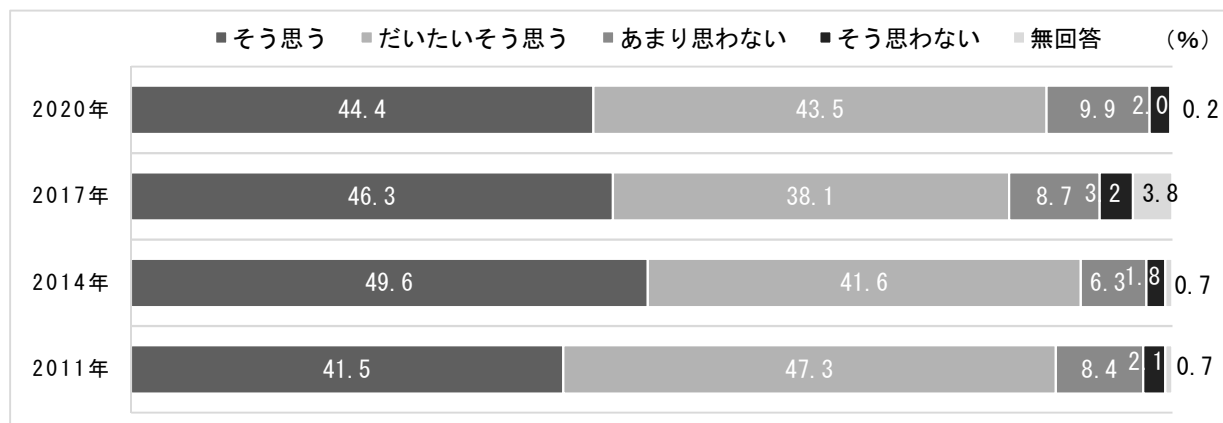
図 78 Q 4 1 あなたは、自分は友だちにとって大切だと思いますか。【子ども：年齢別】



【子ども：経年比較】

「そう思う」、「だいたいそう思う」と回答する割合は、前回調査が84.4%だったのに対し、今回調査では87.9%と上昇しました。

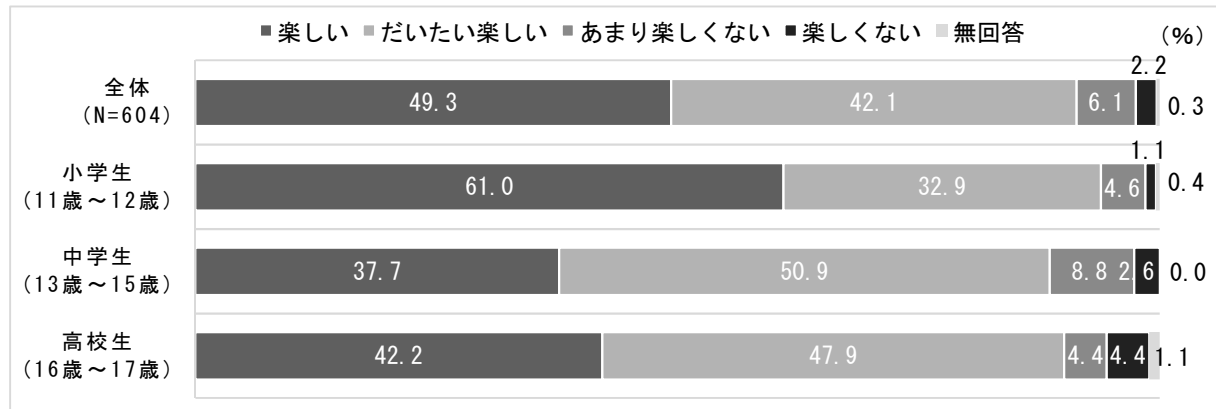
図 79 Q 4 1 あなたは、自分は友だちにとって大切だと思いますか。【子ども：経年比較】



【子ども：年齢別】

子どもに、毎日が楽しいかたずねたところ、子ども全体で「楽しい」、「だいたい楽しい」と回答する割合は合わせて91.4%でした。年齢別にみると、小学生世代が93.9%と最も高く、続いて高校生世代が90.1%、中学生世代が88.6%でした。

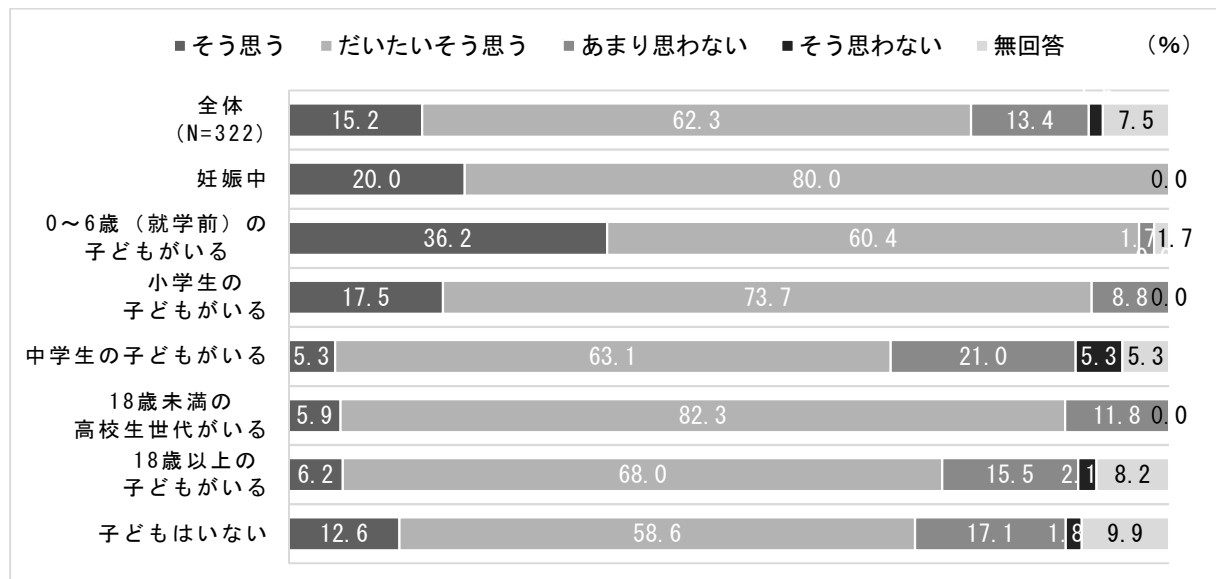
図80 Q42 あなたは、毎日が楽しいですか。【子ども：年齢別】



【おとな：子どもの有無別】

おとなに、子どもは、毎日が楽しいと感じていると思うかをたずねたところ、おとな全体で「そう思う」、「だいたいそう思う」と回答する割合は合わせて77.5%でした。子どもの有無別にみると、中学生の子どもがいるおとなの回答が68.4%と最も低くなりました。

図81 Q33 子どもは、毎日が楽しいと感じていると思いますか。【おとな：子どもの有無別】



(2) 安心して生きていくために大切だと思うこと

【子ども】

子どもに、子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるには、どんなことが大切だと思うか、何でも自由に書いてもらったところ、以下のような回答がありました。(抜粋)

- ・大人も、自分たちの周りの人も、協力しながら、差別をせず生きるべきだと思う。そして、相手の意見を尊重しないといけないと考える。(11 歳)
- ・自分の意見が尊重され、まわりの人と仲良くできて、温かな家庭が自分をまっている事が大切だと思う。(11 歳)
- ・自分のことを考えるのではなく、世界全体のかんきょうをかんがえたいです。実現されなくてもおちこむのではなく案をだした自分をほめたほうがいいと思います。(11 歳)
- ・小学生のうちに、仕事体験して、お金の大切さを知るとというのが、あったら良いと思います。(11 歳)
- ・子どもが安心して、すごすためには、まず、親や学校の先生が、子どもの話を聞くことが大切だと思います。そして、おとなの方々が子どもに、ボランティアなどに参加したくなるような事をやった方がいいと思います。(11 歳)
- ・こども文化センターをたくさん作り、その中にそうだんしつを作る。(11 歳)
- ・困った時にいつでもだれにでも相談できる社会と困った人を見つけたときに手をさしのべる環境だと思う。(11 歳)
- ・いじめを無くすこと いじめられる自分が嫌になってしまうから。人との関わりを持つこと。(12 歳)
- ・生まれもった個性を尊重し、何事にも積極的に取り組むことが大切だと思う。(12 歳)
- ・子どもの変化に気づき、すぐ話しかけてあげられる大人が増えること。また失敗についても叱るだけでなく、改善点を一緒に考える人が増えること (12 歳)
- ・その人の意見を全否定しない、尊重する。(13 歳)
- ・自分の意見を言える場をもう少し多くつくる。気軽に意見を言えるようにアンケートや目安箱などを実施する。(13 歳)
- ・子どもの意見と大人の意見がどちらとも使われるような社会。(13 歳)
- ・大人が子供をみはなさないこと。全ての物事を大人が決めたり、放棄したりするのではなく、場面に応じて対応してあげること。(14 歳)
- ・全員が自由に生きるには誰かが我慢しないとけないし、ずっと我慢もできないし、我慢と自由のバランスが大切だと思った。(14 歳)
- ・一番大切なのはまわりの環境だと思う。それによって、ありのままの自分が出せるかも変わるし、愛情を受けながら育っていれば、安心して生きていける。(14 歳)
- ・安心できる場所を 1 人 1 つもつこと (14 歳)
- ・学校にいつている子もいない子も、個人で相談する場所が必要だと思う。(14 歳)
- ・子どもが積極的に話し合いに参加したり、参加できる場をたくさん作る。(15 歳)

- ・大人が必要の範囲内で手助けをすることが大切だと思う（主に社会面、金銭面）（15 歳）
- ・自分の意見をはっきりと言えるような空気を大人や周りが作ることで、安心できると思う。（15 歳）
- ・社会参加するために、その場を大人が作らなければいけない。夢パークのような施設をもっと作ると思う。周りの人を信用できるように、伸び伸びと生きる環境づくりが大切。（16 歳）
- ・親等に理解されること。守られること。支援が受けられること。（16 歳）
- ・人から必要とされることや、自分が好きだと思えることを見つけること。（16 歳）
- ・一人でも多く子どもの孤独をなくすこと。（17 歳）
- ・子どものために、大人が環境を整えてくれること。また、その環境で子どもがいかに関わりしきを出せるかどうか。（17 歳）
- ・まず、大人が子供にとって何が大切なのか、又、何が必要ではないのかを子供の意見をしっかりと聞いた上で議論を重ねその結論を実行に移していくことだと思います。（17 歳）

【おとな】

おとなに、子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるには、どんなことが大切だと思うか、何でも自由に書いてもらったところ、以下のような回答がありました。（抜粋）

- ・一人一人の意見が反映される社会（10 代）
- ・親が幸せな背中を見せていること（20 代）
- ・近くにいる人から（親も）子供の話をきいて、理解して、愛してあげる。悩んでる事も、自分の悩みと比べない。個性を大切にできたら、安心できると思います。（20 代）
- ・子供の個性を尊重し、大人の価値観を押し付けないこと（20 代）
- ・子どもの周りには大人がまず、自分らしく生きて、周りの人にやさしく親切にしていけば子供は見ていると思うので自然と身についてくるものだと思っている。大人が自覚して責任感を持ち、自分を律していく力があれば子供も安心して生きられるのではないかと思います。（30 代）
- ・親が子供を大切にできる時間、環境があること。教育者もストレスなく、安心して子供と向き合えること。（30 代）
- ・大人が責任をとれる範囲で子どもの考えを尊重してあげられること（30 代）
- ・子どもが自分の意志で行動する事は、大切で、大人はあまり言い過ぎない。悪い事に対しては大人もしっかり言葉で伝える。情報や言葉などがネットで簡単に伝わりすぎる事で、トラブルがおきたり傷ついたりするので SNS などの規制をしっかりとつくるべきだと思う。（40 代）
- ・大人にその機会を与えたり子供の事を思いやる余裕が無ければ実現できないと思います。貧困の連鎖、虐待の連鎖、低学歴の連鎖を止めるのが鍵ではないかと思います。（40 代）
- ・周囲の大人が子どもの発する SOS に気づき、適切な対応をしてあげる事。子どもが自分で自分の身を守ることができるための方法をきちんと伝えておく。親以外の大人とも関わりを

持ち(見守られながら)ながら成長していける環境を作っていくことが大切だと感じている。

(40代)

- ・心を寄せる大人がいること。それは社会の安定が欠かせないと思います。衣食足りて礼節を知るのは大人から。その余裕が子供へ愛として豊かさとして注がれると思います。(50代)
- ・供が参加できること、相談できるイベントを増やすボランティアの方の協力地域の方の目守り活動公園等の安全管理子供の元気な声が聞こえとうれしくなりますとても大切な事だと思います(50代)
- ・周りの大人(親)が子に自分の価値観を押し付けないこと、子の行動や意思を尊重すること。たとえ自分と意見が違っても頭ごなしに否定せず、まずは受け入れて話し合うこと。大人が自分は正しい完璧だと思わないこと。(50代)
- ・大人は子供を決めつけず、より添うときはより添い、悪いことはキチンとさとし、子供と関わっていくことが大切なのではと思います(60代)
- ・人の意見を聞き自分の意見もはっきり言える事思いやりがあるなか自分をしっかりとつ事(60代)
- ・子供どうしの競争がきつすぎず、それぞれの子供が個性を尊重される環境。子供どうしで風規が乱れていない環境。(60代)
- ・子供との約束は守ること。言い訳はしないこと。(70代)
- ・多くの事を体験させる、混らわせる、空気になごませる努力をする、成長する姿をみつつけるよう、機会を増す、見守られてるという安心感を子供達に感じさせる努力をしていく(70代)
- ・親や、大人が子供の立場に立って物事に対応することが大切である。(70代)
- ・子供が自分自身に人生を力強く生き抜くのだとの自信と意欲を持つには成長の段階で得る実体験が最も重要です。頭で考えることは、何でも自在ですが自身全体の感覚は死まで残ります。体験豊かな人間程、優しく心豊かで羨ましいですね。(80代以上)
- ・子供の性格を考えて、無理なく寄り添うことが大切。子供が自分と向き合い、相談したいことがあれば、相談して考える。それを参考にして自分はどうしたいのか自分自身としっかり向き合って自分の進むべき道を考えながら成長してゆくのなら、結果はどうあれ、自分自身の道を進んでいるという満足と向上心が持てると思う。(80代以上)
- ・家族はもちろん社会の皆んなが子どもに愛あるやさしい心で接してやる事が出来れば子ども達も安心して、心がおだやかで豊かな思いやりのあるやさしい子どもに育っていくと思います(80代以上)

【職員】

職員に、子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるには、どんなことが大切だと思うか、何でも自由に書いてもらったところ、以下のような回答がありました。

(抜粋)

- ・家庭で愛されること、自分の意見を言える環境があること。(学校関係)

- ・自己肯定感を育てること。まずは自分が自分を好きになる。すると自信が持て心に余裕ができ周りにも優しくなれる。(学校関係)
- ・衣食住の安定、支えてくれる人(存在)(学校関係)
- ・ありのままの姿が認められ、安心して自分らしく生きられる社会をみんなで作っていく(子どもの気持ちがいっしょに反映されること)(学校関係)
- ・大人が子供の意見を止めず何でも聞いてあげる体制づくりが必要。子供が間違っているとしても否定しない。(学校関係)
- ・安心してすごせる場所(家庭や学校など)が成長するためには、必要だと思う。自分らしく生きるためには、自分のことをわかってもらえる人(信頼できる人)が身近にいることも大切だと思う。(学校関係)
- ・子どもの自主性、主体性を尊重し、正しい判断力が育めるようできるだけ多くの体験や経験を、それもじっくりと時間をかけて、させてやりたい。(学校関係)
- ・周りの大人たちにも心の余裕が必要だと思う。経済的にも社会的立場にも不安な世の中ではしわ寄せが子どもたちへ向かってしまうので日本が変わらなければ痛ましい事が続く。(学校関係)
- ・1人1人が愛され、大切にされているという実感をもてる経験をたくさんしていくことが大人になってからも生きる糧となると感じる。(施設関係)
- ・小さい時から愛されている、大切にされている実感をもつこと。自己肯定感を持ち、周りも大切にできること。相手の気持ち、心の痛みがわかること。(施設関係)
- ・信頼できる大人であったり、居場所が必要、また、養育能力が低い親の子どもも他児と同じような環境を作れるよう周囲の努力が必要。(施設関係)
- ・子どもをとりまく大人の環境が大切だと思います。(施設関係)
- ・大人の意識が変わるように子どもの時から人権についてしっかり学ぶ機会を作ること。(施設関係)
- ・まずは子どもの心身の安全が保たれることが大前提にあると感じます。自分は大切にされているという安心感の中で初めて外へ向かって発信したり発揮したりすることができると思います。また、教育機関や福祉施設では、人権についての意識や研修等も行われているが、家庭ではまだまだ意識がうすいと思う(教育機関等でもまだまだ不十分)。家庭にも、どう伝えていき理解してもらおうかということは今後課題だと感じる。そして、子ども会議でも発言があったように、大人自身が幸せであることが、子どもの幸せに必ず繋がると思うので、楽しく、好きなことをして、人として充実していくことが大事だと改めて思いました。(施設関係)
- ・子どもを取り巻く環境にいる大人たちが、もっと笑っていられる状況をつくること!!(施設関係)
- ・自分の気持ちを受け止めてくれる場所、人が有ることが大切だと思う(施設関係)

【職員】

職員に、あなたの職場において、子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長できる子どもの権利を保障していくうえで、課題として感じていることについて、具体的に書いてもらったところ、以下のような回答がありました。(抜粋)

- ・私の担任しているクラスに黒人とのハーフの子がいて、以前髪形について指導したことがあるが、保護者の方から指導について意見をいただいたことがあり、難しく感じた。(学校関係)
- ・子どもたち同士で権利を阻害し合うこともある。また、親の考え方を変えるのは子どもよりも難しい。(学校関係)
- ・職員研修などを通して子どもの権利についての共通理解をはかることも行っているが、それが実際の場で生かされるかどうかと考えると、温度差を感じることもある。根気よく、場面をとらえて伝えていくしかない(学校関係)
- ・子ども自身で考える時間やまわりを見わたせる余裕をもった時間などがもっと確保できるとよいが実際は学業や行事等に子どもも日々おわれていることが課題(学校関係)
- ・父母とも常勤で働いていて、子どもに向き合う時間が少ない家庭が多い。子どもは、忙しい父母を困らせないように気を遣ったり、反抗したりすることがないようで、家庭の中で、子どもの権利が保障されているのか疑問に思うことがある。(学校関係)
- ・先生も子どもも権利を学ぶ場がないので、設けられたらと思う。(学校関係)
- ・保育者の価値観によって、物事のとらえ方がちがう中で子ども自身のとらえられ方もちがうことがあるところに難しさを感じる。(施設関係)
- ・私たち大人も人間であり、子どもとの相性がある。責任感から接するところで受け入れられない子どもの負担がある。ただ集団のため、いつも個別や関わらないわけにもいかず悩む。(施設関係)
- ・子どもへの支援はできるが、その保護者支援までは難しい。親が幸せでないと結局子どもも幸せになれないと感じる(施設関係)
- ・保護者と子どもの意思がいつも同じとは限らない中で支援を考えていくこと。(施設関係)
- ・保護者との関係性。子どもの安心、安全を1番に権利の保障を考え日々保育を行っているが保護者と共有できないことも多い。1番身近な存在の保護者が子どもの権利の保障を理解していないことが多く、なかなか思いが伝わらない(施設関係)
- ・子供の権利を大人がひろく学び周知する事が必要だと思います。それを守る為に大人は様々な機関を頼る事が可能な事を伝えていく事で、より良い環境が作れると思います。(施設関係)

(3) 休校中の過ごし方、気持ち

【子ども】

子どもに、新型コロナウイルス感染症のため急に学校が休みとなり、その中での過ごし方とその時の気持ちについて具体的に書いてもらったところ、以下のような回答がありました。(抜粋)

年齢	何をしてすごしたか	どんな気持ちで過ごしたか
11 歳	勉強	早く友達に会いたい
11 歳	ゲーム、手芸、ゴロゴロ	さいしょは「ゲームできるな、ふふ。」と思ったけど、最後は「つまらん。」
11 歳	ペーパークラフト	もともと家が好きだったから、よかった。でも自由に外へ行けないのが辛い
12 歳	勉強をし、息抜きにゲームをしたり Y o u T u b e を見たりした。	自由な時間が増えたけれど、つまらない時もあった。
12 歳	勉強	いつもと同じ
12 歳	勉強やゲーム、時々サッカー	学校が早く始まってほしかった。
13 歳	植物を育てていた、虫などの生き物を飼育、筋トレ・ランニング、勉強の復習	いそがしくなくて逆に暇な日が多かった。自分の趣味を見つけるチャンス
13 歳	新しいことに挑戦した。	普段とかわらない。
13 歳	友達と遊んでいた、友達と電話	楽しかった。早く学校に行きたい
14 歳	勉強・ランニング・ゲーム	受験なので、不安な気持ちですごした。
14 歳	塾の課題、ゲーム	学校に行かなくてよいという安心感。
14 歳	オンライン授業を部屋でこもりながら受けていた。	勉強への配慮がたらず、負担が大きい。ワイファイの関係で上手いかない人もいるのに進んでいくのはおかしいと思った。やる気がおきなかった。目などの疲労もたまった。9月スタートに変えて欲しかった。
15 歳	ゲームや課題をしながら過ごした。	1日でも早く友達と会いたい、学校に行きたい、外に出たい、遊びたい気持ちで一杯だった。
15 歳	好きなドラマや、昔のドラマをずっと見てました。	「学校に行かなくていい」と思えて、すごく気持ちが楽で「この時間が続けばいいのに」と思っていました。
15 歳	毎日勉強をし過ごしていました。	外にでられなくつらかった。部活をしたかった

年齢	何をしてすごしたか	どんな気持ちで過ごしたか
16 歳	ピアノを弾いて勉強をして本を読んだ。	刺激が欲しいと思っていた。ボランティアをしたと思った。
16 歳	部屋の片づけ。	だれともしゃべらず、寂しい気持ち。
16 歳	オンライン授業	学校に行かなくて良いから自由に過ごせる時間が増え楽しかった。
17 歳	宿題、家族でゲームをした。	家族と関わる時間が増え、きずなが深まった。進路に対する不安もあった。
17 歳	野球の練習、勉強、読書、アニメ、映画、お話し	楽しい日や憂うつな日を繰り返していた。
17 歳	友だちと遊んだ。家のことをした。兄妹と遊んだ	楽しくすごせた。

【おとな】

おとなに、新型コロナウイルス感染症によって学校が休業したり外出の自粛要請が行われた中で子どもとの過ごし方について、悩んだことや難しかったこと、工夫したことを具体的に書いてもらったところ、以下のような回答がありました。（抜粋）

年齢	悩んだことや難しかったこと	工夫したこと
10 歳代	家にいなければいけない時期はかんたんだったが、あいまいな時間は自分のものさしで決めるのは少しまよった。	映画、本が好きだからいつもより読めた。車移動にして電車は使わなかった。
10 歳代	弟が中学生なのだが全く勉強している気配がなくて心配になった	特にない
20 歳代	ペーパークラフト	もともと家が好きだったから、よかった。でも自由に外へ行けないのが辛い
20 歳代	保育園の一時保育を利用して仕事をしようと考えていたが、安心して預けられる状況じゃないため、計画が変わってきた…	自転車で行ける所公園、屋外で遊ぶことが増えた。
20 歳代	初めての子育ての中、外にでるのは散歩くらいなので、人と会う機会が少なく、人見知りがひどい	テレビ電話で人に会わせる

年齢	悩んだことや難しかったこと	工夫したこと
30 歳代	保育園に登園自粛となり、日中どこで遊ばせたらよいか悩みました。体を動かさないと夜寝てくれず、1 日子供と一緒に過ごすのは大変でした。仕事を休まなければいけないこともあり、迷惑をかけているという罪悪感がありました。	保育園に通っているときと同じ生活リズムを続けるようにしました。夫はテレワークしながら子供を見ることがありましたが、リモート会議など子供がいるとできない仕事については、極力その時間に合わせて子供を寝かせるなど工夫をしていたようです。
30 歳代	・体を動かすことが少なくなってストレスがたまっていた ・夏休みの思い出がつかれず、絵日記の内容になやんだ	・人が少ない時間帯を見計らって河原でダッシュ ・家の中でのスポーツを楽しんだ
30 歳代	学校が休みになり、学習が停滞したこと。習っていないことを勉強するという意識づけが大変であった。	学校では教えてくれない状況下で自分でやるようにならなくてはならないと何度も言い聞かせながら学習させた。
40 歳代	毎日のごはん。仕事への不安、売上減少で生活の不安。	勉強に力を入れていた。仕事の今後の戦略
40 歳代	友だちと過ごせる時間がほとんどなくなってしまったこと。室内で過ごす事が増えて、体力の低下が気になった。家庭で十分な学習時間をとることが難しかった。	・室内で体を動かすゲームを作り、一緒に楽しんだ。 ・人が少ない時間帯に広場で体を動かした。 ・学校と同じタイムスケジュールで過ごせるよう心がけた。
40 歳代	孤立してしまった。2 人で過ごす事が多かった。	なるべく沢山話するように、一緒に時間を過ごせるようにした。
50 歳代	授業がなく、学校に通うことができないので、コミュニケーション不足が心配であった	親としてコミュニケーションを積極的にとり、職場の出来事をよく話しました。
50 歳代	とにかく学習の機会、時間が絶対的に減ってしまったので子供に自発的な学習をうながすのが難しかった	Netflix 等に参加して楽しく過ごせるように努めた
50 歳代	公園等の外遊びができない。何か教えようとする、すぐ学年の範囲を越えてしまう。	興味のそそる事を盛り込んで勉強させる。

年齢	悩んだことや難しかったこと	工夫したこと
60 歳代	友達に誘われ、気軽に外出する子供に毎日、注意しなくてはならなかった	マスクと消毒、手洗い、できるだけ外出しない。
60 歳代	子供が自宅ですごす時間が増え、親子で対立しがちな時期が4月にありました	親が感情を押さえよう我まんしました毎日おいしい食事を出すように心がけています
70 歳代	高2の孫は、学校が休校で不安そうな毎日だった。リモート授業とかいうが貧乏な家庭にパソコンやスマホはないし、回線設置や電気代など無理！	高校生だから、それなりに考えて学習していたと思う。机もないから食卓があいてる時とか夜遅い時間などに…。
70 歳代	・遊びに来てもどこにも連れていけない。 ・テレビを見る時間が多くなった。	・工作で子どもが楽しくすごせるように手作りを考えた。 ・オセロ、トランプなどいっしょに関わって遊んだ。 ・自分で時間の割りふりをさせた。
80 歳以上	貧困家庭の学習格差は大丈夫ですか？	新型コロナの収束を願い、唯々頑張ってます

【職員】

職員に、新型コロナウイルス感染症によって学校が休業したり外出の自粛要請が行われた中で子どもへの対応を考え、悩んだことや難しかったこと、工夫したことを具体的に書いてもらったところ、以下のような回答がありました。（抜粋）

所属	悩んだことや難しかったこと	工夫したこと
学校関係	消毒のタイミング、回数など、子どもが感染しないようにするのが、不安でした。	密にならないようにしたり、換気を徹底しました。
学校関係	新入生だったので、どう関係づくりをしていくか	「自己紹介カード」をかいてきてもらい、それを見ながら面談をした。
学校関係	・休みが長期化することで、子どもとのつながりのもち方をどうするか ・保護者の都合でやむなく預かることになった子ども達の対応をどうするか ・再開後の対応にあたってのマニュアル作成	その都度管理職、総括教諭が中心となり、方向性を示していった

所属	悩んだことや難しかったこと	工夫したこと
学校関係	担任としての子どもとのつながり方、子ども同士のつながり	自分のことを少しでも分かってもらえるような紹介、新聞。分散登校時に前半・後半の子どもたちがメッセージを書き合う活動
学校関係	・学校行事、部活動や大会 ・学習の遅れと回復のスケジュールについて	・体力低下に伴う部活動のメニューの改変 ・学習計画の再考
学校関係	・学校として求められる様々な対応についてハード面とソフト面のギャップの大きさ ・保護者の要望と公的機関として取り組める狭間での葛藤	・職場として子どもを第一に考えつつ、信頼を得られるような確かな対応について、冷静にできることから実行に移した
学校関係	家庭の協力を得るのが難しく、学習してきたことの積み上げが休業のため途絶えてしまった	短時間の学習相談で生活リズムを整えたり、学習習慣を取り戻したりしたこと。取り組みやすい教材の工夫（学習の見本づくり、がんばりカード）
学校関係	子どもたちは口に出して言いませんが、これからの対する不安等からやる気のなさ、前向きになれない態度を感じました。どうしたら希望をもって学校生活を送れるのか、何をしたら良いのか悩みました。	教師自身が笑顔でいること、楽しいことを見つけようとする態度でいることが第一かと思っています。
施設関係	学童保育や児童館に来るメンバーが限られたため、今まで遊んでいた気の合う仲間が居ない子が多かったため、いつものように楽しく遊べない子が多かった。	親子さんや子どもの様子で普段と違う点がないか、注意しながら見守った。その結果、どちら側にも悩んでいる様子の伺える人がいたので、相談に乗ってあげ、親子の架け橋となれるよう、両者に歩み寄った。
施設関係	これからの運営や今までの仕事のしかたではダメになるのかと思ったらこの先の不安でしかなかった。	とにかく再会されるまでに子どもたちが保育園が楽しく通えるように玩具を作ったり、清潔にたもつための仕方を考えていった。

所属	悩んだことや難しかったこと	工夫したこと
施設関係	学校休業中でも学校の居場所から毎日わくわくプラザに来る子どもたちが楽しそうにしていたが、休みなく毎日来ている男児がだんだん卑屈になり、自分を卑下するようになった。誰が話しかけてもマイナスなことしか言わず心配した（学校が通常授業になるとウソのように回復した）	コロナ対策で通常のことが出来ずそれでも子どもたちが何か楽しく過ごせることがないか？子どもたちの意見を聞きながらセレクトおやつやブラバン、塗り絵作品展などの行事を実施した
施設関係	休みにはならず、人数が少なかったが、感染予防対策（密は避けられないため）を行うのが難しかった。子どもが友達がなくてさみしそうにしていたこと	一緒に遊ぶようにした
施設関係	・登園している子に対しての感染予防対策どこまでどうしていいのかわからなかった ・登園している子への心のケア ・自粛している家庭への支援 ・自粛していた子の登園した時の対応	・子どもが不安にならないようにこういう時こそ楽しく過ごせるように大人が楽しんで保育を意識して行った ・家庭への電話連絡 ・丁寧な対応 ・感染予防対策 等
施設関係	何よりも子どもたちの安全。絶対にコロナに感染させないようにすること、子どもたちが笑える場、楽しく過ごすことができる場を提供しつつ感染対策を徹底すること。	子どもたちに理解をしてもらうため繰り返し声掛けし感染予防しつつストレス発散してもらえる場を提供
施設関係	環境を整えながら、こども達が安心していられる居場所にしていくこと。スポーツも難しくイベントがなかなか出来ずにこども達の楽しむ場面が少なくなってしまったこと。	・消毒がしやすいように棚にすべてビニールシートを貼ってふきやすく工夫したこと。 ・ソーシャルディスタンスが取りやすいように机の中央には×のビニールテープを貼った。
施設関係	・行事の開催の仕方。例年の形ではできなくても、子どもたちに同じように経験の機会を作りたい。	・密にならないような環境構成を考えながら、どうしたら楽しく、子どもたちの成長につながる活動になるか職員間で話し合いを重ねて開催した。

Ⅲ 川崎市子どもの権利委員会からの意見

川崎市子どもの権利委員会（以下「委員会」という。）は、条例第 38 条に基づき設置された、子どもの権利の保障の状況を調査審議する附属機関です。

現在、第 7 期の委員会が活動しており、本調査の実施に当たっては、質問の設定等において御協力をいただきました。また、調査の結果を踏まえ、委員会から次のとおり意見が付けられました。

第 7 期の委員会は、今後、本調査の検証に加え、ヒアリング調査や対話による調査を行った上で、検証の結果を市長に答申する予定です。

1 諮問事項に基づく分析の視点と枠組み

第 7 期の委員会への諮問事項は、「子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方」です。諮問の理由として、次のように述べられています。

条例制定から 20 年目の節目を迎えるにあたり、子どもの実生活のなかで条例がどのように子どもと関わっているのか、子どものためにどう生かされているのかを、子ども自身の立場から検証するとともに、おとな自身が条例の理念を踏まえてどのように子どもと関わるのかを、改めて検証する必要がある。

条例制定から 20 年が経ちますが、果たして子どもの権利条例はどの程度定着してきているのでしょうか。アンケート調査結果について、子どもの実際の生活と、子どもの生活にさまざまな影響を与えていくおとなの子どもへの関わりの両面から分析し、検証に向けた資料作成を試みていきたいと思います。ここではその前提として、分析の視点と枠組みについて説明します。

子どもの権利条例を実生活で生かし、おとなが子どもと関わる時、第一に問われることは、条例の内容と条例に基づく仕組みが、子どもやおとな、さらに、学校や施設の職員にどう認知されているのかという点です。何よりもまず、知っていなければ生かすことはできません。さらに、子どもの権利内容は多様であることから、本人がどの権利内容を大切であると考えているのかによって、実生活における生かし方や子どもへの関わり方も異なってくるでしょう。今回、新たに実施した調査内容として、条例の掲げる 7 つの権利内容について、子どもとおとな双方から大切であると思う権利内容とその理由についてたずねています。子どもとおとなとは、子どもの権利内容に対する認識の違いはあるのでしょうか。

第二に問われることは、子どもの権利条例が子どもの実生活において、どのように生かされているのかという点です。子どもの権利内容は多様であり、子どもの生活場面や人間関係も一律でないことから、実際に生かされているかどうか確認すべき場面も、必然的に多様な側面に目を配る必要があると思います。

一つ目として着目したのは、子どもは気持ちや悩みを話すことができているのか、おとなは子

どもの気持ちを受け止めることができているのかという点です。さらに、おとなは子どもの話を聞きっぱなしにするのではなく、子どもの悩みや希望を実現する努力を重ねているのかという点です。

二つ目として、子どもは遊んだり休んだり、自分の好きなことのできる時間や場所をもっているのかという点です。日々の生活の中で、ホッとできる時間や場所、人間関係はもとより、地域という場が子どもにとって有意義な場となっているか問われています。

三つ目として、条例を具体化するための仕組みである相談機関等について、子どもが実際にそれらを活用したいと考えているのかどうかという点です。また、学校やその他の施設など子どもに身近な支援機関において、子どもの参加の取組が定着しているのかという点も問われてきます。

第三に、委員会では、子どもの権利条例の成果を測るため、子どもの自己肯定感（自分のことが好きか）、生活の満足度（毎日が楽しいか）、さらに、子どもの多様性の尊重（文化・国籍等のちがいが、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされているか）について、これまで3年ごとに川崎市で実施している「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」の経年変化を確認します。その上で、自己肯定感の高い子どもと低い子どもでは、どのような環境条件が影響しているのかという点に関して、話すことのできるおとなの有無と子どもの権利条例に対する認知度の2点を通して確認したいと思います。

第四に、今回のアンケート調査でも、子どもとおとな、職員に対して「子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるには、どんなことが大切だと思うか」、それぞれの考えを述べてもらいました。今回の諮問事項である一人ひとりの子どもが実生活において条例を活用できるようになり、おとな自身が条例の理念を踏まえて子どもと関わるができるようになるための提言として捉えていきたいと思います。このように、今回のアンケート調査は、ニーズや実態を明らかにするという目的に加え、子どもの参加という意味合いも含まれています。

さて、川崎市が今回のアンケート調査項目を検討しているときに、新型コロナウイルス感染症の日本における感染が拡大し、政府による緊急事態宣言の発出や突然の休校措置が取られることになりました。こうした状況下において、子どもに休校中の過ごし方や気持ち、おとなには子どもと関わる時に難しかったことや工夫について、質問事項として加えることについて、委員会から提案しました。そこで、第五に、こうした緊急事態下において子どもの権利条例を生かすために何が必要なのか、一人ひとりの経験の中から新しい問題提起を導き出したいと考えています。

以上のような今回のアンケート調査結果の分析枠組みについて、表1として示しておくこととします。（表1はP.78を参照）

表 1. アンケート調査結果の分析枠組み（Ⅲの内容）

- | | |
|---|---|
| 1 | 諮問事項に基づく分析の視点と枠組みについて（前述） |
| 2 | 条例の内容と条例に基づく仕組みは、どのくらい認知されているのか |
| 3 | 条例の考え方は、実生活においてどのくらい生かされているのか |
| | (1) 気持ちや悩みを話すこと・受け止めること等はできているのか |
| | (2) 自分らしく過ごせる居場所はあるのか（ホッとできる時間・場所、地域の居場所） |
| | (3) 条例を具体化する仕組みの活用や子ども参加は進んでいるのか |
| 4 | 自己肯定感・生活の満足度・多様性の尊重の経年変化と、自己肯定感に影響する環境要件 |
| 5 | 条例を生かしていくための提案（自由記述の分析） |
| 6 | 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う休校期間中の過ごし方から見出される課題 |

2 条例の内容と条例に基づく仕組みは、どのくらい認知されているのか

子どもの権利条例の認知度について¹は、平成 23（2011）年度以降、「知っている」「聞いたことがあるが内容はよくわからない」「知らない」という 3 つの選択肢でたずねています。今回、「聞いたことがあるが内容はよくわからない」と回答した子どもは 37.6%、おとなは 23.6%であり、「知らない」と回答した子どもは 46.3%、おとなは 65.9%に及びました。今回の諮問事項である、子どもが実生活において活用し、おとなが条例の考えを踏まえて子どもと関わるには、その前提として条例の内容を理解している必要があります。そのため、子どもとおとなの双方に対して、条例の内容とその用い方を含む子どもの権利学習の促進が求められると思います。

川崎市子どもの権利条例では、条例の内容を 7 つの柱に分けて示しています。そこで、今回新たに、子どもとおとな、職員それぞれに対して、7 つの「子どもの権利の中で、最も大切だと思うもの」について調査しました。表 2 は子ども・おとな・職員の結果を比較したものです。（表 2 は P. 79 を参照）

1 P.6 図 1 参照

表2. 子どもの権利の中で、最も大切だと思うもの（最大3つまでの選択）²

	子ども	おとな	職員
安心して生きる権利 ～いのちが大切にされ、いじめられたりしないで、安心して生活できる～	55.1%	73.9%	89.4%
ありのままの自分でいる権利 ～他の人との違いや個性が大切にされ、秘密が守られる～	41.6%	32.6%	57.8%
自分を守り、守られる権利 ～心や体を傷つけられないように逃げ、助けてもらうために相談できる～	28.6%	52.2%	55.5%
自分を豊かにし、力づけられる権利 ～遊んだり学んだり活動したりすることができる～	10.9%	20.8%	9.3%
自分で決める権利 ～自分のことを自分で決めたり、決めるときにおとなに助けてもらえる～	30.6%	16.1%	16.0%
参加する権利 ～自分の意見を言ったり、社会で活動したりできる～	14.2%	7.1%	3.2%
個別の必要に応じて支援を受ける権利 ～国の違いや障がいなどで差別されず支えられる～	12.6%	21.4%	21.5%
無回答	12.7%	12.4%	2.6%

今回明らかとなったことは、子ども・おとな・職員によって、大切だと思う権利内容として、共通点のみならず、いくつかの違いも認められた点です。まず、三者に共通していた点として、「安心して生きる権利」の割合がもっとも高かった点です。

次に、違いの認められたことを2点指摘したいと思います。第一に、子どもは7つの権利すべてについて、少なくとも10%以上の割合で大切であると回答しているように、大切な権利内容が分散している（≒いずれの権利内容も大切であると考える）傾向が認められます。その一方で、おとなや職員には大切であると考えられる権利内容に偏りが認められます。おとなは「安心して生きる権利」73.9%に対して「参加する権利」7.1%、職員は「安心して生きる権利」89.4%に対して「参加する権利」3.2%という結果でした。

第二に、子どもは比較的大切であると考えているが、おとなや職員は子どもほど大切であると

² 子ども P.17 図 22 参照 おとな P.20 図 24 参照 職員 P.22 図 25 参照

考えていない権利内容が認められた点です。一つは「参加する権利」（子どもは 14.2%であるのに対して、おとなは 7.1%、職員はわずか 3.2%。）であり、いま一つは「自分で決める権利」（子どもは 30.6%であるのに対して、おとなは 16.1%、職員は 16.0%。）です。特に、おとなと職員は、子どもが自分の意見を言ったり、社会で活動したりできる参加する権利の割合が、他の権利内容に比べて特別に低かったところは気になる点です。

3 条例の考え方は、実生活においてどのくらい生かされているのか

（１）気持ちや悩みを話すこと・受け止めること等はできているのか

子どもが自分の気持ちや悩みを話すことができているか見ていく前に、子どもがどのようなことに疲れや不安を感じているのか確認しておく必要があります。子どもが疲れたり、不安に思うことに関するアンケート調査結果について、その内容を・勉強／学び、・活動／規則、・からだ、・人間関係、・家庭の 5 項目に分類し、小学生・中学生・高校生ごとに示したものが表 3 の結果です。

表 3. 子どもが疲れたり、不安に思うこと（あてはまるものすべて選択）³

		小学生	中学生	高校生
勉強／学び	学校の勉強・宿題	36.8%	60.1%	51.1%
	塾の勉強・宿題	22.5%	22.8%	8.9%
	受験・進路	21.4%	52.2%	52.2%
	おけいこ・習いごと	8.6%	3.1%	2.2%
活動／規則	クラブ活動・部活動	19.3%	32.0%	24.4%
	学校の規則	12.5%	17.5%	16.7%
からだ	自分の身体のこと	10.0%	13.2%	10.0%
	性のこと	1.4%	2.6%	4.4%
人間関係	親・保護者との関係	7.1%	14.9%	15.6%
	兄弟姉妹との関係	12.9%	7.0%	10.0%
	先生との関係	5.4%	6.6%	6.7%
	友だちや先輩との関係	12.9%	21.5%	18.9%
	SNS 上の人間関係	2.1%	3.9%	6.7%
	アルバイト・仕事先の人間関係	0%	0.9%	4.4%
	彼氏・彼女との関係	0.7%	2.2%	3.3%
家庭	家のお金のこと	4.3%	9.6%	15.6%

小学生、中学生、高校生に共通して高い割合を示した項目は、「学校の勉強・宿題」「受験・進

³ P.32 図 31 参照

路」など、勉強や学びに関する事柄でした。また、小学生の2割以上が「塾の勉強・宿題」「受験・進路」に疲れたり、不安に思うと回答しています。

「クラブ活動・部活動」「学校の規則」については、小学生・中学生・高校生を問わず、一定の割合で疲れを感じています。「自分の身体のこと」も小学生・中学生・高校生を問わず1割以上、「性のこと」は年齢が上がるにつれて不安を高める傾向があります。

人間関係については、「兄弟姉妹との関係」を除くと、年齢が上がるほど疲れや不安が増加する傾向にあります（なお、「友だちや先輩との関係」は、高校生よりも中学生のほうが高い割合を示しています。）。「家のお金のこと」は、小学生も4.3%不安を感じていますが、年齢が上がるほど不安に思う割合は高くなり、高校生は15.6%（約6人に1人）を占めています。

子どもたちが、以上のような疲れや悩み抱えていることを念頭に置きながら、子どもが自分の気持ちを話すことができるかどうか確認していきます。

最初に、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなの有無⁴について、91.2%の子どもが「いる」と答えていますが、8.1%の子どもは「いない」と回答しています。前回の調査では、85.7%の子どもは「いる」、9.6%の子どもは「いない」と回答していたため、若干の改善が認められます。

次に、子どもは家で過ごしているときに自分の気持ちをおとなに話すことができるか、もう一方のおとなは子どもの話を聞くこと（気持ちを受け止めること）ができるか、子どもとおとなを対比させて示したものが表4です。

表4. 自分の気持ちを話すことができるか（子ども）⁵／子どもの話を聞くことができるか（おとな）⁶

		「できている」と「だいたいできている」の割合	「ほとんどできていない」と「できていない」の割合
小学生	子ども（話すこと）	90.3%	9.7%
	おとな（聞くこと）	73.7%	24.6%
中学生	子ども（話すこと）	84.3%	15.8%
	おとな（聞くこと）	68.5%	26.3%

※小学生・おとなは小学生の子どものいるおとな、中学生・おとなは中学生の子どものいるおとな

まず、子どもから見ると、気持ちを話すことが「ほとんどできていない」「できていない」子どもが一定数いるということが確認できると思います。さらに、おとなから見ると、子どもの話を聞くこと（気持ちを受け止めること）が「ほとんどできていない」「できていない」と感じている小学生の子どものいるおとなは、4人に1人いることが確認できます。気持ちには楽しい、嬉し

⁴ 2020年調査はP.31図30参照、2017年調査はP.91図I参照

⁵ P.32図32参照

⁶ P.34図34参照

い、安心できるなどポジティブな気持ちと、苦しい、辛い、悲しいなどネガティブな気持ちがあります。子どもにとってネガティブな気持ちの要因が、前述した「親・保護者との関係」や「家のお金のこと」と関連している場合、それを親に直接話すことは難しい可能性があります。

子どもにとって、感情を含む気持ちは自分の心身の状態をあらわすバロメーターであり、さらに、人と人をつなぐ手段として重要なものですから、子どもが自らの気持ちを自然な形で表現し、それを受け止めることのできる環境を作り出すことが必要です。そのための手がかりを、子どもが気持ちを話すことができない理由や、おとなが子どもの話を聞くことができない理由に求めることができます。

子どもにとってできない理由⁷として、「話したいと思うことがないから」が半数（51.9%）を占めており、続いて「どのように話してよいかわからないから」（38.0%）、「おとなが話を聞いてくれないから」（12.7%）、「おとなと話をする時間がないから」（6.3%）という結果でした。なお、「その他」を選んだ子どもは 19.0%を占め、理由⁸として、「話す内容が学校のいやなことだからあまり話したくない」「話を聞いてくれると考えない。よい返事がくると考えないから」等が挙げられました。一方で、おとなが子どもの話を聞くことができない理由⁹として、「子どもの話を聞く時間を取ることができないから」（43.8%）がもっとも多く挙げられました。

（２）自分らしく過ごせる居場所はあるのか（ホッとできる時間・場所、地域の居場所）

自分らしく過ごせる居場所について、ここでは、「ホッとできる時間・場所」と「地域の居場所」の２点から確認していきたいと思います。子どもにとって「遊んだり休んだり、自分の好きなことをする」ことは、“生きることそのもの”であると考えられます。しかし、子ども全体としてそうした時間が「ある」と回答した子どもは 52.9%、「ときどきある」が 35.8%、「あまりない」が 8.3%、「ない」が 1.2%でした¹⁰。このように、遊んだり休んだり、自分の好きなことをする時間の十分ある子どもは半数に止まっています。「ホッとできる場所」については、小学生では「リビング・居間」が、中学生・高校生では「自分の部屋」がもっとも高くなりました。また、中学生や高校生になるにしたがい、ホッとできる場所や場面が限定されていく傾向を確認することができます。

同じような傾向は地域の居場所にも認められます。子どもとおとな双方に、子どもには「地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所」があるかたずねていますが、子どもの回答もおとなの回答も共通して、高校生（又は、高校生の子どもがいるおとな）になるにしたがい「ない」の割合が上昇しています（表５、表６は P.83 を参照）。以上の結果、中高生世代にとっての地域の居場所を再考する必要があると考えられます。（表５、６は P.83 を参照）

⁷ P.33 図 33 参照

⁸ P.33 「『その他』を選んだ理由（抜粋）」参照

⁹ P.34 図 35 参照

¹⁰ P.41 図 45 参照

表 5. 地域における子どもの居場所について（小学生・中学生・高校生）¹¹

	小学生	中学生	高校生
ある	85.4%	70.2%	66.7%
ない	13.9%	28.9%	31.1%

表 6. 地域における子どもの居場所（おとな）¹²

	乳幼児の子どもの いるおとな	小学生の子どもの いるおとな	中学生の子どもの いるおとな	高校生の子どもの いるおとな
あると思う	72.4%	61.4%	36.8%	35.3%
あると思わない	10.3%	35.1%	42.1%	52.9%

※小学生・おとなは小学生の子どものいるおとな、中学生・おとなは中学生の子どものいるおとな

（３）条例を具体化する仕組みの活用や子ども参加は進んでいるのか

子どもに困ったり悩んだりしたとき、誰かに相談したいと思うかたずねています。子ども全体としての回答結果を前回の調査¹³と比較してみると、「したいと思う」が 83.2%から 78.3%に減少、「したいけどできない」が 4.2%から 8.6%に増加、「したいと思わない」が 11.1%から 12.4%とほぼ横這いでした。次に、困ったり悩んだりしたとき、川崎市にある子どもの相談・救済機関に相談したいかたずねた結果¹⁴、子ども全体として「したいと思う」が 35.3%であるのに対して、「したいけどできない」が 7.5%、「したいと思わない」が半数を超える 56.1%に及んでいます。

どのようなところなら相談しようと思うかたずねた結果¹⁵、「同じような年代で話が合う人が相談相手のところ」「話をじっくり聞いてくれて有効な解決策まで提示してくれるような信頼できそうなおとながいるところ」「日頃から親しい身近な他人」「自分のプライバシーが守られているところ」「直接や電話は相手になれてからで、文字を通してほしい」「親にれんらくがなくて、あんしんして、そうだんできるところ（じょうほうがもれないとこ）」「少しでも自分のことを知ってくれている人のところに行く」「自分の話を聞いてくれて、否定されないところ」「そもそも私は、知らない人に相談したくありません」「自分の名前をふせる。必ず解決してくれる所」などの回答が寄せられました。子どもが相談に至るまでには、その前提として、子ども自身が相談相手や相談の場に対して、実感を伴う形で信頼できるようになるプロセスが大切であることを読み取ることができます。

次に、子どもに身近な場面における、子どもの参加の状況について確認していきます。子どもに対して、家庭と学校と地域それぞれの場で、「何かをしたり、決めたりするとき、おとなはあなたの意見を聞いているか」たずねています。その結果を前回の調査と併せて示したものが表 7 で

¹¹ P.59 図 72 参照

¹² P.60 図 73 参照

¹³ 2020 年調査は P.43 図 48、2017 年調査は P.91 図 II 参照

¹⁴ P.45 図 51 参照

¹⁵ P.46-47 「子どもに、どのようなところなら相談しようと思うかたずねたところ…（抜粋）」参照

す。

表 7. 何かをしたり決めるとき、おとなは子どもの意見を聞いているか（カッコは前回の調査結果）¹⁶

	聞いている	だいたい聞いている *前は「ときどき聞いている」	ほとんど聞いていない *前は「あまり聞いていない」	聞いていない
家庭	50.0% (83.9%)	40.9% (11.0%)	5.1% (1.4%)	2.0% (0.3%)
学校	66.1% (87.1%)	27.0% (9.3%)	3.8% (2.3%)	1.8% (0.6%)
地域	38.5% (41.0%)	33.4% (21.1%)	13.5% (9.0%)	9.6% (7.7%)

このうち、さらに「聞いている」と「だいたい聞いている」と回答した子どもに、「子どもの意見が実現されているか」たずねた結果が表 8 です。

表 8. 子どもの意見は実現されているか（子どもの回答）¹⁷

	実現されている	だいたい実現されている	ほとんど実現されていない	実現されていない
家庭	27.1%	61.0%	9.3%	1.1%
学校	37.0%	51.4%	10.1%	0.9%
地域	32.0%	48.4%	14.8%	3.1%

子どもの意見表明権（子どもの権利条約第 12 条）を保障するためにも、子どもの意見を聴くことが大切ですが、前回の調査と比べ、家庭・学校・地域すべてにおいて、「ほとんど聞いていない」「聞いていない」と回答した子どもの割合が増加しています。子どもの意見が実現されているかどうかに関して、家庭・学校・地域のいずれも 8～9 割の子どもは実現されていると回答していますが、一方で 1～2 割の子どもは「ほとんど実現されていない」もしくは「実現されていない」と回答しています。

今日、子どもの気持ちを受け止めたり、意見を聴くことの大切さは強調されていますが、他方で、子どもの意見を聞き流したり、聞きっぱなしにしたのでは、固有の人格をもつ子どものことを尊重したことにならないと同時に、子ども自身にとって意見を伝えることの意義や実りを実感することができず、自己肯定感を得ることもできないと考えられます。そして、次回から意見を話すことを自ら諦めることにもつながりかねません。

今回の調査では、実現されたことで印象に残っていることは何かたずねています。次のような回答が寄せられ、子ども自身が社会の一員であることを実感できた様子を伺うことができます。

¹⁶ 2020 年調査の家庭は P.37 図 39、学校は P.48 図 55、地域は P.55 図 64 参照、2017 年調査は P.91-92 図Ⅲ-①、②、③図参照

¹⁷ 家庭は P.37 図 40、学校は P.49 図 56、地域は P.55 図 65 参照、

【家庭】¹⁸

- ・どこで外食するか話した時自分の意見が実現したこと。
- ・犬を飼うときに私はこの犬が良い！といった犬にしてくれた。今も元気に一緒にくらしている。
- ・自分のへやができた。(つくってもらった！)。
- ・「今日はどうしても休みたい」と言ったときに、学校を休ませてもらえた。
- ・習い事が嫌になったら、「やめていいよ」と言ってくれた事。
- ・コワイってなったとき、こう考えれば大丈夫、とか聞いてそれを実現したらコワくなくなった。
- ・今、部活動での人間関係に悩んでいましたが、私の意見を尊重して話を聞いてくれた結果、先生に相談することも本人と話し合うことも出来た。最終的には退部を決意しましたが、私のためにそれを提案してくれた両親には感謝しています。

【学校】¹⁹

- ・みんなでこうていを使ってあそんだり、体育館をつかってボールあそびをすること。
- ・コロナで学校行事がほぼなくなってしまったけれど、6年生全員が楽しめる企画を生徒が提案したら実現できるようにしてくれている。
- ・制服にセーターが追加されたこと。
- ・約束を守ってくれた。
- ・隣の組ですが、コロナの影響で色々出来なくなっていて、でも七夕やりたいと誰か意見を上げたら、裏山から笹を取りに皆んなで行って、七夕をやりました。あと、自然教室が無くなったので、代わりにキャンプファイヤーをやりたいと別の人が言ったら、11月下旬に出来る事になりそうです。
- ・転校しちゃう子のおわかれ会。
- ・クラス目標など、自分たちのことは、自分達で話し合っ決めてしたこと。
- ・学園祭で何をやるかをちゃんと生徒たちの意見を聞いて実現させてくれた。
- ・先生によります。今はよくないけど、前の担任は私が嫌がっていたことは私の気が済むまで話につき合ってくれ、係なども平等にチャンスを与えてくれた。

【地域】²⁰

- ・子供だけの屋台を出してくれたり専用のスペースを作ってくれた。
- ・1年生のとき、1度だけ、夢パークへ行ったことがあって、そのとき、ある遊具が目につき、スタッフの人にきいてみたところ、子どもたちが提案し、作ったものだといっていた。
- ・わくわくプラザの『やりたい行事アンケート』で書いた行事が実際に行われた。
- ・プラバンをやると言ういけんがでてやることになったから。

¹⁸ P.37 -38「実現されたことで印象に残っていること…(抜粋)」参照

¹⁹ P.49 「『実現されている』『だいたい実現されている』と回答した…(抜粋)」参照

²⁰ P.55 「『実現されている』『だいたい実現されている』と選んだ…(抜粋)」参照

- ・子文でマンガを新しいのぼしゅうしていたがそしたら新しいのが入ったらしい。
- ・お祭り…自分達で1から、計画を立てそれを実行できた。たくさんのおとな達が協力してくれて、楽しく良い思い出になった（小学生の時）。

4 自己肯定感・生活の満足度・多様性の尊重と、自己肯定感に影響する環境要件

委員会では、子どもの権利条例の成果を測るため、子どもの自己肯定感（自分のことが好きか）、生活の満足度（毎日が楽しいか）、さらに、子どもの多様性の尊重（文化・国籍等のちがいが、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされているか）について、子ども自身を対象にして継続的に調査しています。これら3点の結果について、前回の調査結果と比較して示したものが表9と表10です。

表9. 「自己肯定感」「生活の満足度」（カッコは前回の調査結果）

		小学生	中学生	高校生
自分が好きか (自己肯定感) ²¹	「好き」と「だいたい好き」	76.1% (81.4%)	61.8% (65.0%)	74.5% (66.3%)
	「あまり好きではない」と 「好きではない」	22.5% (14.8%)	37.3% (31.9%)	23.4% (32.0%)
毎日が楽しいか (生活の充実度) ²²	「楽しい」と「だいたい楽しい」	94.0% (95.5%)	88.6% (90.4%)	90.0% (87.6%)
	「あまり楽しくない」と 「楽しくない」	5.7% (3.8%)	11.4% (9.1%)	8.8% (11.8%)

表10. 「多様性の尊重」（カッコは前回の調査結果） ²³

		子ども	おとな
生活のなかで文化・国籍等のちがいが、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされているか	そう思う	39.4% (45.4%)	12.7% (35.5%)
	だいたいそう思う	46.9% (34.9%)	62.7% (39.7%)
	あまりそう思わない	9.6% (11.7%)	14.0% (17.4%)
	そう思わない	3.3% (3.9%)	4.7% (4.3%)

前回の調査と比較すると、小学生と中学生の「自己肯定感」が低下傾向にあること、また、「多様性の尊重」に関して子どもとおとな双方で「そう思う」という回答が低下していることを確認

²¹ 2020年調査はP.61図74、2017年調査はP.92図IV参照

²² 2020年調査はP.64図80、2017年調査はP.92図V参照

²³ 2020年調査はP.42図47、2017年調査はP.92図VI参照

できます。

それでは、自己肯定感の高い子どもと低い子どもとでは、どのような環境条件が影響しているのでしょうか。今回は、話すことのできるおとなの有無と、子どもの権利条例に対する認知度の2点について、確認してみたいと思います（表11・12参照）。

表11. 子どもの自己肯定感と話せるおとなの有無²⁴

子どもの自己肯定感 話せるおとなの有無	好き	だいたい好き	あまり好きではない	好きではない	無回答
いる（551人、91.2%）	30.7%	43.0%	20.3%	4.7%	1.3%
いない（49人、8.1%）	16.3%	16.3%	34.7%	32.7%	—

表12. 子どもの自己肯定感と条例の認知度²⁵

子どもの自己肯定感 条例の認知度	好き	だいたい好き	あまり好きではない	好きではない	無回答
知っている（90人、14.9%）	30.0%	37.8%	22.2%	10.0%	—
聞いたことはあるが 内容はよくわからない （227人、37.6%）	28.2%	40.9%	22.5%	6.2%	2.2%
知らない（280人、46.3%）	31.1%	41.5%	19.6%	7.1%	0.7%

まず、「安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとながいる」と回答した子どもは、自己肯定感が高い（自分のことを「好き」「だいたい好き」と回答）傾向があることを確認できます。その一方で、「安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとながいない」と回答した子どもは、数が49人と限られるため参考値とはなりますが、自己肯定感が低い（自分のことを「あまり好きではない」「好きではない」と回答）傾向にあることを確認できます。以上の結果、子どもが安心して自分の気持ちや悩みを話すことができる環境をつくり出すことは、子どもが自己肯定感を高めるためにある程度有効ではないかと考えられます。

子どもの権利条例の認知度については、自己肯定感の高い子どもと低い子どもで、大きな違いは認められませんでした。

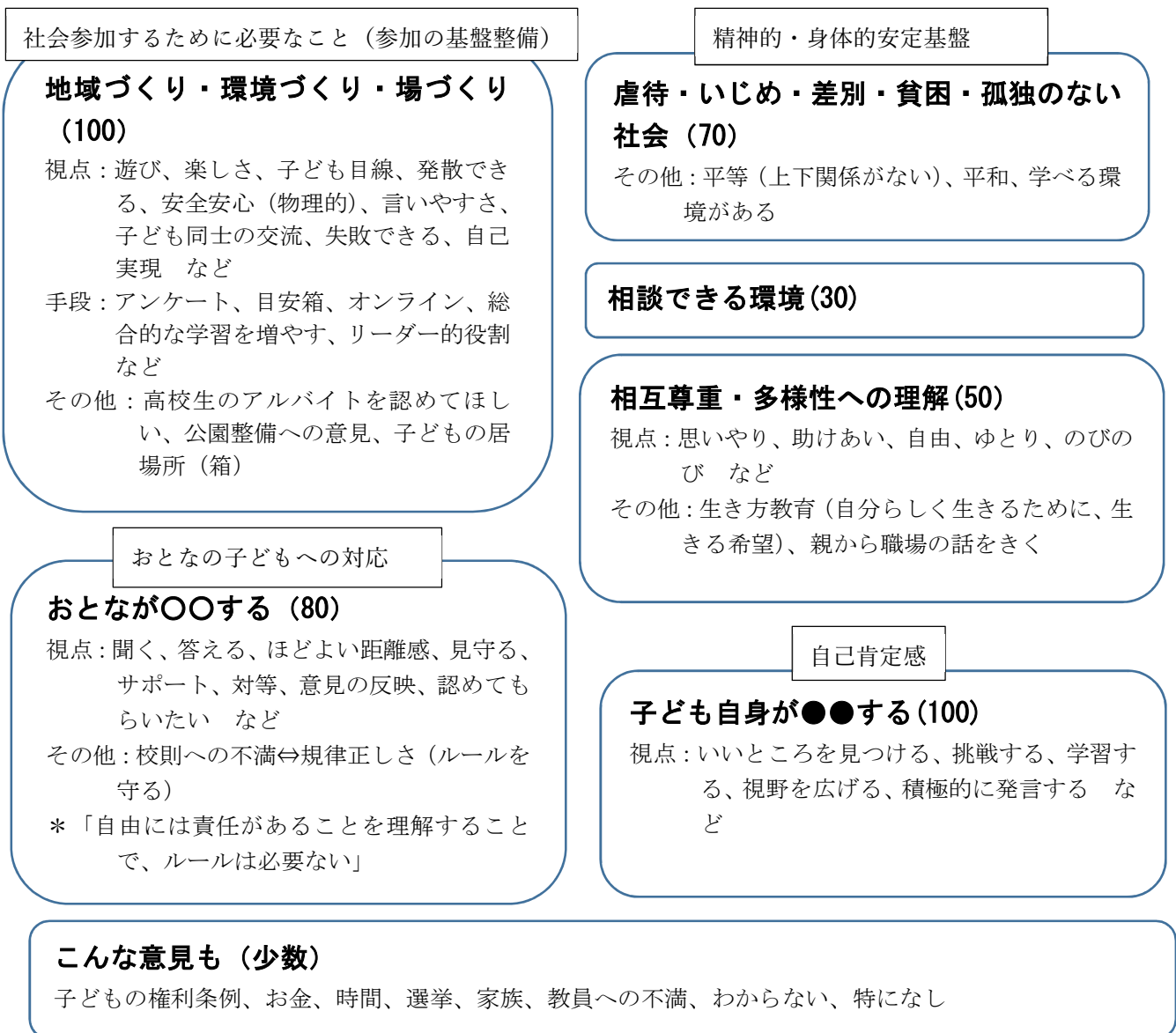
²⁴ P.93 表13 参照

²⁵ P.93 表14 参照

5 子どもの権利条例を生かしていくための提案（自由記述の分析）

今後、「子どもの自己肯定感」や「日々の生活の充実度」をどのようにしたら高めることができるのでしょうか。自由記述として、「子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるには、どんなことが大切だと思うか」たずねています。この中にはその手がかりが数多く含まれています。子どもの意見を聞きっぱなしにしないために、私たちは次のように子どもたちが真剣に考え、書いてくれた提案を受け止め、子どもとともに実現に向けて努力することが求められています。

表 13. 子どもの自由記述の分析結果～子どもが安心して自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるにはどんなことが大切だと思うか～



6 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う休校期間中の過ごし方から見出される課題

新型コロナウイルス感染症等への対応として国の方針を踏まえ、川崎市の決定により市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等が一斉休業となったのが、令和2（2020）年3月4日のことです。当初1か月ほどを予定していた臨時休業期間はその後延長を重ね、学校が再開したのは約3か月後の6月でした。その間、学校施設の開放は中止となり、「児童生徒の居場所」「わくわくプラザ」の利用も緊急事態宣言下において運営上の制約が設けられました。3か月もの間、学校が休校になり、子どもの居場所の利用が制限され、外出自粛を求められるという未曾有の事態の中で、子どもたちは何をして、どのような気持ちで過ごしていたのでしょうか。

回答からは、主に学校の宿題や課題、オンラインでの学習などの「勉強」をしながら、他の時間はゲームや読書、テレビや映画、YouTubeなど動画の視聴、習い事の練習、スポーツや料理、お菓子づくりなど、それぞれが楽しみや息抜きをしながら過ごしていたことが読み取れます。

「どんな気持ちで過ごしたか」には、「やる気が起きなかった」「友達に会えず寂しい」「学校に行きたい」「早く学校が始まってほしい」と回答する子どもがいる一方、「学校に行かなくてよい安心感」「すごく気持ちが楽で、この時間が続けばいいのと思った」との声もありました。それまでの学校との関わり方や、子どもにとって学校や家庭がどのような場所であるか、（安心・安全の場所であるか）により、子ども一人ひとりが違った感じ方をしていたと思われます。子どもの居場所が、ほとんど家のみに制限される中で、「休みになって『やったー』という気持ちがありましたが外に出れず。制限されたことが多く、「休み」というよりも家にかくりされたという気持ちでした」という、「隔離」という言葉はこの時期の子どもたちにピッタリだったのではないかと思います。そのため、「感染して大変だと騒いでいる割にも集団で外に出かけたりしているおとながいるために子どもたちの夏休みなどが削られてしまったのは酷いと思います。おとなが全て悪いわけではありませんがもう少し新しい生活に向けて考えていく必要があると思います」という声を、私たちおとなは真摯に受け止めなければならないでしょう。その他には、外出自粛で家族みんなが家にいるため、一緒にゲームをしたり、ランニングをしたり、きょうだいで遊んだり、今まで以上に家族で過ごす時間が増えて「きずなが深まった」という声や、「自分の趣味を見つけるチャンス」など、この休校期間を肯定的にとらえた回答もありました。

では、休校期間中の子どもたちに、「おとな」そして学校や施設等の「職員」はどう関わっていたのでしょうか。おとなが「子どもとの過ごし方について悩んだこと」として、主に子どもの学習の停滞や体力の低下、他者とのコミュニケーション不足を心配していたことがわかります。そして、子どもの自発的な学習、体力づくり、子どもと一緒に時間を充実したものにするために、楽しみながら親子で工夫している姿も浮かび上がってきました。

しかし、「子どもと自宅で過ごす時間が増えたために親子で対立しがちな時期があった」「子どもと二人で過ごすことが多く、孤立してしまった」という回答も見られ、この時期に家族以外の人、友だちや地域との繋がりが薄れていたことのマイナスの影響も感じられます。

他にも、「保育園が登園自粛になり、仕事を休まねばならない罪悪感」「一時保育を利用するこ

とへの不安」「売り上げ減少で生活の不安」など、子どもを抱えて働く保護者の切実な悩みからも、コロナ禍によりおとなが精神的・経済的・体力的に不安定になることの子どもに及ぼす影響についても深く考えたいところです。また、オンライン授業などで必要なタブレットやWi-Fiなど、経済的に環境を整えることが困難な家庭に対しては、個別の支援が必要不可欠でしょう。

市立施設等の職員の方々は、通常の業務に加え、新型コロナウイルス感染症防止のさまざまな対応に追われる中で、大変なご苦勞をされていたと思われます。特に、学校関係や児童に関わる施設では、年度がわりの大切な時期であり、新入・進級した子どもたちとの関係をつくり、まだ顔も合わせたことがない子ども同士をつなげていくために職員のみなさまが心を砕いていたことが、それぞれの回答からうかがうことができます。

また、「学校として求められる様々な対応について、ハード面とソフト面のギャップの大きさ」「保護者の要望と公的機関として取り組めることとの狭間での葛藤」などが、心理的なストレスとなることは容易に想像がつくことです。「教師自身が笑顔でいること、楽しいことを見つけようとする態度でいることが第一かと思っています」との学校関係職員の回答には胸を打たれます。しかし、個人の態度、努力だけに頼っていてよいとは思いません。子どもたちに日々接する、学校や施設関係職員の職場環境が子どもの学び・育ちに大きく影響を与えうることを、私たちは常に意識しておかねばならないでしょう。「まず、おとなが幸せにいてください」という子どもの権利条例の制定時に子どもたちからおとなに向けられたメッセージを、私たちは常に心にとめておく必要があるのではないのでしょうか。

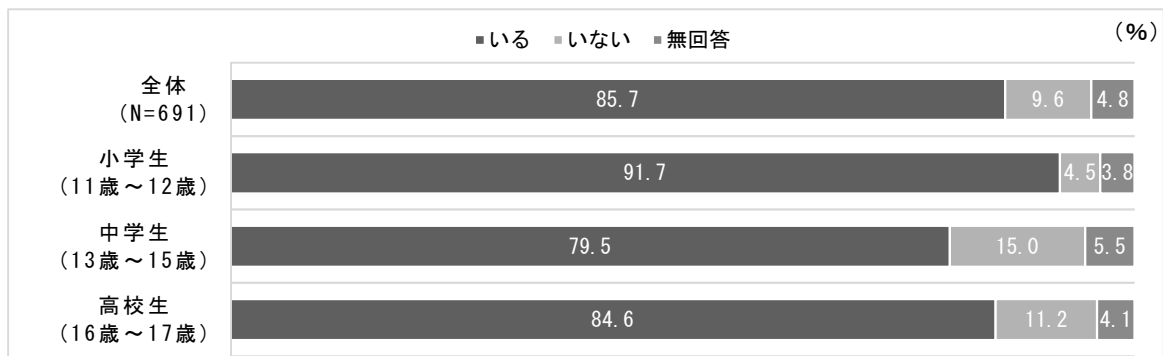
令和2（2020）年3月から6月までの休校は、未知のウイルスの感染拡大を防ぐため、子どもの安全を守るための措置だったとはいえ、子どもたちにとってのかけがえのない居場所や、さまざまな「体験」の機会を奪ってしまったことは事実であり、残念なことです。しかし、家で過ごすことで安心できた子どもがいたこと、自宅学習、オンライン授業など、子どもの学び方の多様性を発見できた機会でもありました。これらの経験を子どもの権利の視点、特に、「子どもの参加」の視点から、私たちは今後の対話等の活動によって検証していきたいと思っています。

参考

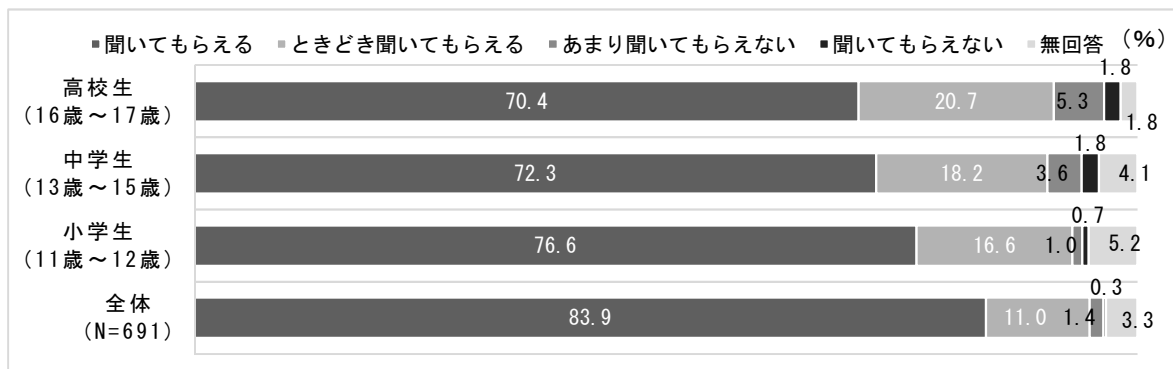
図Ⅰ あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも一人はいますか。(子ども、2017 年度調査)



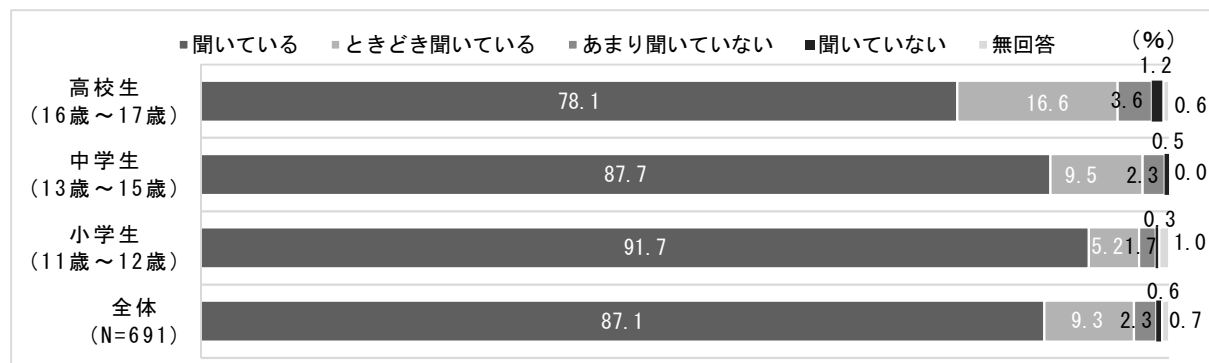
図Ⅱ あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも一人はいますか。(子ども、2017 年度調査)



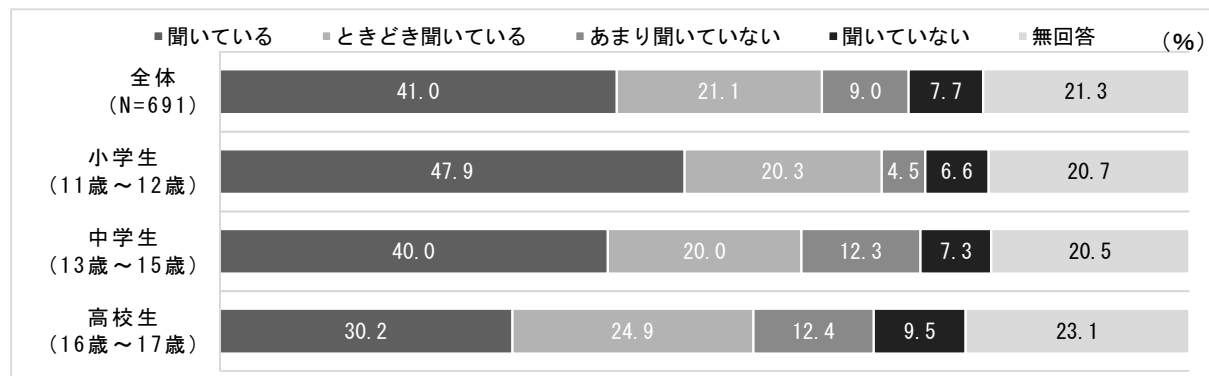
図Ⅲ-① 何かをしたり決めるとき、おとなは子どもの意見を聞いているか。(家庭)(子ども、2017 年度調査)



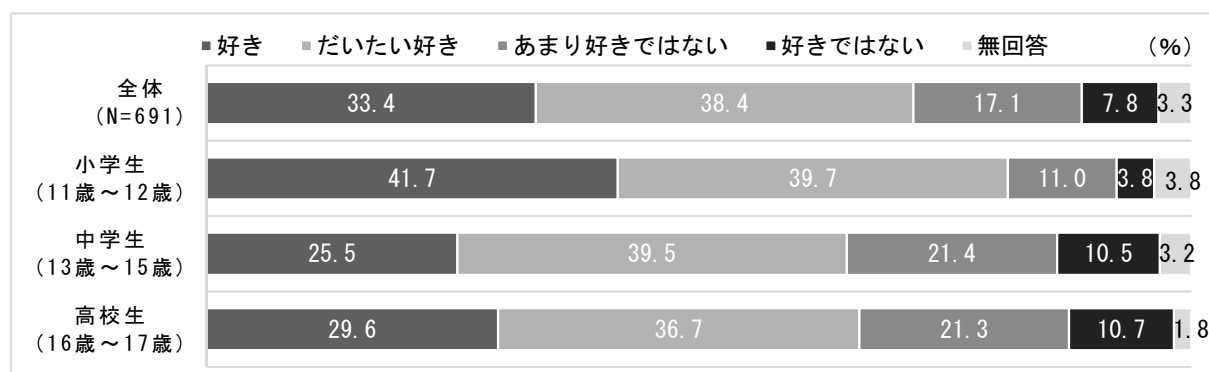
図Ⅲ-② 何かをしったり決めるとき、おとなは子どもの意見を聞いているか。(学校)(子ども、2017年度調査)



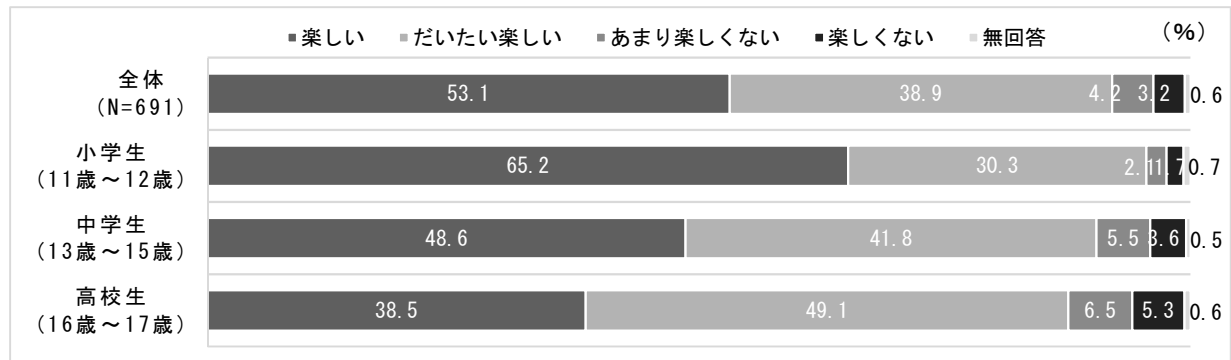
図Ⅲ-③ 何かをしったり決めるとき、おとなは子どもの意見を聞いているか。(地域)(子ども、2017年度調査)



図Ⅳ あなたは、自分が好きですか。(子ども、2017年度調査)



図Ⅴ あなたは、毎日が楽しいですか。(子ども、2017 年度調査)



図Ⅵ あなたは、生活のなかで文化・国籍等のちがひ、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。(子ども・おとな、2017 年度調査)

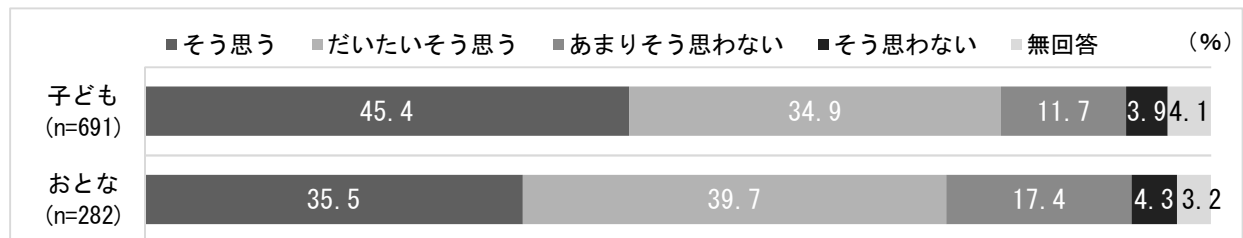


表 13 Q 3 9 あなたは、自分が好きですか。× Q 5 あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも一人はいますか。

	好き	好き だいたい	好き ではない あまり	好き ではない	無 回 答
いる	30.7	43.0	20.3	4.7	1.3
いない	16.3	16.3	34.7	32.7	0.0

表 14 Q 3 9 あなたは、自分が好きですか。× Q 1 条例認知度別

	好き	好き だいたい	好き ではない あまり	好き ではない	無 回 答
知っている	30.0	37.8	22.2	10.0	0.0
聞いたことはあるが内容はよくわからない	28.2	40.9	22.5	6.2	2.2
知らない	31.1	41.5	19.6	7.1	0.7

参考資料

1	単純集計表（子ども）	9 6
	単純集計表（おとな）	1 1 2
	単純集計表（職員）	1 2 3
2	調査票（子ども）	1 3 2
	調査票（おとな）	1 4 0
	調査票（職員）	1 4 8
3	川崎市子どもの権利に関する条例	1 5 6

単純集計表(子ども)

I 平成 12(2000)年 12 月につくられた『川崎市子どもの権利に関する条例』についてお聞きます。

Q1 川崎市子どもの権利に関する条例を知っていますか。(○は1つ)

全体	知っている	聞いたことはあるが 内容はよくわからない	知らない	無回答
604 100.0	90 14.9	227 37.6	280 46.3	7 1.2

Q2 川崎市子どもの権利に関する条例をふだんどのような方法で見たり聞いたりしますか。(あてはまるものすべてに○)

全体	学校の先生の話	施設の職員の話	親や友だちの話	学校で配布された パンフレット	川崎市ホームページ	ポスター	ちらし	新聞、 テレビなど	その他
317 100.0	145 45.7	7 2.2	11 3.5	170 53.6	22 6.9	51 16.1	33 10.4	17 5.4	14 4.4
無回答									
49 15.5									

Q3 次の川崎市の取組で知っているものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

全体	かわさき子どもの権利の日	川崎市子ども会議	川崎市人権オンブズパーソン	川崎市子どもの権利委員会	子どもの権利に関する 行動計画	一つも知らない	無回答
604 100.0	138 22.8	283 46.9	145 24.0	53 8.8	22 3.6	206 34.1	19 3.1

Q4 川崎市子どもの権利条例には、次のような7つの子どもの権利が示されています。

Q4-1 7つの子どもの権利のうち、自分にとって大切だと思うものがありますか。

あてはまるものを最大3つまで選び、大切だと思う順にその番号と理由を書いてください。

1位

全体	安心して生きる権利	ありのままの自分でいる権利	自分を守り、守られる権利	自分を豊かにし、 力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて支援を受ける権利	無回答
604 100.0	280 46.5	94 15.6	48 7.9	17 2.8	57 9.4	16 2.6	15 2.5	77 12.7

2位

全体	安心して生きる権利	ありのままの自分でいる権利	自分を守り、守られる権利	自分を豊かにし、 力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて支援を受ける権利	無回答
604 100.0	32 5.3	123 20.4	83 13.7	28 4.6	64 10.6	25 4.1	19 3.1	230 38.2

3位

全体	安心して生きる権利	ありのままの自分でいる権利	自分を守り、守られる権利	自分を豊かにし、 力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて支援を受ける権利	無回答
604 100.0	21 3.5	34 5.6	42 7.0	21 3.5	64 10.5	45 7.5	42 7.0	335 55.4

合算

全体	安心して生きる権利	ありのままの自分である権利	自分を守り、守られる権利	自分を豊かにし、 力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて 支援を受ける権利	無回答
604 100.0	333 55.1	251 41.6	173 28.6	66 10.9	185 30.6	86 14.2	76 12.6	77 12.7

Q4-2 7つの子どもの権利のうち、守られていないと思うものはありますか。

あれば最大3つまで選び、守られていないと思う順にその番号と理由を書いてください。

1位

全体	安心して生きる権利	ありのままの自分である権利	自分を守り、守られる権利	自分を豊かにし、 力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて 支援を受ける権利	無回答
604 100.0	28 4.6	41 6.8	57 9.4	10 1.7	16 2.6	27 4.5	27 4.5	398 65.9

2位

全体	安心して生きる権利	ありのままの自分である権利	自分を守り、守られる権利	自分を豊かにし、 力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて 支援を受ける権利	無回答
604 100.0	7 1.2	15 2.5	19 3.1	6 1.0	11 1.8	11 1.8	11 1.8	524 86.8

3位

全体	安心して生きる権利	ありのままの自分である権利	自分を守り、守られる権利	自分を豊かにし、 力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて 支援を受ける権利	無回答
604 100.0	5 0.8	5 0.8	6 1.0	4 0.7	4 0.7	8 1.3	12 2.0	560 92.7

合算

全体	安心して生きる権利	ありのままの自分である権利	自分を守り、守られる権利	自分を豊かにし、 力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて 支援を受ける権利	無回答
604 100.0	40 6.6	61 10.1	82 13.6	20 3.3	31 5.1	46 7.6	50 8.3	398 65.9

Ⅱ『あなたの生活』についてお聞きます。

Q5 あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも一人はいますか。（○は1つ）

全体	いる	いない	無回答
604 100.0	551 91.2	49 8.1	4 0.7

Q6 あなたは、次の中で疲れること、不安に思うこと、悩んでいることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

全体	学校の勉強・宿題	学校の規則	クラブ活動・部活動	児童会・生徒会活動	塾の勉強・宿題	おけいこ・習いごと	住んでいる地域のスポーツ活動	親・保護者との関係	兄弟姉妹との関係
604 100.0	289 47.8	82 13.6	130 21.5	14 2.3	123 20.4	34 5.6	4 0.7	68 11.3	62 10.3
祖父母との関係	先生との関係	友だちや先輩との関係	アルバイト・仕事先の人間関係	彼氏・彼女との関係	Facebook, Twitter, LINE, Instagram など SNS 上の人間関係	受験・進路	性のこと	自分の身体のこと	家のお金のこと
9 1.5	36 6.0	102 16.9	6 1.0	10 1.7	21 3.5	226 37.4	14 2.3	68 11.3	48 7.9
その他	疲れること、不安なこと、悩んでいることはない	無回答							
15 2.5	123 20.4	18 3.0							

Q7 あなたは、家で過ごしているときに、自分の気持ちをおとなに話すことができますか。（○は1つ）

全体	できている	だいたいできている	ほとんどできていない	できていない	無回答
604 100.0	240 39.7	285 47.2	59 9.8	20 3.3	— —

Q8 Q7において、「3ほとんどできていない」「4できていない」を選んだ人にお聞きします。

その理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

全体	おとなが話を聞いてくれないから	どのように話してよいかわからないから	おとなと話をする時間がないから	話したいと思うことがないから	その他	無回答
79 100.0	10 12.7	30 38.0	5 6.3	41 51.9	15 19.0	3 3.8

Q9 家で何かをしたり、決めたりするとき、おとなはあなたの意見を聞いていますか。(○は1つ)

全体	聞いている	だいたい聞いている	ほとんど聞いていない	聞いていない	無回答
604 100.0	302 50.0	247 40.9	31 5.1	12 2.0	12 2.0

Q10 Q9において、「1聞いている」または「2だいたい聞いている」を選んだ人にお聞きします。

聞いてもらった自分自身の意見は実現されましたか。(○は1つ)

全体	実現されている	だいたい実現されている	ほとんど実現されていない	実現されていない	無回答
549 100.0	149 27.1	335 61.0	51 9.3	6 1.1	8 1.5

Q12 あなたには、遊んだり休んだり自分の好きなことをしたりする時間が十分にありますか。（○は1つ）

全体	ある	だいたいある	ほとんどない	ない	無回答
604 100.0	320 52.9	216 35.8	50 8.3	7 1.2	11 1.8

Q13 あなたにとってホッとできる場所はどこですか。（あてはまるものすべてに○）

全体	自分の部屋	リビング・居間	お風呂	トイレ	祖父母の家	友だちの家	教室	学校図書館	クラブ、部活動の場所
604 100.0	396 65.6	365 60.4	267 44.2	176 29.1	149 24.7	88 14.6	111 18.4	58 9.6	77 12.7
学習塾	習いごとの教室・スポーツクラブ	地域の図書館・市民館	子ども夢パーク	公園	子ども文化センター・わくわくプラザ	アルバイト先・仕事場	遊戯施設（カラオケボックスやゲームセンターなど）・飲食店・コンビニ	その他	特にない
39 6.5	42 7.0	26 4.3	4 0.7	61 10.1	27 4.5	4 0.7	54 8.9	31 5.1	14 2.3
無回答									
1 0.2									

Q14 あなたは、おとな（親、先生など）からたたかれたり、心を傷つけられる言葉を言われたり、無視されたりすることがありますか。（○は1つ）

全体	ある	ない	無回答
604 100.0	126 20.9	474 78.4	4 0.7

Q15 あなたは、生活のなかで文化・国籍などのちがいが、障がいのあるなしにかかわらず、

子どもは大切にされていると思いますか。（○は1つ）

全体	そう思う	ときどき思う	ほとんどそう思わない	そう思わない	無回答
604	238	283	58	20	5
100.0	39.4	46.9	9.6	3.3	0.8

Ⅲ『相談するところ』についておききます。

Q16 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、誰かに相談したいと思いますか。（○は1つ）

全体	したいと思う	したいけどできない	したいと思わない	無回答
604	473	52	75	4
100.0	78.3	8.6	12.4	0.7

Q17 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたら、誰に相談しますか。（あてはまるものすべてに○）

全体	親	友だちの親	兄弟姉妹	祖父母	友だち	先輩	今の学校の先生	今の学校の保健室の先生	今の学校のクラブ・部活動の先生
525	416	18	97	67	400	56	168	21	22
100.0	79.2	3.4	18.5	12.8	76.2	10.7	32.0	4.0	4.2
卒業した学校の先生	習いごとの先生、スポーツクラブの監督・コーチ	級・通級指導教室の先生	ゆうゆう広場・相談指導学	スクールカウンセラー	Facebook, Twitter, LINE, Instagram などSNS上の友だち	その他	無回答		
13	29	2	13	25	6	2			
2.5	5.5	0.4	2.5	4.8	1.1	0.4			

■ 参考資料 1 単純集計表（子ども）

Q18 次のような川崎市の子どもの相談・救済機関（相談を受けてくれるところ）を知っていますか。（知っているものすべてに○）

全体	保健福祉センター（地域みまもり支援センター）	児童相談所	児童・青少年電話相談	児童虐待防止センター	民生委員・主任児童委員	スクールカウンセラー	総合教育センター	24時間子供SOS電話相談	教育委員会の教育相談室
604 100.0	130 21.5	357 59.1	187 31.0	141 23.3	23 3.8	247 40.9	100 16.6	258 42.7	55 9.1
電話相談ホットライン （体罰など）	インターネット問題相談窓口	やまびこ相談	かわさき若者サポートステーション	人権オンブズパーソン	川崎いのちの電話	かわさきチャイルドライン	子どもの人権110番	神奈川県弁護士会 子どもの人権相談	知っているものはない
165 27.3	43 7.1	20 3.3	11 1.8	140 23.2	119 19.7	247 40.9	204 33.8	14 2.3	68 11.3
無回答									
14 2.3									

Q19 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、Q18のような相談・救済機関に相談したいと思いますか。

全体	したいと思う	したいけどできない	したいと思わない	無回答
604 100.0	213 35.3	45 7.5	339 56.0	7 1.2

Q20 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたらQ18のような相談・救済機関の内のどこに相談しますか。（あてはまる数字をすべて書いてください。）

全体	保健福祉センター（地域まもり支援センター）	児童相談所	児童・青少年電話相談	児童虐待防止センター	民生委員・主任児童委員	スクールカウンセラー	総合教育センター	24時間子供SOS電話相談	教育委員会の教育相談室
258 100.0	32 12.4	94 36.4	31 12.0	16 6.2	4 1.6	65 25.2	23 8.9	75 29.1	8 3.1
（体罰など） 電話相談ホットライン	インターネット問題相談窓口	やまびこ相談	かわさき若者サポートステーション	人権オンブズパーソン	川崎いのちの電話	かわさきチャイルドライン	子どもの人権110番	神奈川県弁護士会 子どもの人権相談	その他
27 10.5	9 3.5	5 1.9	2 0.8	24 9.3	25 9.7	60 23.3	38 14.7	9 3.5	5 1.9
無回答									
22 8.5									

Ⅳ『学校・地域のこと』についてお聞きます。※これまでの学校生活や地域での過ごし方について教えてください。

Q22 あなたは、学校の行事や話し合いに参加していますか。（○は1つ）

全体	参加している	参加したい	参加していない	参加してほんど	参加していない	無回答
604 100.0	366 60.6	185 30.6	30 5.0	19 3.1	4 0.7	

Q23 学校で何かをしたり、決めたりするとき、先生は、子どもの意見を聞いていますか。（〇は1つ）

全体	聞いている	聞いている だいたい	聞いていない ほとんど	聞いていない	無回答
604 100.0	399 66.1	163 27.0	23 3.8	8 1.3	11 1.8

Q24 Q23において、「1聞いている」または「2だいたい聞いている」を選んだ人にお聞きします。

先生が聞いた子どもの意見は実現されていますか。（〇は1つ）

全体	実現されている	だいたい実現 されている	ほとんど実現 されていない	実現されて いない	無回答
562 100.0	208 37.1	289 51.4	57 10.1	5 0.9	3 0.5

Q26 Q23において、「3ほとんど聞いていない」または「4聞いていない」を選んだ人にお聞きします。

その理由は何ですか。（あてはまるものすべてに〇）

全体	学校で何かを決めるこ と自体が少ないから	先生が決めてしまっ ていることが多いから	決めるときに、みんな が意見を言う時間がな い	その他	無回答
31 100.0	14 45.2	15 48.4	5 16.1	8 25.8	- -

Q27 学校にはあなたの話をよく聞いてくれる先生や職員（給食の調理員や事務の人も含む）がいますか。（〇は1つ）

全体	いる	いない	無回答
604 100.0	511 84.6	80 13.2	13 2.2

Q28 あなたは、学校に何でも話せる友だち（先輩や後輩も含む）がいますか。（〇は1つ）

全体	いる	いない	無回答
604 100.0	529 87.5	65 10.8	10 1.7

Q29 あなたは、学校の勉強がよくわかりますか。（○は1つ）

全体	わかる	だいたいわかる	ほとんどわからない	わからない	無回答
604	239	326	21	8	10
100.0	39.6	53.9	3.5	1.3	1.7

Q30 あなたは、学校で休み時間や放課後、安心してすごせますか。（○は1つ）

全体	すごせる	だいたいすごせる	ほとんどすごせない	すごせない	無回答
604	437	140	11	5	11
100.0	72.4	23.2	1.8	0.8	1.8

Q31 あなたは、放課後どこですごしますか。（あてはまるものすべてに○）

全体	自分の部屋	リビング・居間	祖父母の家	友だちの家	クラブ・部活動の場所	学校図書館	教室	学習塾	習いごとの教室・スポーツクラブ
604	384	445	28	79	245	9	63	175	109
100.0	63.6	73.7	4.6	13.1	40.6	1.5	10.4	29.0	18.0
地域の図書館・市民館	こども文化センター・わくわくプラザ	子ども夢パーク	公園	アルバイト先・仕事場	遊戯施設（カラオケボックスやゲームセンターなど）・飲食店・コンビニ	その他	無回答		
16	31	1	98	14	40	18	8		
2.6	5.1	0.2	16.2	2.3	6.6	3.0	1.3		

Q32 あなたは、地域の活動・イベント・ボランティア等に参加したことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

全体	子ども夢パーク	子ども文化センター・わくわくプラザの活動・イベント	地域の寺子屋	地域のスポーツ・文化活動 (町内会の大会やイベントなど)	子ども会活動 (ジュニアリーダーなど)	ボーイスカウト・ガールスカウト	地域のお祭り(みこし、模擬店の 手伝いなど)	ボランティア活動(町内会の清掃 ボランティアなど)	その他
604 100.0	35 5.8	213 35.3	46 7.6	85 14.1	36 6.0	7 1.2	177 29.3	98 16.2	12 2.0
参加したことがない	無回答								
235 38.9	13 2.2								

Q33 Q32において、1～9を選んだ人にお聞きします。

地域で何かをしたり、決めたりするとき、おとなは子どもの意見を聞いていますか。(○は1つ)

全体	聞いている	だいたい聞いている	ほとんど聞いている	聞いていない	無回答
356 100.0	137 38.4	119 33.4	48 13.5	34 9.6	18 5.1

Q34 Q33において、「1聞いている」または「2だいたい聞いている」を選んだ人にお聞きします。

おとなが聞いた子どもの意見は実現されていますか。(○は1つ)

全体	実現されている	だいたい実現されている	ほとんど実現されていない	実現されていない	無回答
256 100.0	82 32.0	124 48.5	38 14.8	8 3.1	4 1.6

Q36 あなたは、次のような場で、話し合ったり意見を言ったりしたことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

全体	川崎市子ども会議、 校区子ども会議の話し合い	子ども夢パーク・こども文化セン ター・わくわくプラザの話し合い	学校教育推進会議、 生徒会・児童会の話し合い	子ども会の話し合い	その他	したことがない	無回答
604 100.0	20 3.3	29 4.8	34 5.6	25 4.1	7 1.2	478 79.1	24 4.0

Q37 地域(学校以外)に、一緒に遊んだり話したりする友だちがいますか。（○は1つ）

全体	いる	いない	無回答
604 100.0	480 79.5	119 19.7	5 0.8

Q38 地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所がありますか。（○は1つ）

全体	ある	ない	無回答
604 100.0	463 76.6	135 22.4	6 1.0

V『あなたの思い』についてお聞きます。

Q39 あなたは、自分が好きですか。（○は1つ）

全体	好き	だいたい好き	あまり好きではない	好きではない	無回答
604 100.0	179 29.6	245 40.6	129 21.4	43 7.1	8 1.3

Q40 あなたは、自分は親や周りのおとなから大切にされていると感じますか。（〇は1つ）

全体	そう思う	だいたいそう思う	あまり思わない	そう思わない	無回答
604 100.0	400 66.1	175 29.0	21 3.5	7 1.2	1 0.2

Q41 あなたは、自分は友だちにとって大切だと思いますか。（〇は1つ）

全体	そう思う	だいたいそう思う	あまり思わない	そう思わない	無回答
604 100.0	268 44.4	263 43.5	60 9.9	12 2.0	1 0.2

Q42 あなたは、毎日が楽しいですか。（〇は1つ）

全体	楽しい	だいたい楽しい	あまり楽しくない	楽しくない	無回答
604 100.0	298 49.3	254 42.1	37 6.1	13 2.2	2 0.3

『あなた自身のこと』についてお聞きします。（この回答で書いた人がわかることはありません。）

F-1 あなたの令和2（2020）年4月2日時点での年齢をおしえてください。（〇は1つ）

全体	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	無回答
604 100.0	208 34.4	72 11.9	67 11.1	62 10.3	99 16.4	68 11.3	22 3.6	6 1.0

F-2 あなたの住んでいるところをおしえてください。（〇は1つ）

全体	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	無回答
604 100.0	95 15.7	82 13.6	110 18.2	90 14.9	101 16.7	69 11.4	56 9.3	1 0.2

F-3 あなたは、川崎市に住んで、どのくらいになりますか。（○は1つ）

全体	1 年 未 満	1 年 以 上 5 年 未 満	5 年 以 上 10 年 未 満	10 年 以 上	無 回 答
604 100.0	10 1.7	30 5.0	73 12.1	488 80.8	3 0.5

F-4 あなたは、誰と暮らしていますか。（あてはまるものすべてに○）

全体	父	母	祖 父	祖 母	兄 弟 姉 妹	お じ	お ば	そ の 他	無 回 答
604 100.0	559 92.5	593 98.2	41 6.8	58 9.6	476 78.8	8 1.3	4 0.7	23 3.8	1 0.2

F-5 あなたは平日（月曜日から金曜日まで）おもに何をしていますか。（○は1つ）

※新型コロナウイルス感染症防止のための学校休校時にかかわらず、ふだんの生活についてお答えください。

全体	学校 で す ご し て い る	学校 以 外 の と こ ろ で す ご し て い る	働 い て い る	無 回 答
604 100.0	576 95.4	25 4.1	1 0.2	2 0.3

単純集計表（おとな）

I 平成 12(2000)年 12 月につくられた『川崎市子どもの権利に関する条例』についてお聞きます。

Q1 川崎市子どもの権利に関する条例を知っていますか。(○は1つ)

全体	知っている	聞いたことはあるが 内容はよくわからない	知らない	無回答
322 100.0	31 9.6	76 23.6	212 65.9	3 0.9

Q2 川崎市子どもの権利に関する条例をふだんどのような方法で見たり聞いたりしますか。(あてはまるものすべてに○)

全体	学校の先生の話	施設の職員の話	知人・友人の話	学校で配布された パンフレット	川崎市ホームページ	ポスター	ちらし	新聞、テレビなど	その他	無回答
107 100.0	8 7.5	4 3.7	10 9.3	37 34.6	27 25.2	12 11.2	12 11.2	30 28.0	8 7.5	2 1.9

Q3 次の川崎市の取組で知っているものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

全体	かわさき子どもの 権利の日	川崎市子ども会議	川崎市人権 オンブズパーソン	川崎市子どもの 権利委員会	子どもの権利に 関する行動計画	一つも知らない	無回答
322 100.0	21 6.5	73 22.7	48 14.9	9 2.8	6 1.9	214 66.5	7 2.2

Q4 川崎市子どもの権利に関する条例には、次のような7つの子どもの権利が示されています。

Q4-1 7つの子どもの権利のうち、子どもにとって最も大切だと思うものはどれですか。

あてはまるものを最大3つまで選び、大切だと思う順にその番号と理由を書いてください。

1位

全体	安心して生きる権利	ありのままの自分で いる権利	自分を守り、 守られる権利	自分を豊かにし、 力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて 支援を受ける権利	無回答
322 100.0	213 66.2	15 4.7	30 9.3	10 3.1	10 3.1	1 0.3	3 0.9	40 12.4

2位

全体	安心して生きる権利	ありのままの自分で いる権利	自分を守り、 守られる権利	自分を豊かにし、 力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて 支援を受ける権利	無回答
322 100.0	21 6.5	70 21.7	86 26.7	25 7.8	17 5.3	6 1.9	13 4.0	84 26.1

3位

全体	安心して生きる権利	ありのままの自分で いる権利	自分を守り、 守られる権利	自分を豊かにし、 力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて 支援を受ける権利	無回答
322 100.0	4 1.2	20 6.2	52 16.1	32 9.9	25 7.8	16 5.0	53 16.5	120 37.3

合算

全体	安心して生きる権利	ありのままの自分で いる権利	自分を守り、 守られる権利	自分を豊かにし、 力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて 支援を受ける権利	無回答
322 100.0	238 73.9	105 32.6	168 52.2	67 20.8	52 16.1	23 7.1	69 21.4	40 12.4

Q4-2 7つの子どもの権利のうち、守られていないと思うものはありますか。

あれば最大3つまで選び、守られていないと思う順にその番号と理由を書いてください。

1位

全体	安心して生きる権利	ありのままの自分で いる権利	自分を守り、 守られる権利	自分を豊かにし、 力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて 支援を受ける権利	無回答
322 100.0	31 9.6	40 12.4	65 20.2	3 0.9	16 5.0	11 3.4	31 9.6	125 38.9

2位

全体	安心して生きる権利	ありのままの自分で いる権利	自分を守り、 守られる権利	自分を豊かにし、 力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて 支援を受ける権利	無回答
322 100.0	6 1.9	18 5.6	22 6.8	14 4.3	18 5.6	11 3.4	25 7.8	208 64.6

3位

全体	安心して生きる権利	ありのままの自分で いる権利	自分を守り、 守られる権利	自分を豊かにし、 力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて 支援を受ける権利	無回答
322 100.0	9 2.8	6 1.9	13 4.0	11 3.4	9 2.8	11 3.4	14 4.3	249 77.4

合算

全体	安心して生きる権利	ありのままの自分で いる権利	自分を守り、 守られる権利	自分を豊かにし、 力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて 支援を受ける権利	無回答
322 100.0	46 14.3	64 19.9	100 31.1	28 8.7	43 13.4	33 10.2	70 21.7	125 38.8

Ⅱ『あなたや子どもの生活』についてお聞きます。

※子どもとお住まいでない方は、身近な子ども(近所や親戚の子どもなど)または子ども一般のことについてお答えください。

Q5 あなたは、次の中で疲れること、不安に思うこと、悩んでいることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

全体	家事	お金のこと	自分の身体のこと	自分の将来	いじめ・嫌がらせ・シカト	就職	介護	近所づきあい	町内会の活動	自分の親との関係	友人関係
322 100.0	53 16.5	127 39.4	117 36.3	102 31.7	29 9.0	24 7.5	74 23.0	36 11.2	14 4.3	15 4.7	13 4.0
職場の人間関係	配偶者やパートナー (彼氏・彼女)との関係	agram など SNS 上の人間関係 Facebook, Twitter, LINE, Instagram	嫁」との関係 いわゆる「舅・姑」「婿・嫁」との関係	自分(配偶者)の仕事	子どもとのコミュニケーション	子どものしつけ	子どもの進路・将来	子どもの友人関係	子どものいじめ	子どもの不登校・ひきこも	子どもの非行・暴力
28 8.7	32 9.9	25 7.8	9 2.8	39 12.1	29 9.0	50 15.5	75 23.3	29 9.0	30 9.3	21 6.5	10 3.1
同居家族(子ども以外) からの暴力	その他	疲れること、不安なこと、 悩んでいることはない	無回答								
2 0.6	20 6.2	26 8.1	18 5.6								

Q6 あなたは、家で自由な時間がありますか。(○は1つ)

全体	ある	ない	無回答
322 100.0	288 89.4	19 5.9	15 4.7

Q7 あなたは、ふだん家で過ごしているときに、子どもの話を聞くこと（気持ちを受け止めること）ができていますか。（○は1つ）

全体	できている	だいたいできている	ほとんどできていない	できていない	子どもはいない	無回答
322 100.0	31 9.6	117 36.3	26 8.1	6 1.9	126 39.1	16 5.0

Q9 Q7において、「3ほとんどできていない」「4できていない」を選んだ人にお聞きします。その理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

全体	子どもの話を聞く時間を取ることができないから	子どもが自分の気持ちや意見を言うことが少ないから	聞くよりも子どもに伝えることのほうが多いから	どのように聞いたり受け止めたりすればよいかわからない	その他	無回答
32 100.0	14 43.8	11 34.4	8 25.0	5 15.6	6 18.8	1 3.1

Q10 あなたは、家の中で何かを決めるとき、子どもの意見を聞いていますか。（○は1つ）

全体	聞いている	聞いている だいたい	聞いている ほとんど	聞いていない	子どもはいない	無回答
180 100.0	39 21.8	110 61.1	17 9.4	4 2.2	2 1.1	8 4.4

Q11 Q10において、「1聞いている」または「2だいたい聞いている」を選んだ人にお聞きします。

子どもから聞いた意見を実際に反映させたり、実現したりすることができていますか。（○は1つ）

全体	できている	できている だいたい	できていない ほとんど	できていない	無回答
149 100.0	17 11.4	121 81.2	8 5.4	— —	3 2.0

Q14 子どもには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが、少なくとも一人はいると思いますか。（○は1つ）

全体	そう思う	そう思わない	無回答
322 100.0	238 74.0	61 18.9	23 7.1

Q15 子どもには、遊んだり休んだり自分の好きなことをする時間が十分あると思いますか。（○は1つ）

全体	あると思う	だいたいあると思う	ほとんどないと思う	ないと思う	無回答
322 100.0	86 26.7	165 51.2	46 14.3	7 2.2	18 5.6

Q16 子どもにとってホッとできる場所はどこだと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

全体	自分の部屋	リビング・居間	お風呂	トイレ	祖父母の家	友だちの家	教室	学校図書館	クラブ、部活動の場所	学習塾	習いごとの教室・スポーツクラブ
322 100.0	188 58.4	190 59.0	81 25.2	53 16.5	79 24.5	26 8.1	16 5.0	14 4.3	32 9.9	7 2.2	27 8.4
地域の図書館・市民館	子ども夢パーク	公園	こども文化センター・わくわくプラザ	アルバイト先・仕事場	遊戯施設（カラオケボックスやゲームセンターなど）・飲食店・コンビニ	その他	特にない	無回答			
12 3.7	2 0.6	45 14.0	16 5.0	3 0.9	22 6.8	18 5.6	3 0.9	23 7.1			

Q17 日常生活で、文化・国籍等のちがいが、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。

（○は1つ）

全体	そう思う	ときどき思う	ほとんどそう 思わない	そう思わない	無回答
322 100.0	41 12.7	202 62.7	45 14.0	15 4.7	19 5.9

Ⅲ『相談するところ』についてお聞きします。

Q18 あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が少なくとも一人はいますか。（○は1つ）

全体	いる	いない	無回答
322 100.0	276 85.8	32 9.9	14 4.3

Q19 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたら、誰に相談しますか。（あてはまるものすべてに○）

全体	自分の親、義理の親	自分の子ども	親戚	兄弟姉妹	夫・妻、パートナー	友だち	職場の同僚	職場の先輩	職場の上司・管理職	近所の人	保健師
322 100.0	128 39.8	58 18.0	6 1.9	75 23.3	193 59.9	161 50.0	43 13.4	23 7.1	16 5.0	9 2.8	5 1.6
医師	民生委員・主任児童委員	子どもの担任の先生	子どものクラブ・部活動の先生	校長先生、教頭先生	ゆうゆう広場・相談学級の先生	スクールカウンセラー	心理カウンセラー	Facebook, Twitter, LINE, Instagram など SNS 上の友だち	その他	無回答	
17 5.3	- -	11 3.4	- -	2 0.6	- -	3 0.9	9 2.8	5 1.6	11 3.4	13 4.0	

Q20 次のような川崎市の子どもの相談・救済機関（相談を受けてくれるところ）を知っていますか。（知っているものすべてに○）

全体	保健福祉センター（地域まもり支援センター）	児童相談所	児童・青少年電話相談	児童虐待防止センター	民生委員・主任児童委員	スクールカウンセラー	総合教育センター	24時間子供SOS電話相談	教育委員会の教育相談室	電話相談ホットライン（体罰など）	インターネット問題相談窓口
322 100.0	109 33.9	188 58.4	53 16.5	40 12.4	63 19.6	75 23.3	19 5.9	38 11.8	18 5.6	43 13.4	15 4.7
やまびこ相談	かわさき若者サポートステーション	人権オンブズパーソン	川崎いのちの電話	かわさきチャイルドライン	子どもの人権110番	神奈川県弁護士会 子どもの人権相談	知っているものはない	無回答			
-	5	24	89	22	72	9	52	19			
-	1.6	7.5	27.6	6.8	22.4	2.8	16.1	5.9			

Q21 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、Q20のような相談・救済機関に相談したいと思いますか。（○は1つ）

全体	したいと思う	したいけどできない	したいと思わない	無回答
322 100.0	160 49.7	18 5.6	114 35.4	30 9.3

IV『地域のこと』についてお聞きます。

※子どもとお住まいでない方は、身近な子ども（近所や親戚の子どもなど）や子ども一般のことについてお答えください。

Q23 あなたは、ボランティア活動や町内会・自治会活動など、地域の活動や行事・イベントに参加していますか。（○は1つ）

全体	参加している	参加したい	参加してほい	参加していない	無回答
322 100.0	26 8.1	47 14.6	76 23.6	157 48.7	16 5.0

Q24 Q23において、「1参加している」または「2だいたい参加している」を選んだ人にお聞きます。

あなたは、地域で何かを決めるとき、子どもの意見を聞いていますか。（○は1つ）

全体	聞いている	聞いている だいたい	聞いていない ほとんど	聞いていない	無回答
73 100.0	8 11.0	25 34.2	18 24.7	17 23.3	5 6.8

Q25 Q24において、「1聞いている」または「2だいたい聞いている」を選んだ人にお聞きます。

子どもから聞いた意見を実際に反映させたり、実現したりすることができていますか。（○は1つ）

全体	できている	できている だいたい	できていない ほとんど	できていない	無回答
33 100.0	3 9.1	25 75.8	4 12.1	1 3.0	- -

Q28 子どもには、地域に、一緒に遊んだり話したりする友だちがいると思いますか。（○は1つ）

全体	そう思う	そう思わない	わからない	無回答
322 100.0	196 60.9	30 9.3	79 24.5	17 5.3

Q29 子どもには、地域に、遊んだりスポーツをしたりなど、自分が好きなことをする場所があると思いますか。（○は1つ）

全体	そう思う	そう思わない	わからない	無回答
322 100.0	161 50.0	77 23.9	68 21.1	16 5.0

V『あなたの思い』についてお聞きます。

Q30 あなたは、自分が好きですか。（○は1つ）

全体	好き	だいたい好き	あまり好きではない	好きではない	無回答
322 100.0	73 22.7	177 55.0	47 14.6	13 4.0	12 3.7

Q31 あなたは、周りの人から大切にされていると感じますか。（〇は1つ）

全体	感じる	だいたい感じる	あまり感じない	感じない	無回答
322 100.0	102 31.7	160 49.7	40 12.4	10 3.1	10 3.1

Q32 あなたは、毎日が楽しいですか。（〇は1つ）

全体	楽しい	だいたい楽しい	あまり楽しくない	楽しくない	無回答
322 100.0	50 15.5	208 64.7	41 12.7	12 3.7	11 3.4

Q33 子どもは、毎日が楽しいと感じていると思いますか。（〇は1つ）

全体	そう思う	だいたいそう思う	あまり思わない	そう思わない	無回答
322 100.0	49 15.2	201 62.3	43 13.4	5 1.6	24 7.5

『あなた自身のこと』についてお聞きます。（この回答で書いた人がわかることはありません。）

F-1 あなたの令和2（2020）年4月2日時点での年齢をおしえてください。（〇は1つ）

全体	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	無回答
322 100.0	3 0.9	36 11.2	64 19.8	62 19.3	54 16.8	36 11.2	43 13.4	20 6.2	4 1.2

F-2 あなたにお子さんはいらっしゃいますか。（あてはまるものすべてに○）

全体	妊娠中	0～2歳の子どもがいる	3～6歳（就学前）の子どもがいる	小学1～3年生の子どもがいる	小学4～6年生の子どもがいる	中学生がいる	18歳未満（4月2日現在）の高校生世代がいる	18歳以上（4月2日現在）の子どもがいる	いない	無回答
322 100.0	5 1.6	29 9.0	29 9.0	27 8.4	30 9.3	19 5.9	17 5.3	97 30.1	111 34.5	11 3.4

F-3 あなたの住んでいるところをおしえてください。（○は1つ）

全体	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	無回答
322 100.0	43 13.4	30 9.3	55 17.0	53 16.5	50 15.5	45 14.0	40 12.4	6 1.9

F-4 あなたは、川崎市に住んでどのくらいになりますか。（○は1つ）

全体	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	無回答
322 100.0	10 3.1	48 14.9	46 14.3	214 66.5	4 1.2

F-5 あなたは、誰と暮らしていますか。（あてはまるものすべてに○）

全体	父	母	祖父	祖母	兄弟姉妹	夫・妻・配偶者・パートナー	おじ	おば	子ども	孫	一人暮らし
322 100.0	29 9.0	43 13.4	2 0.6	4 1.2	20 6.2	233 72.4	- -	- -	149 46.3	2 0.6	34 10.6
その他	無回答										
8 2.5	4 1.2										

単純集計表（職員）

I 平成 12(2000)年 12 月につくられた『川崎市子どもの権利に関する条例』についてお聞きます。

Q1 川崎市子どもの権利に関する条例を知っていますか。(○は1つ)

全体	知っている	内容はよくわからないが聞いたことがある	知らない	無回答
344 100.0	294 85.4	44 12.8	5 1.5	1 0.3

Q2 川崎市子どもの権利に関する条例をふだんどのような方法で見たり聞いたりしますか。(あてはまるものすべてに○)

全体	職場での話	職場以外の講座や学習会、研修会	パンフレット	川崎市ホームページ	ポスター	ちらし	新聞、テレビなど	その他	無回答
338 100.0	240 71.0	105 31.1	202 59.8	62 18.3	94 27.8	75 22.2	26 7.7	21 6.2	2 0.6

Q3 川崎市の取組で知っているものは何ですか。(知っているものすべてに○)

全体	かわさき子どもの権利の日	川崎市子ども会議	川崎市人権オンブズ	川崎市子どもの権利委員会	子どもの権利に関する行動計画	一つも知らない	無回答
344 100.0	265 77.0	269 78.2	263 76.5	116 33.7	90 26.2	10 2.9	6 1.7

Q4 川崎市子どもの権利に関する条例には、次の7つの子どもの権利が示されています。

Q4-1 7つの子どもの権利のうち、子どもにとって最も大切だと思うものはどれですか。

あてはまるものを最大3つまで選び、大切だと思う順にその番号と理由を書いてください。

1位

全体	安心して生きる権利	ありのままの自分である権利	自分を守り、守られる権利	自分を豊かにし、力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて支援を受ける権利	無回答
344 100.0	284 82.5	20 5.8	15 4.4	3 0.9	5 1.5	- -	8 2.3	9 2.6

2位

全体	安心して生きる権利	ありのままの自分で いる権利	自分を守り、 守られる権利	自分を豊かにし、 力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて 支援を受ける権利	無回答
344 100.0	12 3.5	129 37.5	92 26.7	13 3.8	18 5.2	4 1.2	18 5.2	58 16.9

3位

全体	安心して生きる権利	ありのままの自分で いる権利	自分を守り、 守られる権利	自分を豊かにし、 力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて 支援を受ける権利	無回答
344 100.0	8 2.3	50 14.5	84 24.4	16 4.7	32 9.3	7 2.0	48 14.0	99 28.8

合算

全体	安心して生きる権利	ありのままの自分で いる権利	自分を守り、 守られる権利	自分を豊かにし、 力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて 支援を受ける権利	無回答
344 100.0	304 88.4	199 57.8	191 55.5	32 9.3	55 16.0	11 3.2	74 21.5	9 2.6

Q4-2 7つの子どもの権利のうち、守られていないと思うものはありますか。

あれば最大3つまで選び、守られていないと思う順にその番号と考えられる理由や問題点を書いてください。

1位

全体	安心して生きる権利	ありのままの自分で いる権利	自分を守り、 守られる権利	自分を豊かにし、 力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて 支援を受ける権利	無回答
344 100.0	36 10.5	23 6.7	61 17.7	16 4.7	28 8.1	3 0.9	46 13.4	131 38.0

2位

全体	安心して生きる権利	ありのままの自分で いる権利	自分を守り、 守られる権利	自分を豊かにし、 力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて 支援を受ける権利	無回答
344 100.0	9 2.6	19 5.5	17 4.9	8 2.3	19 5.5	13 3.8	23 6.7	236 68.7

3位

全体	安心して生きる権利	ありのままの自分で いる権利	自分を守り、 守られる権利	自分を豊かにし、 力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて 支援を受ける権利	無回答
344 100.0	6 1.7	9 2.6	15 4.4	2 0.6	6 1.7	4 1.2	11 3.2	291 84.6

合算

全体	安心して生きる権利	ありのままの自分で いる権利	自分を守り、 守られる権利	自分を豊かにし、 力づけられる権利	自分で決める権利	参加する権利	個別の必要に応じて 支援を受ける権利	無回答
344 100.0	51 14.8	51 14.8	93 27.0	26 7.6	53 15.4	20 5.8	80 23.3	130 37.8

Ⅱ 『あなたの職場の子どもの生活』についてお聞きます。

Q5 あなたは、子どもには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも一人はいると思いますか。（○は1つ）

全体	そう思う	だいたいそう 思う	ほとんどそう 思わない	そう思わない	無回答
344 100.0	103 29.9	224 65.1	15 4.4	1 0.3	1 0.3

Q6 あなたは、職場において、子どもの気持ちや意見を聞くこと（受けとめること）ができていますか。（○は1つ）

全体	できている	できている だいたい	できていない ほとんど	できていない	無回答
344 100.0	78 22.7	243 70.6	20 5.8	1 0.3	2 0.6

Q8 Q6において、「3ほとんどできていない」「4できていない」を選んだ人にお聞きします。

その理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

全体	子どもの話を聞く時間を取ることができないから	子どもが自分の気持ちや意見を言うことが少ないから	聞くよりも子どもに伝えることのほうが多いから	どのように聞いたり受けとめたりするとよいかわからないから	その他	無回答
21 100.0	7 33.3	8 38.1	5 23.8	2 9.5	10 47.6	— —

Q9 子どもには、遊んだり休んだり自分の好きなことをする時間が十分あると思いますか。（○は1つ）

全体	あると思う	あると思う だいたい	ないと思う ほとんど	ないと思う	無回答
344 100.0	38 11.0	200 58.2	97 28.2	6 1.7	3 0.9

Q10 あなたの職場では、子どもに関わること（運営方針、授業・保育内容、行事等）を決めるとき、

子どもの思いや考えを聞いていますか。（○は1つ）

全体	聞いている	聞いている だいたい	ほとんど聞くことが できていない	聞くことが できていない	わからない	無回答
344 100.0	53 15.4	201 58.5	54 15.7	7 2.0	23 6.7	6 1.7

Q11 Q10において、「1聞いている」または「2だいたい聞いている」を選んだ人にお聞きます。

子どもから聞いた意見を、実際に反映させたり、実現したりすることができていますか。（○は1つ）

全体	できている	できている だいたい	できていない ほとんど	できていない	無回答
254 100.0	20 7.9	214 84.2	13 5.1	- -	7 2.8

Q14 あなたの職場では、子どもが悩んだり困ったりしたときに、子ども自身が解決に向けて動き出すことのできる仕組みがありますか。（○は1つ）

全体	ある	ない	わからない	無回答
344 100.0	184 53.5	50 14.5	95 27.6	15 4.4

Q16 川崎市には次のような相談を受けてくれるところがありますが、知っているものは何ですか。（知っているものすべてに○）

全体	保健福祉センター（地域まもり 支援センター）	児童相談所	児童・青少年電話相談	児童虐待防止センター	民生委員・主任児童委員	スクールカウンセラー	総合教育センター	24時間子供SOS電話相談	教育委員会の 教育相談室	電話相談ホットライン（体罰など）
344 100.0	268 77.9	325 94.5	208 60.5	169 49.1	256 74.4	280 81.4	230 66.9	216 62.8	168 48.8	184 53.5
インターネット問題相談窓口	やまびこ相談	かわさき若者サポート ステーション	人権オンブズパーソン	川崎いのちの電話	かわさきチャイル ドライン	子どもの人権110番	神奈川県弁護士会 子どもの人権相談	知っているものはない	無回答	
94 27.3	22 6.4	41 11.9	237 68.9	244 70.9	194 56.4	260 75.6	38 11.0	- -	9 2.6	

Q17 あなたの職場で子どもを支援する際、関係機関や地域団体と協働・連携して行うことがありますか。

具体例や理由を含め教えてください。（○は1つ）

全体	ある	だいたいある	ほとんどない	ない	無回答
344 100.0	254 73.9	50 14.5	13 3.8	6 1.7	21 6.1

Q18 あなたの職場では、子どもが自分の権利を学ぶ機会がありますか。（○は1つ）

全体	ある	だいたいある	ほとんどない	ない	無回答
344 100.0	102 29.7	110 32.0	98 28.5	27 7.8	7 2.0

Q19 あなたの職場では、あなたが子どもの権利を学ぶ機会がありますか。（○は1つ）

全体	ある	だいたいある	ほとんどない	ない	無回答
344 100.0	146 42.4	126 36.6	56 16.3	12 3.5	4 1.2

Q20 あなたの職場では、文化・国籍等の違い、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。（○は1つ）

全体	思う	思わない	無回答
344 100.0	333 96.8	9 2.6	2 0.6

Ⅲ 『あなたの思い』についてお聞きます。

Q22 あなたは、自分が好きですか。（○は1つ）

全体	好き	だいたい好き	あまり好きではない	好きではない	無回答
344 100.0	67 19.5	220 63.9	52 15.1	4 1.2	1 0.3

Q23 あなたは、周りの人から大切にされていると感じますか。（○は1つ）

全体	感じる	だいたい感じる	あまり感じない	感じない	無回答
344 100.0	94 27.3	223 64.8	24 7.0	1 0.3	2 0.6

Q24 あなたは、毎日が楽しいですか。（○は1つ）

全体	とても楽しい	だいたい楽しい	あまり楽しくない	楽しくない	無回答
344 100.0	69 20.1	233 67.6	37 10.8	4 1.2	1 0.3

Q25 あなたは、仕事上の悩みがありますか。（○は1つ）

全体	ある	ときどきある	あまりない	ない	無回答
344 100.0	93 27.0	216 62.8	31 9.0	2 0.6	2 0.6

Q26 あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が少なくとも一人はいますか。（○は1つ）

全体	いる	いない	無回答
344 100.0	326 94.8	17 4.9	1 0.3

Q27 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、誰かに相談したいと思いますか。（○は1つ）

全体	したいと思う	したいけどできない	したいと思わない	無回答
344 100.0	296 86.0	22 6.4	24 7.0	2 0.6

Q28 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたら、誰に相談しますか。（あてはまるものすべてに○）

全体	職場の同僚	職場の先輩	職場の上司・管理職	自分の親、義理の親	自分の子ども	親戚	兄弟姉妹	夫・妻、パートナー	友だち	近所の人
344 100.0	224 65.1	147 42.7	138 40.1	127 36.9	64 18.6	8 2.3	72 20.9	218 63.4	194 56.4	4 1.2
保健師	医師	民生委員・主任児童委員	子どもの担任の先生	子どものクラブ・部活動の先生	校長先生、教頭先生	ゆうゆう広場・相談学級の先生	スクールカウンセラー	心理カウンセラー	Facebook, Twitter, LINE, Instagram などSNS上の友だち	その他
2 0.6	23 6.7	4 1.2	14 4.1	— —	23 6.7	— —	7 2.0	7 2.0	2 0.6	8 2.3
無回答										
6 1.7										

Q29 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、どこかに相談したいと思いますか。（○は1つ）

全体	したいと思う	したいけどできない	したいと思わない	無回答
344 100.0	182 52.9	25 7.3	131 38.1	6 1.7

『あなた自身のこと』についてお聞きます。

F-1 あなたの所属を教えてください。（○は1つ）

全 体	学 校 関 係	施 設 関 係	無 回 答
344 100.0	180 52.4	158 45.9	6 1.7

F-2 あなたの令和2(2020)年4月1日での勤続年数を教えてください。（○は1つ）

全 体	1 年 未 満	1 年 以 上 5 年 未 満	5 年 以 上 10 年 未 満	10 年 以 上 20 年 未 満	20 年 以 上 30 年 未 満	30 年 以 上	無 回 答
344 100.0	14 4.1	54 15.7	50 14.5	90 26.2	71 20.6	58 16.9	7 2.0

調査票（子ども）

川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査

子ども（11～17歳）用

～ アンケート協力をお願い ～

- お送りしたあて名のご本人が教えてください。
 - 質問に対して、あてはまるものに○（まる）をつけてください。
 - 答えられる範囲でかまいません。
 - 鉛筆かボールペンで書いてください。
 - 答え終わりましたら、いっしょにお送りした返信用封筒に入れて、送り返してください。
（返信用封筒には、切手をはる必要はありません。）
 - 令和2（2020）年9月30日までにポストに入れてください。
- ※ このアンケートは、川崎市にお住まいの方の中から、コンピュータで3,000人を選んでお送りしています。
- ※ あなたの答えた内容が、他の人に知られることはありません。

《 このアンケートをごらんになった保護者の方へ 》

無記名のアンケートであり、個人が特定されることはありません。お子様やご家族にご迷惑がかかることのないよう、十分配慮いたします。お子様が思っていることや考えていることを自由に書くようお願いいたします。

★パソコンやスマートフォンから答えることもできます★

https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=4456

※二重で回答しないように、パソコンやスマートフォンから答えたときは、この調査票は捨ててください。



アクセスはこちらから！



11月20日はかわさき子どもの権利の日

【お問合せ先】

川崎市こども未来局 青少年支援室 子どもの権利担当
 電話：044-200-2344 Fax：044-200-3931
 メールアドレス：45sien@city.kawasaki.jp

I 平成12(2000)年12月につくられた「川崎市子どもの権利に関する条例」についてお聞きします。

Q1 川崎市子どもの権利に関する条例を知っていますか。(Qは1つ)

- 1 知っている 2 聞いたことはあるが内容はよくわからない 3 知らない
→1または2を回答した人は、Q2へお進みください →3を回答した人は、Q3へお進みください

Q2 川崎市子どもの権利に関する条例をふだんどのような方法で見たり聞いたりしますか。

(あてはまるものすべてにQ)

- 1 学校の先生の話 2 施設の職員の話 3 親や友だちの話
4 学校で配布されたパンフレット 5 川崎市ホームページ 6 ポスター
7 ちらし 8 新聞、テレビなど
9 その他(具体的に:)

Q3 次の川崎市の取組で知っているものは何ですか。(あてはまるものすべてにQ)

- 1 かわさき子どもの権利の日 2 川崎市子ども会議
3 川崎市人権オンブズパーソン 4 川崎市子どもの権利委員会
5 子どもの権利に関する行動計画 6 一つも知らない

Q4 川崎市子どもの権利条例には、次のような7つの子どもの権利が示されています。

1 安心して生きる権利	子どもは、愛情と理解をもって育てられ、あらゆる差別を受けず、安全・安心に生活できる
2 ありのままの自分でいる権利	他の人との違いや個性が大切にされ、秘密が守られる また、ホッとできる場所や楽しく遊んだり、体を休ませたりできる
3 自分を守り、守られる権利	いじめ、虐待、体罰などから逃れたい相談したりできる 他の人が子どものことを決めるときに自分の意見が大事にされる
4 自分を豊かにし、力づけられる権利	遊んだり学んだり活動したりする中で、成長や自信につながるように励まされ、力づけられる
5 自分で決める権利	自分のことを自分で決めたり、決めるときにおとなの助けを受けたり、必要な情報が与えられる
6 参加する権利	自分を表現したり、自分の意見を言ったり、仲間をつくるなど、社会で活動することができる
7 個別の必要に応じて支援を受ける権利	国の違いや障がいなどで差別されず支えられ、社会に参加して交流ができるように、その子どもにあわせて助けてもらえる

Q8 Q7において、「3 ほとんどできていない」「4 できていない」を選んだ人にお聞きします。その理由は何かですか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1 おとなが話を聞いてくれないから | 2 どのように話してよいかわからないから |
| 3 おとなと話をしている時間がないから | 4 話したいと思うことがないから |
| 5 その他（具体的に： _____） | |

Q9 家で何かをしたり、決めたりするとき、おとなはあなたの意見を聞いていますか。（Qは1つ）

- | | | |
|--------------|-------------|---------------------------|
| 1 聞いている | 2 だいたい聞いている | →1または2を回答した人は、Q10へお進みください |
| 3 ほとんど聞いていない | 4 聞いていない | →3または4を回答した人は、Q12へお進みください |

Q10 Q9において、「1 聞いている」または「2 だいたい聞いている」を選んだ人にお聞きします。聞いてもらった自分自身の意見は実現されましたか。（Qは1つ）

- | | | |
|----------------|---------------|---------------------------|
| 1 実現されている | 2 だいたい実現されている | →1または2を回答した人は、Q11へお進みください |
| 3 ほとんど実現されていない | 4 実現されていない | →3または4を回答した人は、Q12へお進みください |

Q11 Q10において、「1 実現されている」または「2 だいたい実現されている」を選んだ人にお聞きします。実現されたことで印象に残っていることは何かですか。

具体的に： _____

Q12 あなたには、遊んだり休んだり自分の好きなことをしたりする時間が十分にありますか。

（Qは1つ）

- | | | | |
|------|----------|----------|------|
| 1 ある | 2 だいたいある | 3 ほとんどない | 4 ない |
|------|----------|----------|------|

Q13 あなたにとってホッとできる場所はどこですか。（あてはまるものすべてに○）

- | | | | |
|--------------------------------------|---------------|--------------------|---------|
| 1 自分の部屋 | 2 リビング・居間 | 3 お風呂 | 4 トイレ |
| 5 祖父母の家 | 6 友だちの家 | 7 教室 | 8 学校図書館 |
| 9 クラブ、部活動の場所 | 10 学習塾 | 11 習いごとの教室・スポーツクラブ | |
| 12 地域の図書館・市民館 | 13 子ども夢パーク | 14 公園 | |
| 15 こども文化センター・わくわくプラザ | 16 アルバイト先・仕事場 | | |
| 17 遊戯施設（カラオケボックスやゲームセンターなど）・飲食店・コンビニ | | | |
| 18 その他（具体的に： _____） | | | |
| | | | 19 特になし |

Q14 あなたは、おとな（親、先生など）からたたかれたり、心を傷つけられる言葉を言われたり、無視されたりすることがありますか。（Qは1つ）

- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

Q15 あなたは、生活のなかで文化・国籍などのちがいが、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。（Qは1つ）

- | | | | |
|--------|----------|--------------|----------|
| 1 そう思う | 2 ときどき思う | 3 ほとんどそう思わない | 4 そう思わない |
|--------|----------|--------------|----------|

Ⅲ 『相談するところ』についてお聞きします。

Q16 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、誰かに相談したいと思いますか。（Qは1つ）

- 1 したいと思う 2 したいけどできない（理由： ）
3 したいと思わない（理由： ） → 3を答えた人は、018へお進みください

Q17 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたら、誰に相談しますか。

（あてはまるものすべてにQ）

- 1 親 2 友だちの親 3 兄弟姉妹 4 祖父母 5 友だち 6 先輩
7 今の学校の先生 8 今の学校の保健室の先生 9 今の学校のクラブ・部活動の先生
10 卒業した学校の先生 11 習いごとの先生、スポーツクラブの監督・コーチ
12 ゆうゆう広場・相談指導学級・通級指導教室の先生
13 スクールカウンセラー 14 Facebook、Twitter、LINE、InstagramなどSNS上の友だち
15 その他（具体的に： ）

Q18 次のような川崎市の子どもの相談・救済機関（相談を受けてくれるところ）を知っていますか。

（知っているものすべてにQ）

- 1 保健福祉センター（地域みまもり支援センター） 2 児童相談所 3 児童・青少年電話相談
4 児童虐待防止センター 5 民生委員・主任児童委員 6 スクールカウンセラー
7 総合教育センター 8 24時間子供SOS電話相談 9 教育委員会の教育相談室
10 電話相談ホットライン（体罰など） 11 インターネット問題相談窓口
12 やまびこ相談 13 かわさき若者サポートステーション 14 人権オンブズパーソン
15 川崎いのちの電話 16 かわさきチャイルドライン 17 子どもの人権110番
18 神奈川県弁護士会 子どもの人権相談 19 知っているものはない

Q19 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、Q18のような相談・救済機関に相談したいと思いますか。

- 1 したいと思う 2 したいけどできない（理由： ）
3 したいと思わない（理由： ） → 3を答えた人は、021へお進みください

Q20 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたらQ18のような相談・救済機関のどこに相談しますか。（あてはまる数字をすべて書いてください。）

Q21 あなたは、どのようなところなら相談しようと思いますか。自由に書いてください。

Ⅳ 『学校・地域のこと』についてお聞きします。

※これまでの学校生活や地域での過ごし方について教えてください。

Q22 あなたは、学校の行事や話し合いに参加していますか。（Qは1つ）

- 1 参加している 2 だいたい参加している 3 ほとんど参加していない 4 参加していない

Q23 学校で何かをしたり、決めたりするとき、先生は、子どもの意見を聞いていますか。（Qは1つ）

- | | | |
|--------------|-------------|---------------------------|
| 1 聞いている | 2 だいたい聞いている | →1または2を回答した人は、Q24へお進みください |
| 3 ほとんど聞いていない | 4 聞いていない | →3または4を回答した人は、Q26へお進みください |

Q24 Q23において、「1 聞いている」または「2 だいたい聞いている」を選んだ人にお聞きします。
先生が聞いた子どもの意見は実現されていますか。（Qは1つ）

- | | | |
|----------------|---------------|---------------------------|
| 1 実現されている | 2 だいたい実現されている | →1または2を回答した人は、Q25へお進みください |
| 3 ほとんど実現されていない | 4 実現されていない | →3または4を回答した人は、Q27へお進みください |

Q25 Q24において、「1 実現されている」または「2 だいたい実現されている」を選んだ人にお聞きします。実現されたことで印象に残っていることは何ですか。

具体的に：
→Q27へお進みください

Q26 Q23において、「3 ほとんど聞いていない」または「4 聞いていない」を選んだ人にお聞きします。その理由は何ですか。（あてはまるものすべてにQ）

- | |
|---------------------------|
| 1 学校で何かを決めること自体が少ないから |
| 2 先生が決めてしまっていることが多いから |
| 3 決めるときに、みんなが意見を言う時間がないから |
| 4 その他（理由： ） |

Q27 学校にはあなたの話をよく聞いてくれる先生や職員（給食の調理員や事務の人も含む）がいますか。（Qは1つ）

- | | |
|------|-------|
| 1 いる | 2 いない |
|------|-------|

Q28 あなたは、学校に何でも話せる友だち（先輩や後輩も含む）がいますか。（Qは1つ）

- | | |
|------|-------|
| 1 いる | 2 いない |
|------|-------|

Q29 あなたは、学校の勉強がよくわかりますか。（Qは1つ）

- | | | | |
|-------|-----------|-------------|---------|
| 1 わかる | 2 だいたいわかる | 3 ほとんどわからない | 4 わからない |
|-------|-----------|-------------|---------|

Q30 あなたは、学校で休み時間や放課後、安心してすごせますか。（Qは1つ）

- | | | | |
|--------|------------|-------------|---------|
| 1 すこせる | 2 だいたいすこせる | 3 ほとんどすこせない | 4 すこせない |
|--------|------------|-------------|---------|

Q31 あなたは、放課後どこですごしますか。（あてはまるものすべてにQ）

- | | | | |
|----------------------|-----------------------------|----------|---------|
| 1 自分の部屋 | 2 リビング・居間 | 3 祖父母の家 | 4 友だちの家 |
| 5 クラブ・部活動の場所 | 6 学校図書館 | 7 教室 | 8 学習塾 |
| 9 習いごとの教室・スポーツクラブ | 10 地域の図書館・市民館 | | |
| 11 こども文化センター・わくわくプラザ | 12 子ども夢パーク | 13 公園 | |
| 14 アルバイト先・仕事場 | 15 遊戯施設（カラオケボックスやゲームセンターなど） | 飲食店・コンビニ | |
| 16 その他（具体的に： ） | | | |

Q32 あなたは、地域の活動・イベント・ボランティア等に参加したことがありますか。
(あてはまるものすべてにQ)

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------|
| 1 子ども夢パーク | 2 こども文化センター・わくわくプラザの活動・イベント |
| 3 地域の寺子屋 | 4 地域のスポーツ・文化活動（町内会の大会やイベントなど） |
| 5 子ども会活動（ジュニアリーダーなど） | 6 ボーイスカウト・ガールスカウト |
| 7 地域のお祭り（みこし、模擬店の手伝いなど） | 8 ボランティア活動（町内会の清掃ボランティアなど） |
| 9 その他〔具体的に： 〕 →1～9を回答した人は、Q33へお進みください | |
| 10 参加したことがない →10を回答した人は、Q36へお進みください | |

Q33 Q32において、1～9を選んだ人にお聞きします。地域で何かをしたり、決めたりするとき、おとなは子どもの意見を聞いていますか。(Qは1つ)

- | | | |
|--------------|-------------|---------------------------|
| 1 聞いている | 2 だいたい聞いている | →1または2を回答した人は、Q34へお進みください |
| 3 ほとんど聞いていない | 4 聞いていない | →3または4を回答した人は、Q36へお進みください |

Q34 Q33において、「1 聞いている」または「2 だいたい聞いている」を選んだ人にお聞きします。おとなが聞いた子どもの意見は実現されていますか。(Qは1つ)

- | | | |
|----------------|---------------|---------------------------|
| 1 実現されている | 2 だいたい実現されている | →1または2を回答した人は、Q35へお進みください |
| 3 ほとんど実現されていない | 4 実現されていない | →3または4を回答した人は、Q36へお進みください |

Q35 Q34において、「1 実現されている」または「2 だいたい実現されている」を選んだ人にお聞きします。実現されたことで印象に残っていることは何ですか。

具体的に：

Q36 あなたは、次のような場で、話し合ったり意見を言ったりしたことがありますか。
(あてはまるものすべてにQ)

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| 1 川崎市子ども会議、行政区・中学校区子ども会議の話し合い | |
| 2 子ども夢パーク・こども文化センター・わくわくプラザの話し合い | |
| 3 学校教育推進会議、生徒会・児童会の話し合い | 4 子ども会の話し合い |
| 5 その他〔具体的に： 〕 | 6 したことがない |

Q37 地域（学校以外）に、一緒に遊んだり話したりする友だちがいますか。(Qは1つ)

- | | |
|------|-------|
| 1 いる | 2 いない |
|------|-------|

Q38 地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所がありますか。(Qは1つ)

- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

V 『あなたの思い』についてお聞きします。

Q39 あなたは、自分が好きですか。(Qは1つ)

- | | | | |
|------|----------|-------------|----------|
| 1 好き | 2 だいたい好き | 3 あまり好きではない | 4 好きではない |
|------|----------|-------------|----------|

Q40 あなたは、自分は親や周りのおとなから大切にされていると感じますか。（Qは1つ）

1 そう思う 2 だいたいそう思う 3 あまり思わない 4 そう思わない

Q41 あなたは、自分は友だちにとって大切だと思いますか。（Qは1つ）

1 そう思う 2 だいたいそう思う 3 あまり思わない 4 そう思わない

Q42 あなたは、毎日が楽しいですか。（Qは1つ）

1 楽しい 2 だいたい楽しい 3 あまり楽しくない 4 楽しくない

Q43 子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していくためには、どんなことが大切だと思いますか。何でも自由に書いてください。

Q44 新型コロナウイルス感染症のため急に学校がお休みとなりました。学校がお休みの時期のあなたの過ごし方をおしえてください。何をしておきたか、どんな気持ちで過ごしたかを具体的に書いてください。

何をしておきたか	}
どんな気持ちで過ごしたか	}

『あなた自身のこと』についてお聞きします。（この回答で書いた人がわかることはありません。）

F-1 あなたの令和2（2020）年4月2日時点での年齢をおしえてください。（Qは1つ）

ア 11歳 イ 12歳 ウ 13歳 エ 14歳 オ 15歳 カ 16歳 キ 17歳

F-2 あなたの住んでいるところをおしえてください。（Qは1つ）

ア 川崎区 イ 幸区 ウ 中原区 エ 高津区 オ 宮前区 カ 多摩区 キ 麻生区

F-3 あなたは、川崎市に住んで、どのくらいになりますか。（Qは1つ）

ア 1年未満 イ 1年以上5年未満 ウ 5年以上10年未満 エ 10年以上

F-4 あなたは、誰と暮らしていますか。（あてはまるものすべてにQ）

ア 父 イ 母 ウ 祖父 エ 祖母 オ 兄弟姉妹 カ おじ キ おば ク その他

F-5 あなたは平日（月曜日から金曜日まで）おもに何をしていますか。（Qは1つ）

※新型コロナウイルス感染症防止のための学校休校時にかかわらず、みだんの生活についてお答えください。

ア 学校ですごしている イ 学校以外のところですごしている ウ 働いている

調査票（おとな）

川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査

おとな（18歳以上）用

～ アンケート協力のお願い ～

- お送りしたあて名のご本人がお答えください。
- 質問に対して、あてはまるものに○（まる）をつけてください。
- 18歳未満の子どもとお住まいの方は、その子どものことについてお答えください。
子どもとお住まいでない方は、身近な子ども（近所や親戚の子どもなど）または子ども一般のことについてお答えください。
- 答えられる範囲でかまいません。
- 鉛筆かボールペンで書いてください。
- 答え終わりましたら、いっしょにお送りした返信用封筒に入れて、送り返してください。
（返信用封筒には、切手をはる必要はありません。）
- 令和2（2020）年9月30日までにポストに入れてください。

※ このアンケートは、川崎市にお住まいの方の中から、コンピュータで3,000人を選んでお送りしています。

※ 川崎市子どもの権利に関する条例では、「子ども」を18歳未満としています。

※ あなたの答えた内容が、他の人に知られることはありません。

※ 外国人市民や障がいのある方などにも読みやすいように、ふりがなを振っています。

★パソコンやスマートフォンから答えることもできます★

https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=4624

※二重で回答しないように、パソコンやスマートフォンから答えたときは、この調査票は捨ててください。



アクセスはこちらから！



11月20日はかわさき子どもの権利の日

【お問合せ先】

川崎市こども未来局 青少年支援室 子どもの権利担当

電話：044-200-2344 Fax：044-200-3931

メールアドレス：45sien@city.kawasaki.jp

I 平成12(2000)年12月につくられた「川崎市子どもの権利に関する条例」についてお聞きします。

Q1 川崎市子どもの権利に関する条例を知っていますか。(Qは1つ)

- 1 知っている 2 聞いたことはあるが内容はよくわからない 3 知らない
→1または2を回答した人は、Q2へお進みください →3を回答した人は、Q3へお進みください

Q2 川崎市子どもの権利に関する条例をふだんどのような方法で見たり聞いたりしますか。
(あてはまるものすべてに○)

- 1 学校の先生の話 2 施設の職員の話 3 知人・友人の話
4 学校で配布されたパンフレット 5 川崎市ホームページ 6 ポスター
7 ちらし 8 新聞、テレビなど
9 その他〔具体的に： 〕

Q3 次の川崎市の取組で知っているものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 かわさき子どもの権利の日 2 川崎市子ども会議
3 川崎市人権オンブズパーソン 4 川崎市子どもの権利委員会
5 子どもの権利に関する行動計画 6 一つも知らない

Q4 川崎市子どもの権利に関する条例には、次のような7つの子どもの権利が示されています。

1 安心して生きる権利	子どもは、愛情と理解をもって育てられ、あらゆる差別を受けず、安全・安心に生活できる
2 ありのままの自分でいる権利	他の人との違いや個性が大切にされ、秘密が守られる また、ホッとできる場所で楽しく遊んだり、体を休ませたりできる
3 自分を守り、守られる権利	いじめ、虐待、体罰などから逃れたり相談したりできる 他の人が子どものことを決めるときに自分の意見が大事にされる
4 自分を豊かにし、力づけられる権利	遊んだり学んだり活動したりする中で、成長や自信につながるように励まされ、力づけられる
5 自分で決める権利	自分のことを自分で決めたり、決めるときにおとなの助けを受けたり、必要な情報が得られる
6 参加する権利	自分を表現したり、自分の意見を言ったり、仲間をつくるなど、社会で活動することができる
7 個別の必要に応じて支援を受ける権利	国の違いや障がいなどで差別されず支えられ、社会に参加して交流ができるように、その子どもにあわせて助けてもらえる

Q4-1 7つの子どもの権利のうち、子どもにとって最も大切だと思うものはどれですか。
あてはまるものを最大3つまで選び、大切だと思う順にその番号と理由を書いてください。

番号	大切だと思う理由

Q4-2 7つの子どもの権利のうち、守られていないと思うものはありますか。
あれば最大3つまで選び、守られていないと思う順にその番号と理由を書いてください。

番号	守られていないと思う理由

Ⅱ 『あなたや子どもの生活』についてお聞きします。

※子どもとお住まいでない方は、身近な子ども(近所や親戚の子どもなど)または子ども一般のことについてお答えください。

Q5 あなたは、次の中で疲れること、不安に思うこと、悩んでいることは何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

1 家事	2 お金のこと	3 自分の身体のこと	4 自分の将来
5 いじめ・嫌がらせ・シカト	6 就職	7 介護	
8 近所づきあい	9 町内会の活動	10 自分の親との関係	11 友人関係
12 職場の人間関係	13 配偶者やパートナー（彼氏・彼女）との関係		
14 Facebook, Twitter, LINE, InstagramなどSNS上の人間関係			
15 いわゆる「舅・姑」「婿・嫁」との関係	16 自分（配偶者）の仕事		
17 子どもとのコミュニケーション	18 子どものしつけ	19 子どもの進路・将来	
20 子どもの友人関係	21 子どものいじめ	22 子どもの不登校・ひきこもり・中退	
23 子どもの非行・暴力	24 同居家族（子ども以外）からの暴力		
25 その他（具体的に：			）
26 疲れること、不安なこと、悩んでいることはない			

Q6 あなたは、家で自由な時間がありますか。(Qは1つ)

1 ある 2 ない

Q7 あなたは、ふだん家で過ごしているときに、子どもの話を聞くこと（気持ちを受け止めること）ができていますか。（Qは1つ）

- | | | |
|--------------|-------------|-------------------------|
| 1 できている | 2 だいたいできている | →1または2を回答した人はQ8へお進みください |
| 3 ほとんどできていない | 4 できていない | →3または4を回答した人はQ9へお進みください |
| 5 子どもはいない | | →5を回答した人はQ14へお進みください |

Q8 Q7において、「1 できている」「2 だいたいできている」を選んだ人にお聞きします。その具体例や工夫していることは何ですか。（Qは1つ）

具体的に：

Q9 Q7において、「3 ほとんどできていない」「4 できていない」を選んだ人にお聞きします。その理由は何ですか。（あてはまるものすべてにQ）

- 1 子どもの話を聞く時間を取ることができないから
- 2 子どもが自分の気持ちや意見を言うことが少ないから
- 3 聞くよりも子どもに伝えることのほうが多いから
- 4 どのように聞いたり受け止めたりすればよいかわからないから
- 5 その他〔具体的に： 〕

Q10 あなたは、家の中で何かを決めるとき、子どもの意見を聞いていますか。（Qは1つ）

- | | | |
|--------------|-------------|----------------------------|
| 1 聞いている | 2 だいたい聞いている | →1または2を回答した人はQ11へお進みください |
| 3 ほとんど聞いていない | 4 聞いていない | →3、4または5を回答した人はQ14へお進みください |
| 5 子どもはいない | | |

Q11 Q10において、「1 聞いている」または「2 だいたい聞いている」を選んだ人にお聞きします。子どもから聞いた意見を実際に反映させたり、実現したりすることができていますか。（Qは1つ）

- | | | |
|--------------|-------------|--------------------------|
| 1 できている | 2 だいたいできている | →1または2を回答した人はQ12へお進みください |
| 3 ほとんどできていない | 4 できていない | →3または4を回答した人はQ13へお進みください |

Q12 Q11において、「1 できている」または「2 だいたいできている」を選んだ人にお聞きします。できたことで印象に残っていることは何ですか。

具体的に：

Q13 Q11において、「3 ほとんどできていない」または「4 できていない」を選んだ人にお聞きします。できていない理由は何ですか。

具体的に：

Q14 子どもには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが、少なくとも一人はいると思いますか。（Qは1つ）

- 1 そう思う 2 そう思わない

Q15 子どもには、遊んだり休んだり自分の好きなことをする時間が十分あると思いますか。（Qは1つ）

- 1 あると思う 2 だいたいあると思う 3 ほとんどないと思う 4 ないと思う

Q16 子どもにとってホッとできる場所はどこだと思いますか。（あてはまるものすべてにQ）

- | | | | |
|-----------------------------|---------------------|--------------------|---------|
| 1 自分の部屋 | 2 リビング・居間 | 3 お風呂 | 4 トイレ |
| 5 祖母の家 | 6 友だちの家 | 7 教室 | 8 学校図書館 |
| 9 クラブ、部活動の場所 | 10 学習塾 | 11 習いごとの教室・スポーツクラブ | |
| 12 地域の図書館・市民館 | 13 子ども夢パーク | 14 公園 | |
| 15 こども文化センター・わくわくプラザ | 16 アルバイト先・仕事場 | | |
| 17 遊戯施設（カラオケボックスやゲームセンターなど） | 18 その他（具体的に： _____） | 19 特になし | |

Q17 日常生活で、文化・国籍等のちがいが、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。（Qは1つ）

- 1 そう思う 2 とときどき思う 3 ほとんどそう思わない 4 そう思わない

Ⅲ 『相談するところ』についてお聞きします。

Q18 あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が少なくとも一人はいますか。（Qは1つ）

- 1 いる 2 いない

Q19 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたら、誰に相談しますか。（あてはまるものすべてにQ）

- | | | | |
|---|---------------------|-------------|---------|
| 1 自分の親、義理の親 | 2 自分の子ども | 3 親戚 | 4 兄弟姉妹 |
| 5 夫・妻、パートナー | 6 友だち | 7 職場の同僚 | 8 職場の先輩 |
| 9 職場の上司・管理職 | 10 近所の人 | 11 保健師 | 12 医師 |
| 13 民生委員・主任児童委員 | 14 子どもの担任の先生 | | |
| 15 子どものクラブ・部活動の先生 | 16 校長先生、教頭先生 | | |
| 17 ゆうゆう広場・相談学級級の先生 | 18 スクールカウンセラー | 19 心理カウンセラー | |
| 20 Facebook, Twitter, LINE, InstagramなどSNS上の友だち | 21 その他（具体的に： _____） | | |

Q20 次のような川崎市の子どもの相談・救済機関（相談を受けてくれるところ）を知っていますか。
（知っているものすべてに○）

1 保健福祉センター（地域みまもり支援センター）	2 児童相談所
3 児童・青少年電話相談	4 児童虐待防止センター
5 民生委員・主任児童委員	6 スクールカウンセラー
7 総合教育センター	8 24時間子供SOS電話相談
9 教育委員会の教育相談室	10 電話相談ホットライン（体罰など）
11 インターネット問題相談窓口	12 やまびこ相談
13 かわさき若者サポーステーション	14 人権オンブズパーソン
15 川崎いのちの電話	16 かわさきチャイルドライン
17 子どもの人権110番	18 神奈川県弁護士会 子どもの人権相談
19 知っているものはない	

Q21 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、Q20のような相談・救済機関に相談したいと思いますか。（Qは1つ）

1 したいと思う	2 したいけどできない（理由）	）
3 したいと思わない（理由）		）

Q22 あなたは、どのようなところなら相談しようと思いますか。自由に書いてください。

IV 『地域のこと』についてお聞きします。

※子どもとお住まいでない方は、身近な子ども（近所や親戚の子どもなど）や子ども一般のことについてお答えください。

Q23 あなたは、ボランティア活動や町内会・自治会活動など、地域の活動や行事・イベントに参加していますか。（Qは1つ）

1 参加している	2 だいたい参加している	3 ほとんど参加していない	4 参加していない
→1または2を回答した人はQ24へお進みください		→3または4を回答した人はQ28へお進みください	

Q24 Q23において、「1 参加している」または「2 だいたい参加している」を選んだ人にお聞きします。あなたは、地域で何かを決めるとき、子どもの意見を聞いていますか。（Qは1つ）

1 聞いている	2 だいたい聞いている	→1または2を回答した人はQ25へお進みください
3 ほとんど聞いていない	4 聞いていない	→3または4を回答した人はQ28へお進みください

Q25 Q24において、「1 聞いている」または「2 だいたい聞いている」を選んだ人にお聞きします。子どもから聞いた意見を実際に反映させたり、実現したりすることができていますか。（Qは1つ）

1 できている	2 だいたいできている	→1または2を回答した人はQ26へお進みください
3 ほとんどできていない	4 できていない	→3または4を回答した人はQ27へお進みください

Q26 Q25において、「1できている」または「2 だいたいできている」を選んだ人にお聞きします。
できたことで印象に残っていることは何ですか。

具体的に：

Q27 Q25において、「3 ほとんどできていない」または「4できている」を選んだ人にお聞きします。
できていない理由は何ですか。

具体的に：

Q28 子どもには、地域に、一緒に遊んだり話したりする友だちがいると思いますか。（Qは1つ）

1 そう思う 2 そう思わない 3 わからない

Q29 子どもには、地域に、遊んだりスポーツをしたりなど、自分が好きなことをする場所があると思いますか。（Qは1つ）

1 そう思う 2 そう思わない 3 わからない

V 『あなたの思い』についてお聞きします。

Q30 あなたは、自分が好きですか。（Qは1つ）

1 好き 2 だいたい好き 3 あまり好きではない 4 好きではない

Q31 あなたは、周りの人から大切にされていると感じますか。（Qは1つ）

1 感じる 2 だいたい感じる 3 あまり感じない 4 感じない

Q32 あなたは、毎日が楽しいですか。（Qは1つ）

1 楽しい 2 だいたい楽しい 3 あまり楽しくない 4 楽しくない

Q33 子どもは、毎日が楽しいと感じていると思いますか。（Qは1つ）

1 そう思う 2 だいたいそう思う 3 あまり思わない 4 そう思わない

Q34 子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していくためには、どんなことが大切だと思いますか。何でも自由に書いてください。

Q35 新型コロナウイルス感染症のため急に学校がお休みとなり、学校の休業期間が長期化したり、外出の自粛の要請などが行われたりしました。その時の子どもとの過ごし方の中から、悩んだことや難しかったこと、工夫したことを具体的に書いてください。

悩んだことや難しかったこと	工夫したこと

『あなた自身のこと』についてお聞きます。（この回答で書いた人がわかることはありません。）

F-1 あなたの令和2（2020）年4月2日時点での年齢をおしえてください。（Qは1つ）

ア 10歳代	イ 20歳代	ウ 30歳代	エ 40歳代	オ 50歳代
カ 60歳代	キ 70歳代	ク 80歳以上		

F-2 あなたにお子さんはいらっしゃいますか。（あてはまるものすべてにQ）

ア 妊娠中	イ 0～2歳の子どもがいる
ウ 3～6歳（就学前）の子どもがいる	エ 小学1～3年生の子どもがいる
オ 小学4～6年生の子どもがいる	カ 中学生がいる
キ 18歳未満（4月2日現在）の高校生世代がいる	
ク 18歳以上（4月2日現在）の子どもがいる	ケ いらない

F-3 あなたの住んでいるところをおしえてください。（Qは1つ）

ア 川崎区	イ 幸区	ウ 中原区	エ 高津区	オ 宮前区	カ 多摩区	キ 麻生区
-------	------	-------	-------	-------	-------	-------

F-4 あなたは、川崎市に住んでどのくらいになりますか。（Qは1つ）

ア 1年未満	イ 1年以上5年未満	ウ 5年以上10年未満	エ 10年以上
--------	------------	-------------	---------

F-5 あなたは、誰と暮らしていますか。（あてはまるものすべてにQ）

ア 父	イ 母	ウ 祖父	エ 祖母	オ 兄弟姉妹
カ 夫・妻・配偶者・パートナー	キ おじ	ク おば		
ケ 子ども	コ 孫	サ 一人暮らし	シ その他	

調査票（職員）

川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 職員用

～ アンケート協力をお願い ～

- 質問に対して、あてはまるものに○（まる）をつけてください。
- お答えいただける範囲でかまいません。
- 鉛筆かボールペンで書いてください。
- 回答が終わりましたら、一緒にお送りした返信用封筒に入れて、ご返送ください。
（返信用封筒には、切手を貼る必要はありません。）
- **令和2（2020）年9月30日までにポストに投函してください。**

※ このアンケートは、川崎市内の学校や子どもに関する施設をとおして、子どもに関わっている職員の皆さまにお送りしています。

※ あなた個人の回答内容が職場や外部にもれることはありません。

★パソコンやスマートフォンから答えることもできます★

https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=4625

※二重で回答しないように、パソコンやスマートフォンから答えたときは、この調査票は破棄してください。



アクセスはこちらから！



11月20日はかわさき子どもの権利の日

【お問合せ先】

川崎市こども未来局 青少年支援室 子どもの権利担当

電話：044-200-2344 Fax：044-200-3931

メールアドレス：45sen@city.kawasaki.jp

I 平成12（2000）年12月につくられた「**川崎市子どもの権利に関する条例**」についてお聞きします。

Q1 川崎市子どもの権利に関する条例を知っていますか。（○は1つ）

- 1 知っている 2 聞いたことがあるが内容はよくわからない 3 知らない
 →1または2を回答した人は、Q2へお進みください →3を回答した人は、Q3へお進みください

Q2 川崎市子どもの権利に関する条例をふだんどのような方法で見たり聞いたりしますか。

（あてはまるものすべてに○）

- 1 職場での話 2 職場以外の講座や学習会、研修会 3 パンフレット
 4 川崎市ホームページ 5 ポスター 6 ちらし
 7 新聞、テレビなど 8 その他〔具体的に： 〕

Q3 川崎市の取組で知っているものは何ですか。（知っているものすべてに○）

- 1 かわさき子どもの権利の日 2 川崎市子ども会議
 3 川崎市人権オンブズパーソン 4 川崎市子どもの権利委員会
 5 子どもの権利に関する行動計画 6 一つも知らない

Q4 川崎市子どもの権利に関する条例には、次の7つの子どもの権利が示されています。

1 安心して生きる権利	子どもは、愛情と理解をもって育てられ、あらゆる差別を受けず、安全・安心に生活できる
2 ありのままの自分でいる権利	他の人との違いや個性が大切にされ、秘密が守られる また、ホッとできる場所であしく遊んだり、体を休ませたりできる
3 自分を守り、守られる権利	いじめ、虐待、体罰などから逃れたり相談したりできる 他の人が子どものことを決めるときに自分の意見が大事にされる
4 自分を豊かにし、かづけられる権利	遊んだり学んだり活動したりする中で、成長や自信につながるようにつまされ、かづけられる
5 自分で決める権利	自分のことを自分で決めたり、決めるときにおとなの助けを受けたり、必要な情報が得られる
6 参加する権利	自分を表現したり、自分の意見を言ったり、仲間をつくるなど、社会で活動することができる
7 個別の必要に応じて支援を受ける権利	国の違いや障がいなどで差別されず支えられ、社会に参加して交流ができるように、その子どもにあわせて助けてもらえる

Q4-1 7つの子どもの権利のうち、子どもにとって最も大切だと思うものはどれですか。あてはまるものを最大3つまで選び、大切だと思う順にその番号と理由を書いてください。

番 号	大切だと思う理由

Q4-2 7つの子どもの権利のうち、守られていないと思うものはありますか。あれば最大3つまで選び、守られていないと思う順にその番号と考えられる理由や問題点を書いてください。

番 号	守られていないと思う理由や問題点

Ⅱ 『あなたの職場の子どもの生活』 についてお聞きします。

Q5 あなたは、子どもには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが少なくとも一人はいると思いますか。（Qは1つ）

1 そう思う 2 だいたいそう思う 3 ほとんどそう思わない 4 そう思わない

Q6 あなたは、職場において、子どもの気持ちや意見を聞くこと（受けとめること）ができていますか。（Qは1つ）

1 できている 2 だいたいできている →1または2を回答した人は、Q7へお進みください
3 ほとんどできていない 4 できていない →3または4を回答した人は、Q8へお進みください

Q7 Q6において、「1 できている」「2 だいたいできている」を選んだ人にお聞きします。子どもの気持ちや意見の聞き方についての具体例や、工夫していることは何ですか。

具体的に：

Q8 Q6において、「3 ほとんどできていない」「4 できていない」を選んだ人にお聞きします。その理由は何ですか。（あてはまるものすべてにQ）

- 1 子どもの話を聞く時間を取ることができないから
- 2 子どもが自分の気持ちや意見を言うことが少ないから
- 3 聞くよりも子どもに伝えることのほうが多いから
- 4 どのように聞いたり受けとめたりするとよいかわからないから
- 5 その他〔具体的に： 〕

Q9 子どもには、遊んだり休んだり自分の好きなことをする時間が十分あると思いますか。（Qは1つ）

- 1 あると思う 2 だいたいあると思う 3 ほとんどないと思う 4 ないと思う

Q10 あなたの職場では、子どもに関わること（運営方針、授業・保育内容、行事等）を決めるとき、子どもの思いや考えを聞いていますか。（Qは1つ）

- 1 聞いている 2 だいたい聞いている →1または2を回答した人は、Q11へお進みください
- 3 ほとんど聞くことができていない 4 聞くことができていない 5 わからない
- 3、4または5を回答した人は、Q14へお進みください

Q11 Q10において、「1 聞いている」または「2 だいたい聞いている」を選んだ人にお聞きします。子どもから聞いた意見を、実際に反映させたり、実現したりすることができていますか。（Qは1つ）

- 1 できている 2 だいたいできている →1または2を回答した人は、Q12へお進みください
- 3 ほとんどできていない 4 できていない →3または4を回答した人は、Q13へお進みください

Q12 Q11において、「1できている」または「2 だいたいできている」を選んだ人にお聞きします。できたことで印象に残っていることは何ですか。

具体的に：

Q13 Q11において、「3 ほとんどできていない」または「4できていない」を選んだ人にお聞きします。できていない理由は何ですか。

具体的に：

Q14 あなたの職場では、子どもが悩んだり困ったりしたときに、子ども自身が解決に向けて動き出すことのできる仕組みがありますか。（Qは1つ）

1 ある 2 ない 3 わからない（理由： ）
 →1を回答した人は、Q15へお進みください →2または3を回答した人は、Q16へお進みください

Q15 Q14において、「1 ある」を選んだ人にお聞きします。あなたの職場で設けられている仕組みを教えてください。

具体的に：

Q16 川崎市には次のような相談を受けてくれるところがありますが、知っているものは何ですか。
 （知っているものすべてに○）

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| 1 保健福祉センター（地域みまもり支援センター） | 2 児童相談所 |
| 3 児童・青少年電話相談 | 4 児童虐待防止センター |
| 5 民生委員・主任児童委員 | 6 スクールカウンセラー |
| 7 総合教育センター | 8 24時間子供SOS電話相談 |
| 9 教育委員会の教育相談室 | 10 電話相談ホットライン（体罰など） |
| 11 インターネット問題相談窓口 | 12 やまびこ相談 |
| 13 かわさき若者サポートステーション | 14 人権オンブズパーソン |
| 15 川崎いのちの電話 | 16 かわさきチャイルドライン |
| 17 子どもの人権110番 | 18 神奈川県弁護士会 子どもの人権相談 |
| 19 知っているものはない | |

Q17 あなたの職場で子どもを支援する際、関係機関や地域団体と協働・連携して行うことがありますか。具体例や理由を含め教えてください。（Qは1つ）

1 ある （具体例： ）
 2 だいたいある（具体例： ）
 3 ほとんどない（理由： ）
 4 ない （理由： ）

Q18 あなたの職場では、子どもが自分の権利を学ぶ機会がありますか。（Qは1つ）

1 ある 2 だいたいある 3 ほとんどない 4 ない

Q19 あなたの職場では、あなたが子どもの権利を学ぶ機会がありますか。(Qは1つ)

1 ある 2 だいたいある 3 ほとんどない 4 ない

Q20 あなたの職場では、文化・国籍等の違い、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。(Qは1つ)

1 思う 2 思わない

Q21 あなたの職場において、子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長できる子どもの権利を保障していくうえで、課題として感じていることがありましたら、具体的に書いてください。

Ⅲ 『あなたの思い』についてお聞きします。

Q22 あなたは、自分が好きですか。(Qは1つ)

1 好き 2 だいたい好き 3 あまり好きではない 4 好きではない

Q23 あなたは、周りの人から大切にされていると感じますか。(Qは1つ)

1 感じる 2 だいたい感じる 3 あまり感じない 4 感じない

Q24 あなたは、毎日が楽しいですか。(Qは1つ)

1 楽しい 2 だいたい楽しい 3 あまり楽しくない 4 楽しくない

Q25 あなたは、仕事上の悩みがありますか。(Qは1つ)

1 ある 2 ときどきある 3 あまりない 4 ない

Q26 あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が少なくとも一人はいますか。（Qは1つ）

- | | |
|------|-------|
| 1 いる | 2 いない |
|------|-------|

Q27 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、誰かに相談したいと思いますか。（Qは1つ）

- | | |
|-----------------------|--------|
| 1 したいと思う | |
| 2 したいけどできない（理由：_____） | _____） |
| 3 したいと思わない（理由：_____） | _____） |

Q28 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたら、誰に相談しますか。

（あてはまるものすべてにQ）

- | | |
|--------------------|--|
| 1 職場の同僚 | 2 職場の先輩 |
| 3 職場の上司・管理職 | 4 自分の親、義理の親 |
| 5 自分の子ども | 6 親戚 |
| 7 兄弟姉妹 | 8 夫・妻、パートナー |
| 9 友だち | 10 近所の人 |
| 11 保健師 | 12 医師 |
| 13 民生委員・主任児童委員 | 14 子どもの担任の先生 |
| 15 子どものクラブ・部活動の先生 | 16 校長先生、教頭先生 |
| 17 ゆうゆう広場・相談学級の先生 | 18 スクールカウンセラー |
| 19 心理カウンセラー | 20 Facebook, Twitter, LINE, Instagram など SNS 上の友だち |
| 21 その他〔具体的に：_____〕 | _____） |

Q29 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、どこかに相談したいと思いますか。（Qは1つ）

- | | |
|-----------------------|--------|
| 1 したいと思う | |
| 2 したいけどできない（理由：_____） | _____） |
| 3 したいと思わない（理由：_____） | _____） |

Q30 あなたは、どのようなところなら相談しようと思いますか。自由に書いてください。

Q31 子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していくためには、どんなことが大切だと思いますか。何でも自由に書いてください。

Q32 新型コロナウイルス感染症のため、急に学校がお休みとなり、学校の休業期間が長期化したり、外出の自粛の要請などが行われたりしました。その時における子どもへの対応を考え、悩んだことや難しかったこと、工夫したことを具体的に書いてください。

悩んだことや難しかったこと	工夫したこと

『あなた自身のこと』についてお聞きします。

F-1 あなたの所属を教えてください。（Qは1つ）

ア 学校関係 イ 施設関係

F-2 あなたの令和2(2020)年4月1日での勤続年数を教えてください。（Qは1つ）

ア 1年未満	イ 1年以上5年未満	ウ 5年以上10年未満
エ 10年以上20年未満	オ 20年以上30年未満	カ 30年以上

川崎市子どもの権利に関する条例

平成 12（2000）年 12 月 21 日川崎市条例第 72 号
最近改正 2005（平成 17）年 3 月 24 日

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条～第 8 条）

第 2 章 人間としての大切な子どもの権利 （第 9 条～第 16 条）

第 3 章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

第 1 節 家庭における子どもの権利の保障 （第 17 条～第 20 条）

第 2 節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障 （第 21 条～第 25 条）

第 3 節 地域における子どもの権利の保障 （第 26 条～第 28 条）

第 4 章 子どもの参加（第 29 条～第 34 条）

第 5 章 相談及び救済（第 35 条）

第 6 章 子どもの権利に関する行動計画 （第 36 条・第 37 条）

第 7 章 子どもの権利の保障状況の検証 （第 38 条～第 40 条）

第 8 章 雑則（第 41 条）

附則

前文

子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。

子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実には保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。

子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない、それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。

子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があるとともに、そこに参加する権利がある。そのためには社会は、子どもに開かれる。

子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。

市における子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め、その権利の保障につながる。私たちは、子ども最優先などの国際的な原則も踏まえ、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。

私たちは、こうした考えの下、平成元年 11 月 20 日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 子ども 市民をはじめとする市に關係のある 18 歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者

（2） 育ち・学ぶ施設 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設

（3） 親に代わる保護者 児童福祉法に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者

（責務）

第 3 条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとする。

2 市民は、子どもの権利の保障に努めるべき場において、その権利が保障されるよう市との協働に努めなければならない。

3 育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）のうち、市以外の施設関係者は、市の施策に協力するよう努めるとともに、その育ち・学ぶ施設における子どもの権利が保障されるよう努めなければならない。

4 事業者は、雇用される市民が養育する子ども及び雇用される子どもの権利の保障について市の施策に協力するよう努めなければならない。

（国等への要請）

第 4 条 市は、子どもの権利が広く保障されるよう国、他の公共団体等に対し協力を要請し、市外においてもその権利が保障されるよう働きかけを行うものとする。

（かわさき子どもの権利の日）

第 5 条 市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるため、かわさき子どもの権利の日を設ける。

2 かわさき子どもの権利の日は、11 月 20 日とする。

3 市は、かわさき子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めるものとする。

（広報）

第 6 条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるものとする。

（学習等への支援等）

第 7 条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めるものとする。

2 市は、施設関係者及び医師、保健師等の子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修の機会を提供するものとする。

3 市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

（市民活動への支援等）

第8条 市は、子どもの権利の保障に努める市民の活動に対し、その支援に努めるとともに、子どもの権利の保障に努める活動を行うものとの連携を図るものとする。

第2章 人間としての大切な子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第9条 この章に規定する権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければならない。

(安心して生きる権利)

第10条 子どもは、安心して生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情と理解をもって育はぐくまれること。
- (3) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (4) あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわしい生活ができること。
- (6) 平和と安全な環境の下で生活ができること。

(ありのままの自分でいる権利)

第11条 子どもは、ありのままの自分でいることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えや信仰を持つこと。
- (3) 秘密が侵されないこと。
- (4) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (5) 子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。
- (6) 安心できる場所で自分を休ませ、及び余暇を持つこと。

(自分を守り、守られる権利)

第12条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 自分が育つことを妨げる状況から保護されること。
- (3) 状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること。
- (4) 自分の将来に影響を及ぼすことについて他の者が決めるときに、自分の意見を述べるのにふさわしい雰囲気の中で表明し、その意見が尊重されること。
- (5) 自分を回復するに当たり、その回復に適切でふさわしい雰囲気の場合が与えられること。

(自分を豊かにし、かづけられる権利)

第13条 子どもは、その育ちに応じて自分を豊かにし、かづけられることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 文化芸術活動に参加すること。
- (4) 役立つ情報を得ること。
- (5) 幸福を追求すること。

(自分で決める権利)

第14条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること。

- (2) 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること。

- (3) 自分に関することを決めるために必要な情報が得られること。

(参加する権利)

第15条 子どもは、参加することができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分を表現すること。
- (2) 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 参加に際し、適切な支援が受けられること。

(個別の必要に応じて支援を受ける権利)

第16条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 子ども又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けないこと。
- (2) 前号の置かれている状況の違いが認められ、尊重される中で共生できること。
- (3) 障害のある子どもが、尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること。
- (4) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等を享受し、学習し、又は表現することが尊重されること。
- (5) 子どもが置かれている状況に応じ、子どもに必要な情報の入手の方法、意見の表明の方法、参加の手法等に工夫及び配慮がなされること。

第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

第1節 家庭における子どもの権利の保障

(親等による子どもの権利の保障)

第17条 親又は親に代わる保護者(以下「親等」という。)は、その養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者である。

- 2 親等は、その養育する子どもが権利を行使する際に子どもの最善の利益を確保するため、子どもの年齢と成熟に応じた支援に努めなければならない。
- 3 親等は、子どもの最善の利益と一致する限りにおいて、その養育する子どもに代わり、その権利を行使するよう努めなければならない。
- 4 親等は、育ち・学ぶ施設及び保健、医療、児童福祉等の関係機関からその子どもの養育に必要な説明を受けることができる。この場合において、子ども本人の情報を得ようとするときは、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいて行うよう努めなければならない。

(養育の支援)

第18条 親等は、その子どもの養育に当たって市から支援を受けることができる。

- 2 市は、親等がその子どもの養育に困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めるものとする。
- 3 事業者は、雇用される市民が安心してその子どもを養育できるよう配慮しなければならない。

(虐待及び体罰の禁止)

第19条 親等は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはならない。

(虐待からの救済及びその回復)

第20条 市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復に努めるものとする。

- 2 前項の救済及びその回復に当たっては、二次的被害が生じないようその子どもの心身の状況に特に配慮しなければならない。
- 3 市は、虐待の早期発見及び虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な救済及びその回復のため、関係団体等との連携を図り、その支援に努めるものとする。

第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障 (育ち・学ぶ環境の整備等)

第21条 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者（以下「施設設置管理者」という。）は、その子どもの権利の保障が図られるよう育ち・学ぶ施設において子どもが自ら育ち、学べる環境の整備に努めなければならない。

- 2 前項の環境の整備に当たっては、その子どもの親等その他地域の住民との連携を図るとともに、育ち・学ぶ施設の職員の主体的な取組を通して行われるよう努めなければならない。

(安全管理体制の整備等)

第22条 施設設置管理者は、育ち・学ぶ施設の活動における子どもの安全を確保するため、災害の発生の防止に努めるとともに、災害が発生した場合にあっても被害の拡大を防げるよう関係機関、親等その他地域の住民との連携を図り、安全管理の体制の整備及びその維持に努めなければならない。

- 2 施設設置管理者は、その子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるようその施設及び設備の整備等に配慮しなければならない。

(虐待及び体罰の禁止等)

第23条 施設関係者は、その子どもに対し、虐待及び体罰を行ってはならない。

- 2 施設設置管理者は、その職員に対し、子どもに対する虐待及び体罰の防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
- 3 施設設置管理者は、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。
- 4 施設関係者は、虐待及び体罰に関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。

(いじめの防止等)

第24条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。

- 2 施設関係者は、いじめの防止を図るため、その子どもに対し、子どもの権利が理解されるよう啓発に努めなければならない。
- 3 施設設置管理者は、その職員に対し、いじめの防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
- 4 施設設置管理者は、いじめに関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。
- 5 施設関係者は、いじめに関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。この場合において、施設関係者は、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行った上で適切な対応を行うよう努めなければならない。

(子ども本人に関する文書等)

第25条 育ち・学ぶ施設における子ども本人に関する文書は、適切に管理され、及び保管されなければならない。

- 2 前項の文書のうち子どもの利害に影響するものにあつては、その作成に当たり、子ども本人又はその親等

の意見を求める等の公正な文書の作成に対する配慮がなされなければならない。

- 3 育ち・学ぶ施設においては、その目的の範囲を超えてその子ども本人に関する情報が収集され、又は保管されてはならない。
- 4 前項の情報は、育ち・学ぶ施設のその目的の範囲を超えて利用され、又は外部に提供されてはならない。
- 5 第1項の文書及び第3項の情報に関しては、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいてその子ども本人に提示され、又は提供されるよう文書及び情報の管理等に関する事務が行われなければならない。
- 6 育ち・学ぶ施設において子どもに対する不利益な処分等が行われる場合には、その処分等を決める前に、その子ども本人から事情、意見を聴く場を設ける等の配慮がなされなければならない。

第3節 地域における子どもの権利の保障

(子どもの育ちの場等としての地域)

第26条 地域は、子どもの育ちの場であり、家庭、育ち・学ぶ施設、文化、スポーツ施設等と一体となってその人間関係を豊かなものとする場であることを考慮し、市は、地域において子どもの権利の保障が図られるよう子どもの活動が安全の下で行うことができる子育て及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めるものとする。

- 2 市は、地域において、子ども、その親等、施設関係者その他住民がそれぞれ主体となって、地域における子育て及び教育環境に係る協議その他の活動を行う組織の整備並びにその活動に対し支援に努めるものとする。

(子どもの居場所)

第27条 子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所（以下「居場所」という。）が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。

- 2 市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。

(地域における子どもの活動)

第28条 地域における子どもの活動が子どもにとって豊かな人間関係の中で育つために大切であることを考慮し、市は、地域における子どもの自治的な活動を奨励するとともにその支援に努めるものとする。

第4章 子どもの参加

(子どもの参加の促進)

第29条 市は、子どもが市政等について市民として意見を表明する機会、育ち・学ぶ施設その他活動の拠点となる場でその運営等について構成員として意見を表明する機会又は地域における文化・スポーツ活動に参加する機会を諸施策において保障することが大切であることを考慮して、子どもの参加を促進し、又はその方策の普及に努めるものとする。

(子ども会議)

第30条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を開催する。

- 2 子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。
- 3 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長に提出することができる。
- 4 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重するものとする。

- 5 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。

(参加活動の拠点づくり)

第31条 市は、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するため、子どもが子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点づくりに努めるものとする。

(自治的活動の奨励)

第32条 施設設置管理者は、その構成員としての子どもの自治的な活動を奨励し、支援するよう努めなければならない。

- 2 前項の自治的な活動による子どもの意見等については、育ち・学ぶ施設の運営について配慮されるよう努めなければならない。

(より開かれた育ち・学ぶ施設)

第33条 施設設置管理者は、子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれた育ち・学ぶ施設を目指すため、それらの者に育ち・学ぶ施設における運営等の説明等を行い、それらの者及び育ち・学ぶ施設の職員とともに育ち・学ぶ施設を支え合うため、定期的に話し合う場を設けるよう努めなければならない。

(市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見)

第34条 市は、子どもの利用を目的とした市の施設の設置及び運営に関し、子どもの参加の方法等について配慮し、子どもの意見を聴くよう努めるものとする。

第5章 相談及び救済

(相談及び救済)

第35条 子どもは、川崎市民権オンブズパーソンに対し、権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

- 2 市は、川崎市民権オンブズパーソンによるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとする。

第6章 子どもの権利に関する行動計画

(行動計画)

第36条 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長その他の執行機関は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び第38条に規定する川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くものとする。

(子どもに関する施策の推進)

第37条 市の子どものに関する施策は、子どもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、推進しなければならない。

- (1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。
- (2) 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。
- (3) 親等、施設関係者その他市民との連携を通して一人一人の子どもを支援するものであること。

第7章 子どもの権利の保障状況の検証

(権利委員会)

第38条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)を置く。

- 2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、子どもに関す

る施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。

- 3 権利委員会は、委員10人以内で組織する。
- 4 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。
- 8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(検証)

第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

- 2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。
- 3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。
- 4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。
- 5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。
- 6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。

(答申に対する措置等)

- 第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
(権利侵害からの救済等のための体制整備)
- 2 市は、子どもに対する権利侵害の事実が顕在化しにくく認識されにくいことと併せ、子どもの心身に将来にわたる深刻な影響を及ぼすことを考慮し、子どもが安心して相談し、救済を求めることができるようにするとともに、虐待等の予防、権利侵害からの救済及び回復等を図ることを目的とした新たな体制を早急に整備する。

附 則 (平成13年6月29日条例第15号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成14年3月29日規則第33号で平成14年5月1日から施行)

附 則 (平成14年3月28日条例第7号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附 則 (平成17年3月24日条例第7号) 抄
この条例は、公布の日から施行する。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

第7回

川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査
報 告 書

令和3（2021）年8月

川崎市こども未来局青少年支援室
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2344 FAX 044-200-3931